

資料 1-1  
(修正履歴あり)

令和5年7月28日  
第16回策定委員会資料

武蔵野市第六期長期計画・調整計画  
(令和6(2024)年度～10(2028)年度)

計画案 ~~(素案)~~ Ver.2.01-2

令和5(2023)年 9月

武蔵野市第六期長期計画・調整計画策定委員会

# 1 武蔵野市における長期計画・調整計画について

## (1)これまでのあゆみ

武蔵野市は、昭和46(1971)年の最初の「基本構想・長期計画」から、市民参加・議員参加・職員参加による「武蔵野市方式」と呼ばれる計画策定に取り組み、これまで半世紀にわたり、「市民自治」を原則として、長期計画に基づき計画的な市政運営を推進してきた。市民自治とは、市民が主体となって自らの住むまちを築き運営していくという考え方である。

この間、公共施設や下水道などの市民生活の基盤が計画的に整備されるとともに、福祉や教育・環境など各分野で市民と行政の協働による施策が展開され、市民生活全般の水準は着実に高まった。

市民自治の考え方は、本市の市政運営の最も重要な原理として今なお引き継がれている。平成23(2011)年の地方自治法改正により、基本構想策定の法的な義務付けが廃止されたが、長きにわたる武蔵野市方式による計画策定の歴史を踏まえ、武蔵野市方式を制度化した武蔵野市長期計画条例を平成23(2011)年12月に制定した。

また、4年ごとに策定される長期計画のみならず、様々な市政課題解決のために策定される専門的・具体的な個別計画においても、パブリックコメント(意見聴取)や意見交換会の実施など、幅広く市民の参加や意見を求めることが、武蔵野市方式という市政運営の一般的なスタイルとなっている。

このような市民自治の理念、市政運営のスタイルを未来へ継承し、発展させていくことを目的とした武蔵野市自治基本条例\*(以下「自治基本条例\*」という。)が令和2(2020)年4月に施行された。

第六期長期計画・調整計画においても、自治基本条例\*及び武蔵野市長期計画条例に基づき、これまで培ってきた武蔵野市方式による策定方式を継承しつつ、対面のみならずオンラインによる策定委員会の傍聴や意見交換・ワークショップの実施のほか、中高生世代と策定委員会の意見交換などの新たな手法を試みながら、より多様で広範な市民参加によって策定している。

### 「武蔵野市方式」について

武蔵野市方式とは、市民参加・議員参加・職員参加による策定をはじめとする、下記のような、長期計画を中心とした計画的市政運営に関するシステムのことをいう。

- 地域生活環境指標の作成や人口推計等の調査等の実施による、計画策定に必要な基礎データの整備と公開
- 市民意識調査等の実施による市民ニーズの把握
- 市民委員による策定委員会を設置し、計画案を策定
- 策定過程における市民参加・議員参加・職員参加の実施
- 策定過程における市民参加のため、討議要綱及び計画案の概要版を市報特集号で全戸に配布
- 市長及び市議会議員の任期にあわせた4年ごとの見直しによる実効性の担保
- 長期計画・調整計画と予算・決算の連動
- 長期計画・調整計画に掲げた施策・事業を各市民委員会や市民参加により実施
- 長期計画に基づき毎年主要事業を指定し、進行管理を実施

1  
2 **(2)調整計画の役割と位置付け**

3 10年間を計画期間として策定される長期計画は、前期5年を実行計画、後期5年を展望計画と  
4 している。この中で、市長選挙が行われたときや市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、実  
5 行計画の見直しを行い、新たな実行計画を策定するものと規定しており、これが調整計画の策定  
6 にあたる。

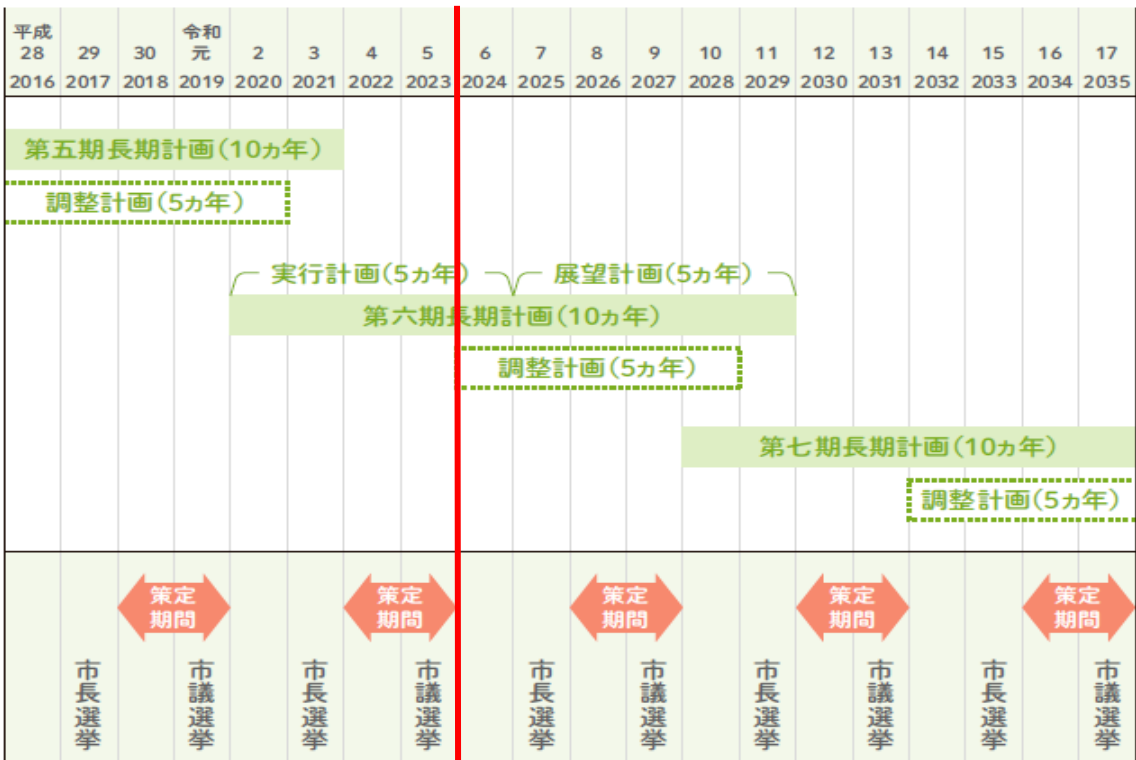
7 調整計画は、「市政運営の基本理念」と「施策の大綱」の見直しは行わず、実行計画に掲げた施  
8 策のうち、事業未着手、目標未到達等の施策への対応、展望計画として掲げた施策の検討、長期  
9 計画策定時からの社会状況の変化により求められる施策についての議論を主軸に、時代背景に  
10 応じて見直し、策定するものである。

11  
12 **(3)計画期間と計画見直しのサイクルについて**

13 現在は令和2(2020)～11(2029)年度の10年間を計画期間とする第六期長期計画に基づき市  
14 政運営を行っており、調整計画では、長期計画における令和6(2024)～10(2028)年度において  
15 の市の政策を見直していく。

16 なお、円滑な市政運営のため、計画期間の最後の1年は次の計画と重複させて策定することと  
17 しており、実質的には市長の任期に合わせた4年ごとの見直しを行っている。

18  
19 **■計画期間と計画見直しのサイクル**



20  
21  
22 **(4)策定の流れと本計画案について**

23 武蔵野市第六期長期計画・調整計画は、令和4(2022)年度から2カ年度にわたって策定を行っ  
24 ている。策定にあたっては、令和4(2022)年5～8月にかけて、オンラインによる無作為抽出市民ワ

1 ワークショップ及び中高生世代向けのむさしの未来ワークショップ、また無作為抽出及び公募による  
 2 対面での市民ワークショップを開催した。6月には武蔵野市第六期長期計画・調整計画市民会議  
 3 が設置されるとともに、8月には、市内在住の有識者、公募により選出された市民及び副市長から  
 4 なる武蔵野市第六期長期計画・調整計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)が設置された。  
 5 策定委員会では、各種計画や報告書などを参考に、議論が必要と思われる課題・論点について  
 6 「討議要綱」としてまとめ、令和5(2023)年2月に公表した。なお、第六期長期計画の基本目標及び  
 7 同実行計画の基本施策の取組状況について確認を行うため、令和3年(2021)年度に構築した新  
 8 たな行政評価制度(案)に基づく施策評価を試行的に実施し、「第六期長期計画実行計画の取組  
 9 状況と中間評価」も別冊資料として公表した。

10 この討議要綱に対して、市民や関係団体、市議会議員などから広く意見を聴取するとともに、令  
 11 和5(2023)年3月には無作為抽出による市民ワークショップ、4月には教育委員との意見交換、5  
 12 月には中高生世代との意見交換なども実施したうえで、武蔵野市第六期長期計画・調整計画の原  
 13 案となる「調整計画案」を作成した。

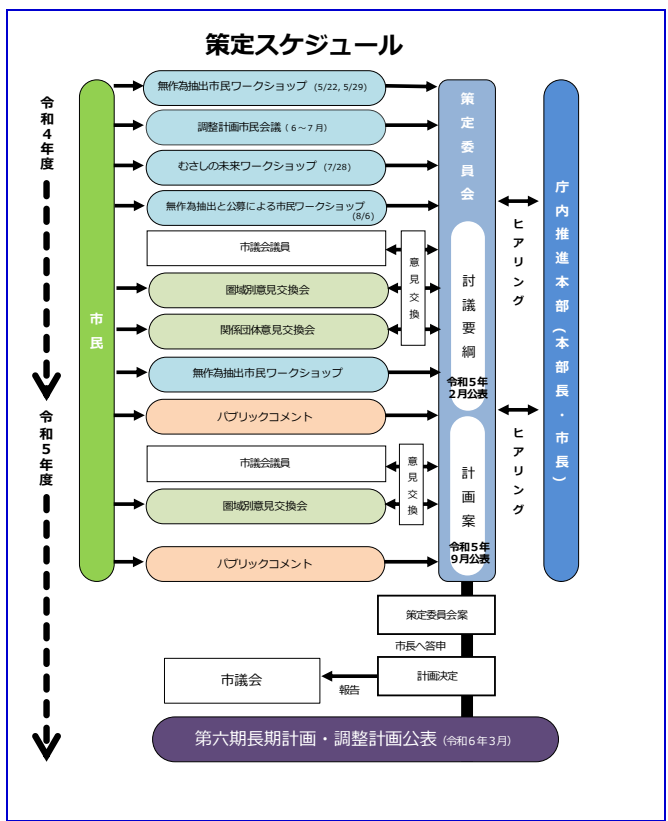
14 討議要綱と同様に、本計画案についても様々な手法により市民や関係者との意見交換を行い、  
 15 広く意見を求める。

16 ~~また~~、本計画案に係る市民の意見は、策定委員会事務局である市総合政策部企画調整課宛に、  
 17 Eメール・意見提出フォーム・郵送・ファクス・持参等、表紙に記載の方法で、令和5(2023)年●月  
 18 ●日(●)までにお届けいただきたい。

19 計画案に対して得られた意見を踏まえたうえで、本年11月頃には、策定委員会案を市長に答申  
 20 する予定である。

21 市長は答申された策定委員会案を尊重して調整計画を決定し、市議会への報告を経て、令和6  
 22 (2024)年3月に第六期長期計画・調整計画が公表される予定である。

23  
24



討議要綱二次元コード

別冊資料(第六期長期計画  
 実行計画の取り組み状況と  
 中間評価)二次元コード

## 2 基本的な考え方

昭和46(1971)年に策定した本市の最初の基本構想・長期計画において、「市民自治」を計画の原理として以来、これを本市の市政運営の基本原則として位置付け、現在に至るまで継承している。

本調整計画の前提となる第六期長期計画では、本市で培われてきた市民自治の伝統を継承していくことを確認し、これをさらに発展させていくための4つの原則を掲げ、長期計画における基本的な考え方としている。本調整計画においても、この基本的な考え方を継承する。

なお、この原則は、自治基本条例\*にも継承され、本市における自治の基本原則として本条例の第3条に規定されている。

### (1) 計画に基づく市政運営

本市の将来を見通した計画的な市政運営を行うことを原則とする。長期計画をはじめとして、個別計画を含め、本市の計画は、市民や多くの関係者の意見を反映させて強い規範性を持つ計画として策定する。長期計画は、各分野の個別計画との整合性を確保しつつ、市政全体を俯瞰したうえで、財政計画に基づき、総合的な見地から、市政の向かう大きな方向性を明らかにし、優先化・重点化すべき政策を明示する。

### (2) 情報共有の原則

市政への市民参加を推進していくために、行政の公正性と透明性を確保し、市政情報の積極的な共有を推進していくことを原則とする。市民自治の重要な要素である市民参加は、様々な情報が適切に市民に伝わって初めて成し得るものであり、その前提となるのが市民との情報共有・市民への情報提供である。

### (3) 市民参加の原則

市政全般にわたって、市民自治の原点とも言える市民参加を推進していくことを原則とする。市は、様々な立場にある市民からの意見を積極的に把握し、適切に市政に反映するよう努める。そのために、市は市民参加の機会を整備するとともに、より進んだ市民参加のあり方について、市民の意見を踏まえて追求していく。

### (4) 協働の原則

市政運営においては、市民自治のさらなる発展へとつながる協働の取組みを推進していくことを原則とする。多様化する公共的な課題への対応には、従来の行政サービスだけでは十分に対応することができないことも多くなっている。市民、市民活動団体、企業等の多様な主体と行政とが、課題意識とまちを良くしていこうという意識を共有し、対等の立場で各々の強みを生かしながら協働していくことが、豊かな地域社会の創造へとつながっていく。

### 3 第六期長期計画における基本目標等について

第六期長期計画における目指すべき姿と、それを実現するための基本目標及び前提となる基本課題は下図のとおりである。5つの基本課題は、市政全般に係る分野横断的な課題として抽出したもので、5つの基本目標に対して横串の関係となり、それぞれが相互に関連する課題である。

そして、5つの基本目標を実現するために、第六期長期計画の期間中に特に重点的に取り組む8つの重点施策を設定した。なお、これらは武蔵野市長期計画条例第5条に基づき、前頁の「2 基本的な考え方」も含めて、市政運営の基本理念として議決された事項である。



#### (1) 第六期長期計画における目指すべき姿

誰もが安心して暮らし続けられる 魅力と活力があふれるまち

#### (2) 基本目標

##### ① 多様性を認め合う 支え合いのまちづくり

市民一人ひとりの生き方や価値観の多様化が進んでいる。また、様々な異なる背景を持つ市民の多様化も進んでいる。全ての市民があらゆる場面でお互いを認め合い、理解し合うことにより、寛容性が生まれ、人と人とのつながりが生まれる。このつながりが信頼感を醸成し、地域での見守りや支え合いの基礎となる。誰もが安心して住み続けられるよう、一人ひとりの多様性を認め合う、誰も排除しない支え合いのまちづくりを推進する。

##### ② 未来ある子どもたちが 希望を持ち健やかに暮らせるまちづくり

子どもは、まちにとって未来である。子どもがこの武蔵野市でそれぞれの個性をひらき、のび

1 のびと育つことによって、まちが未来へと続く。子どもはまちの希望であり、活力の源であるとの  
2 認識を市民全体で共有する。そのうえで、地域全体で子ども・子育てを見守り、支援していくこと  
3 で、子どもを安心して産み育てられ、未来ある子どもたちが希望を持ち健やかに暮らせるまちづ  
4 くりを推進する。

### 6 ③コミュニティを育む 市民自治のまちづくり

7 武蔵野市は、市民自治のまちとして発展してきた。その核となっているのは地域のコミュニティ  
8 による支え合いである。人々の価値観が多様化している中で、コミュニティのあり方も変化してい  
9 る。この変化に対応し、地域の中で多様な主体同士の連携や協働により新たなチャレンジを重  
10 ねることで市民自治が進展していく。そして、この市民自治を通じた人と人との結びつきが、周り  
11 の市民の意識にも影響を与え、さらにコミュニティのつながりが育まれるという好循環のまちづくり  
12 を推進する。

### 14 ④このまちにつながる誰もが 住み・学び・働き・楽しみ続けられるまちづくり

15 武蔵野市が将来にわたって「住みたい、学びたい、働きたい、訪れたいまち」であり、さらに  
16 「住んで、学んで、働いて、訪れてよかった、楽しかったまち」となることを目指す。そのために、  
17 市民がそれぞれの価値観に合った生き方を実現できるための総合的な施策を充実させるととも  
18 に、武蔵野市の持つ多様な魅力や価値を内外に発信し共有していくことにより、まちの活力を向  
19 上させる。

### 21 ⑤限りある資源を生かした 持続可能なまちづくり

22 魅力と活力があふれる持続可能なまちを、責任を持って継承していくことが、今を生きる我々  
23 の責務である。未来に向けての積極的な投資を行えるよう、健全な財政を堅持するための最大  
24 限の工夫と努力をしながら、環境、福祉、経済、教育、文化等、多様な側面から、有限の資源で  
25 ある人材や物資、財源に加え、情報も含めて資源の有効活用を最大限に図り、持続可能なまち  
26 づくりを推進する。

## 28 (3)基本課題

---

### 30 A 少子高齢社会への挑戦

---

31 今後さらに少子高齢社会が進展していく。本市が持続可能なまちであるために、子どもが安心し  
32 て成長できる環境のさらなる充実や、市民の健康寿命\*を延ばす取組み等を進める必要がある。ま  
33 た、市民が生活していくうえでの課題が多様化する中、課題解決のためには様々な知見や人材の  
34 関わりが重要であることから、新たな担い手の発掘と育成を促進し、地域におけるまちぐるみの支  
35 え合いの取組みを進めていく必要がある。

---

### 37 B まちの活力の向上・魅力の発信

---

38 本市の人口は、今後もしばらくは伸びが続くと推計しているが、緑や街並みを大切にしたい良好な  
39 住環境を守る方向性は堅持しつつ、より戦略的なまちづくりにより、これまで市民とともに作り上げ

1 てきた本市の個性と魅力を磨き上げ、それを内外に発信していくことで、現在の市民に長く住み続  
2 けてもらうとともに、将来の市民につながる転入希望者を増やし、まちの活力を向上させていく必要  
3 がある。

## 4 5 **C 安全・安心を高める環境整備**

6 近年、全国的に地震や水害による大規模な自然災害が発生している。また、巧妙化する犯罪等  
7 に対する不安も根強く残る中、ハード・ソフト両面からの総合的な防災力の強化や防犯力の向上が  
8 求められている。あわせて、様々な分野において「安心感」を持って日々の暮らしができるよう、セ  
9 ーフティネットのさらなる充実を図る必要がある。

## 10 11 **D 公共施設・都市基盤施設の再構築**

12 住民サービスの基盤であり、さらにはまちの魅力や都市文化を醸成する重要な要素でもある公  
13 共施設や都市基盤施設が、今後順次更新の時期を迎えることになる。再構築に必要な多額の財  
14 源を確保するために、行財政改革への不断の努力を継続しながら、市民全体でこの課題を共有し、  
15 適正な規模や水準について考えていく必要がある。

## 16 17 **E 参加・協働のさらなる推進**

18 地域における公共的な課題は、多様化・複雑化してきている。これらに対応するためには、様々  
19 な立場の人々が課題や目的を共有し、知恵を出し合い、役割を分かち合って取り組んでいく必要  
20 がある。様々な主体との連携・協働とともに、市民のまちづくりへの参加を促し、本市の市民自治の  
21 さらなる進展を図っていく必要がある。

## 22 23 **(4)重点施策について**

### 24 **①武蔵野市ならではの地域共生社会\*の推進**

25 全ての市民が、その年齢、状態、国籍にかかわらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づ  
26 いて安心して生活が続けられるよう、保健、医療、福祉、教育等の地域生活に関わるあらゆる組  
27 織及び人が連携した、継続的かつ体系的な支援を行っていく。このことによって、高齢者、障害  
28 者をはじめ、全ての人が包摂され、一人ひとりの多様性が認められる、支え合いのまちづくりを推  
29 進する。

### 30 31 **②子どもと子育て家庭を切れ目なく支援する体制の確立**

32 全ての子どもの個性が尊重され、健やかな成長・発達ができるよう、安心して子どもを産み育  
33 てられる環境を整備し、子どもと子育てを応援するまちの実現を図る。そのために、様々な段階  
34 での相談支援の体制として、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携により、子どもと子育  
35 て家庭を切れ目なく支援する体制を確立し、地域社会全体で子どもと子育てを応援する施策を  
36 充実させ、子どもの「生きる力\*」を育むための多様な施策を推進していく。

### 37 38 **③いつでも安全・安心を実感できるまちづくりの推進**

39 発生が予想される首都直下地震等に対応するため、多様な主体と連携して災害への備えを



1 拡充し、市民、来街者等の全ての生命を守る取組みを強化するとともに、建築物の耐震性の向  
2 上等により都市の防災機能を高める。刑法犯認知件数\*は減少している一方、特殊詐欺\*等の  
3 被害は依然として多いため、被害を未然に防止し、市民の安心感を高めていく。

#### 5 **④豊かな文化の発展と活力をもたらす産業の振興**

6 本市では、豊かで多様な市民文化を土台に、「武蔵野市」を特徴づける都市文化が形成され  
7 てきた。また、都内有数の商業集積地である吉祥寺を中心として、小売業、飲食業、サービス業  
8 をはじめとする産業が発展するとともに、文化の発信地としても認知されてきた。働き方や価値観  
9 の多様化が進む時代において、新たなライフスタイルを提供できるよう、さらなるまちの魅力を創  
10 出し、発展させていくため、武蔵野市文化振興基本方針に基づく施策を展開し、豊かな暮らしを  
11 支える産業を振興していく。

#### 13 **⑤三駅周辺の新たな魅力と価値の創造**

14 本市には吉祥寺駅、三鷹駅、武蔵境駅があり、それぞれの駅周辺には培ってきた文化、緑の  
15 空間を含む良好な都市景観等があり、魅力的なまちが形成されている。今後も、各駅周辺で積  
16 み重ねてきた風土や文化、活動を大切にしつつ、市民や市民活動団体、事業者等の様々な主  
17 体によるまちづくり活動の始動を支援し、地域特性を生かしたまちづくりを進める。また、市民等  
18 による自発的・自立的なエアーマネジメント\*活動の展開を支援し、公共空間の社会的で文化的  
19 な価値を創出していく。

#### 21 **⑥武蔵野が誇る緑を基軸とした環境都市の構築**

22 暮らしに潤いや安らぎをもたらす緑は、本市の良好な住環境を形成する重要な役割を担って  
23 いるが、維持管理の負担等から、民有地では減少傾向にある。本市の実情を踏まえながら、これ  
24 からも日々の暮らしの中で緑を楽しむことができるまちづくりを推進していく。

25 また、地球環境は有限であり、人間の活動が地球温暖化をもたらしているという課題を認識し  
26 たうえで、環境に配慮した行動を実施する必要性がより一層高まっている。クリーンセンター及び  
27 環境啓発施設エコプラザ(仮称)(注)を中心とし、環境への配慮の大切さ、日常生活と環境問題  
28 とのつながりを発信することで、市民一人ひとりの行動を促し、人と自然が調和する環境都市を  
29 構築していく。

31 (注)環境啓発施設エコプラザ(仮称)

32 第六期長期計画策定後の令和2(2020)年11月に、環境啓発施設「むさしのエコreゾート」\*と  
33 して開設したオープンしている。

#### 35 **⑦時代の変化に応じた市民自治のさらなる発展**

36 市民自治の原則は、昭和46(1971)年に策定した最初の長期計画以来、本市における市政運  
37 営の基本原則となってきた。これまで培われてきた本市の市民参加・市民自治の歴史を将来に  
38 わたり継続し、発展させていくため、市政運営のルールを武蔵野市自治基本条例\*として明記し、  
39 定着させていく。

1 一方で、市民自治における参加者や担い手の固定化、担い手の負担感の増加等の課題があ  
2 るため、若者世代の参加を促し、その活動を支援するなど、参加者の裾野を広げる取組みを新  
3 たに進める必要がある。

4 市と市民との「情報共有」により「市民参加」が進み、「協働」につながっていくという循環の仕  
5 組みを構築し、これまで大切にしてきた市民自治の理念を継続しつつ、時代に合った新たな手  
6 法を常に検討し、さらなる市民自治の発展を図る。

#### 7 8 **⑧未来につなぐ公共施設等の再構築**

9 公共施設及び都市基盤施設の老朽化に対して、限りある財源の中で、各施設の質や総量の  
10 適正化を総合的に検討し、計画的に維持・更新を進めていく必要がある。必要な公共サービ  
11 スを維持し、向上させ、まちの魅力や文化の醸成を図り、新たな価値を創造していくため、多様な  
12 価値観を認め合える幅広い合意形成を図りながら、武蔵野市公共施設等総合管理計画に基づ  
13 き、公共施設及び都市基盤施設の計画的な更新と再構築を進めていく。

14  
15

## 4 市政を取り巻く状況について

### (1) 社会経済情勢等の変化

#### ① 新型コロナウイルス感染症の影響

第六期長期計画は、新型コロナウイルス感染症が世界中に広がり、日本においても感染が急速に拡大していた令和2(2020)年4月から始まった計画である。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、小中学校の長期にわたる臨時休校等や、緊急事態宣言発出に伴う不要不急の外出制限、飲食店等の営業の自粛要請のほか、ソーシャルディスタンスの確保等~~など~~が要請された。また、対面による会議や授業、イベントの実施、交流等も自粛・制限されるようになり、市民生活に大きな変化をもたらしたほか、地域経済にも大きな影響を与えた。

こうした変化に対応した「新しい生活様式」の定着が求められ、マスクの着用や手洗い・手指消毒の徹底、3密(密集・密接・密閉)の回避のほか、テレワークやWEB会議、オンライン配信を取り入れたイベントの実施などデジタル技術を活用した取組みが進められてきた。その一方で、社会の変化に伴う失業や廃業・倒産による生活困窮者\*等の増加や、人と人との対面コミュニケーションの希薄化、まちぐるみの互助の取組みの停滞、高齢者のフレイル\*の進行等が課題となった。

令和5(2023)年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類へと移行した。これに伴い、人々の流れや経済活動、様々なイベント、交流等において、感染症流行前の日常への回復が期待される。また、新型コロナウイルス感染症流行の経験によって得た知見や技術を活用しつつ、今後は人流や経済活動を止めることがないよう、社会生活、経済生活の持続的な発展に向けて取り組む必要がある。

#### ② 現代社会における様々な変化

変化の激しい現代社会において、市政の方向性を見定めるためには、世界や日本全国の状況をはじめとして、市政を取り巻く社会経済情勢等を踏まえ、本市における地域課題や市民ニーズに的確に対応~~する~~していく必要がある。

新型コロナウイルス感染症の流行により、一時的に人流や経済活動等が停滞した影響のほか、ウクライナ情勢等による原油価格・物価高騰の影響、近年の世界的な気候変動がもたらすあらゆる場面での深刻な影響や、急速な人口減少と少子高齢化、また国が示した自治体DX\*(デジタル・トランスフォーメーション)推進計画を踏まえたデジタル化の動きが急速に進むことで起こる様々な社会の仕組みの変革等、第六期長期計画策定後に大きな変化が~~あった。あり、さらにそして、今後も~~これまで経験してこなかった新たな事象が起こる可能性がある。

今後発生する諸課題に対し、専門的な対応を図るだけでなく、徹底した情報共有と市民参加を進め、市民自治・市民協働を一層充実させていき、課題を乗り越えていくことが求められる。

こうした背景を踏まえ、本調整計画の策定にあたり考慮すべき主な動向を以下に挙げる。

#### ◆ 原油価格・物価高騰による経済の悪化

○ 光熱水費や食材費等の高騰による市民生活、経済活動への影響

1 コロナ禍の長期化により、世界規模で経済活動が停滞する中、国際的な景気の悪化は食  
2 品類や日用雑貨の製造に欠かせない原材料の価格にも影響した。また、令和4(2022)年2  
3 月24日に開始されたロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻も、原材料価格の高騰に大き  
4 く影響した。こうした状況による光熱水費や食材費等の高騰は、市民生活や経済活動へ深刻  
5 な打撃を与え、さらに景気を悪化させる下押しするリスクとして悪循環を生んでいる。新型コロ  
6 ナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行したことも踏まえ、景気回復に向け  
7 た市民生活・経済活動を支える取組みが求められる。

#### 9 ○生活困窮者\*、家計急変者\*の増加

10 新型コロナウイルス感染症流行の影響に伴う失業や収入の減少により、家計が急変し、生  
11 活に苦しむ人が増加した中で、引き続き物価高騰等の影響により、経済的に困窮する人がさ  
12 らに増加するおそれがある。そうした生活困窮者\*や家計急変者\*に対し、これまでも臨時特  
13 別給付金の支給による支援を進めており、令和5(2023)年度においても、「電力・ガス・食料  
14 品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用した支援が行われている。今後、いかなる対応が  
15 必要か注視していく必要がある。

#### 17 ○調達不安による公共工事の遅延等

18 原材料価格高騰に起因する資材不足が公共工事における入札不調や工期の延長等の影  
19 響を与えている。公共工事の遅延は、様々な市民生活への影響に直結することが懸念される  
20 ため、適切な工期確保かつ確実な工事履行に向けた取組みが必要である。

### 22 ◆地球環境問題の深刻化

#### 23 ○自然災害被害の甚大化(風水害・猛暑・地震)

24 地球温暖化の進行に伴い、全国的には台風や豪雨の規模や頻度が増大化しており、川の  
25 氾濫や土石流、がけ崩れなどの風水害・土砂災害の発生が各地で後を絶たない。都市部  
26 においては、人口や建築物が集中し、ライフラインや交通機関等が高密度に整備されてい  
27 るため、大規模震災等が発生した場合の家屋や高層建築物の倒壊、大規模な火災の発生が予  
28 想されるほか、集中豪雨が発生した場合の道路冠水や浸水等の発生が予想される。また、  
29 年々気温の上昇が著しく、屋外活動における熱中症の救急搬送も増加している。

#### 31 ○環境の変化による資源確保への影響

32 地球温暖化が進むことで、気温上昇や異常気象による農業生産量の減少や、海洋生態系  
33 の損失による水産資源不足など、食料を確保するうえで多くの影響を受けることが予測される。  
34 また、発展途上国の経済成長と人口増加により、世界的には今後エネルギー消費量の大幅  
35 な増加が見込まれ、燃料資源や鉱物資源の資源獲得競争も激化すると懸念されている。限り  
36 ある資源を効率的に利用するしていくことで、持続可能な社会を構築することが求められる。

#### 38 ○脱炭素社会の実現に向けた取組み、再生可能エネルギーの導入

39 地球温暖化への対策はこれまでも世界的に取り組んできたが、温室効果ガスの排出量は  
40 引き続き増加傾向にあり、世界の平均気温も上昇している。平成27(2015)年に「パリ協定」が

1 採択されたことを契機に、我が国においても平成28(2016)年度に「地球温暖化対策計画」が  
2 策定され、令和2(2020)年には2050年カーボンニュートラル宣言が表明され、温室効果ガス  
3 排出量の削減目標(2050年ゼロ、2030年度46%)の達成に向けた施策が展開されている。ま  
4 た、太陽光や風力、バイオマスといった再生可能エネルギー導入の推進が求められる。

## 6 ◆少子高齢社会の一層の進展

### 7 ○人生100年時代\*

8 長寿命化により、100歳までの人生は「当たり前になる時代がくると言われている」珍しくなくな  
9 っている。この長い人生を充実させるためには、「従来の」年齢区分を前提とした発想ではなく、  
10 教育・学習機会の充実、性別役割分業を「前提としない」超えた多様な働き方の実現、経験や社  
11 会関係などの無形資産の重要性が指摘されている。そこで、年少期から学齢期、成人期を經  
12 て高齢期に至るまで生涯にわたって活躍できる場を持ち、活躍するための能力や資産、健康  
13 を維持、向上させることが「何歳になっても」大切となる。政府は平成30(2018)年6月に「ひ  
14 とづくり革命基本構想」をまとめ、幼児教育・高等教育の無償化、大学改革、リカレント教育  
15 (学び直し)、高齢者雇用促進の政策の実施を明記している。

### 16 ○労働力不足

17 平成24(2012)年以降増加が続いていた日本の労働力人口(15歳以上で働く意思と能力が  
18 ある人の合計で、失業者も含む)は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり令和2(2020)年  
19 で減少に転じ、それ以降伸びていない状況にある。特にコロナ禍においては、「宿泊業・飲食  
20 サービス業」での就業者の減少が大きく、また、「建設業」においても減少が見られた。そのよ  
21 うな中でも「医療・福祉」や「IT人材」へのニーズは高まっているが、日本の総人口は平成23  
22 (2011)年以降減少を続けており、人手不足が懸念される。今後も生産年齢人口(15歳以上65  
23 歳未満の人の合計)の減少が続く中、女性や高齢者・外国人・障害者など誰もが働きやすい  
24 環境を整備し、必要な労働力を確保するとともに、AI\*等のデジタル技術を活用した労働生産  
25 性の向上が求められている。

### 26 ○働き方改革

27 官民をあげて、多様な働き方を選択できる社会の実現に向けて取組みが行われている。平  
28 成30(2018)年に働き方改革関連法が成立し、「(平成31(2019)年4月から順次施行され)、時  
29 間外労働の上限規制や正規雇用と非正規雇用の不合理な待遇差の禁止など、長時間労働  
30 の是正や非正規雇用の処遇改善等の一連の制度改正が進められている。また、令和6(2024)  
31 年度より時間外労働の制限が運送・物流、建設業等にも適用されることから、物流の停滞や  
32 企業等の利益減、運送費用の上昇等、複合的な課題も懸念されている。

### 33 ○親や子を支える家族の不在や支援の不足(8050問題\*、ヤングケアラー\*問題)

34 ひきこもり\*の子の生活を高齢の親が支える8050問題\*や、家族にケアを要する人がいる場  
35 合に、18歳未満の子どもが大人の担うようなケア責任を引き受け、家事等を行っているヤング  
36 ケアラー\*問題\*が社会問題となっている。こうした家族を支える当事者への相談支援体制や、  
37 分野横断的な連携によって支援する体制の構築が必要である。

## ◆自治体DX\*の推進

### ○行政手続のオンライン化

デジタル技術の急速な発展や、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として実施したオンラインによるサービス提供、テレワーク等の働き方の導入などにより、社会全体が急激に変化している。行政手続においても、従来からの対面重視、紙面による申請手続きから、オンライン相談やオンライン申請など、窓口へ来庁することなく行える手続きが増えており、市民サービスや業務生産性の向上につながっている。

### ○AI\*、RPA\*等のデジタル技術革新

AI\*やRPA\*等のデジタル技術の進展に伴い、自動翻訳や自動車の自動運転など、労働力不足を補うことが期待されるほか、定型的な事務処理業務を自動化するなど、業務の効率化や働き方改革における対策として期待される。また、直近においてはChat GPT\*などの生成AI\*の活用が増加しており、幅広い分野での業務変革が期待される一方で、個人情報保護や生成物の著作権の権利侵害等、急速なスピードで発展するデジタル技術の適切な活用が課題にもなっている。

### ○マイナンバーカードの普及及び活用

行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤として、平成28(2016)年1月1日より社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入されて以降、マイナンバーカードの交付や各種証明書のコンビニ交付、マイナポイントの付与、健康保険証としての利用など、様々なサービスが展開されている。マイナンバーカードの交付率は、令和5(2023)年4月末時点で69.8%となっており、マイナポイントが開始された令和2(2020)年より交付率は急激に伸びている。一方で、公金受取口座の誤登録や健康保険証の紐づけ誤り、住民票発行のシステム不備など、個人情報の取扱いやシステム運営における課題不安が浮き彫りとなり、市民に不安を抱かせる事態となっている。あわせて、マイナンバーカード発行後、有効期間終了時までには更新手続きを行わない場合、健康保険証をはじめとする各種サービスを利用できなくなる問題が想定される。

### ○キャッシュレス化の進展

クレジットカードやICカードなどの電子マネー、スマートフォンでの二次元バーコード決済など、現金を使わずに支払いをするキャッシュレス化は、新型コロナウイルス感染症対策を契機に急速な進展を見せている。平成27(2015)年で18%だった日本のキャッシュレス決済比率は、令和4(2020)年では36%まで伸び、政府が掲げている令和7(2025)年に40%とする目標に迫っているが、他国と比較するとまだ遅れている状況にある。キャッシュレス化の進展により、日常生活での利便性向上、現金管理のコスト削減と業務効率化、税収向上などの効果が見込まれる。

## ◆国際社会の動向

### ○新型コロナウイルス感染症の流行

1 新型コロナウイルスの感染が世界中に拡大し、日本においては74,694人(令和5(2023)年5  
2 月7日時点)(注)もの尊い命がこの感染症によって奪われた。先行きの見えない不安の中、  
3 様々な制限や自粛による感染対策が行われ、人流や経済活動が停滞し、社会生活に大きな  
4 変化がもたらされた。一方で、ワクチン開発による感染対策やデジタル技術を活用した新たな  
5 取り組みなど、この経験により得た知見や技術もある。感染症法上の位置付けが5類へ移行し  
6 た後においても、流行を繰り返すウイルス自体がなくなったわけではないため、この経験を生  
7 かした今後への備えが必要である。

8  
9 (注)日本における新型コロナウイルス感染症による死者数

10 厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の感染者数や死者数等のデータをホームペ  
11 ージで公開しているが、感染症法上の位置付けが変更されたことに伴い、令和5(2023)年5  
12 月7日分のデータが最終集計値となっている。

### 13 14 ○ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻

15 ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻が令和4(2022)年2月24日に開始されてから1年  
16 以上が経過し、今もなお多くの尊い命が奪われ、多くの破壊行為が続いている。同時に、原材  
17 料価格の高騰を引き起こし、世界経済への影響を与えている。一日も早い終戦と平和が訪れる  
18 ことをが望むとともに、長期化が予測されていることから、グローバルな社会経済等への影響を  
19 注視する必要がある。

### 20 21 ○SDGs\*達成への取り組み

22 SDGs\*(持続可能な開発目標)は、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された平成28  
23 (2016)年から令和12(2030)年までの国際目標である。持続可能な世界を実現するため、貧困  
24 や教育、エネルギーなど17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取  
25 り残さない」ことを目指している。SDGs\*は発展途上国だけでなく先進国も対象となり、また企業  
26 やNGO(非政府組織)も対象となる普遍的な目標である。自治体が抱えている課題解決や、持  
27 続可能なまちづくりの手段としてSDGs\*の導入が始まり、企業においても社会的価値の向上、  
28 ビジネスチャンスや新たなパートナーシップにつながるため、SDGs\*の達成を目指した取組み  
29 が広がっている。

### 30 31 ○インバウンド\*の再上昇グローバルな人口移動の変化

32 政府が観光立国を目指す方針を打ち出して以降、日本を訪れる外国人旅行者(インバウン  
33 ド\*)は、令和元(2019)年には過去最多の3,188万人となった。2020年東京オリンピック・パラリ  
34 ンピック競技大会の開催によるさらなる増加が期待されたものの、新型コロナウイルス感染症の  
35 流行により、同大会は延期となったほか、感染症対策としての入国制限等の影響により、外国  
36 人旅行者は激減した。一方で、令和4(2022)年10月の入国緩和以降、日本を訪れる外国人は  
37 増加傾向にあり、インバウンド\*が再上昇している世界的な人口移動も活発さを取り戻している。

## 38 39 ◆国の動向

### 40 ○全世代型社会保障\*の構築

1 全世代型社会保障とは、全ての世代にとって安心できる社会保障であり、年齢に関わりなく、  
2 全ての国民がその能力に応じて負担し、支え合うことによって、それぞれの人生のステージに  
3 応じて必要な保障がバランスよく提供されることを目指すものである。本格的な「少子高齢化・  
4 人口減少時代」に対応するため、戦後70年以上の歴史の中で、国民生活の安定や経済社会  
5 の発展に大きく貢献してきた日本の社会保障の全体像をいま一度俯瞰し、その再構築を図るこ  
6 とが求められている。

## 7 8 ○こども家庭庁の創設

9 常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組み・政策を社会の真ん中に据え  
10 て(「こどもまんなか社会」)、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こ  
11 もの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするため、そ  
12 の司令塔として令和5(2023)年4月1日にこども家庭庁が設置された。こどもや子育て当事者  
13 等の意見を政策立案に反映する仕組みの導入など、こども政策をさらに強力に進めていくため  
14 の取組みや体制強化が図られている。

## 15 16 ○認知症基本法の制定

17 令和5(2023)年6月14日に「認知症基本法」が成立した。この法律では、認知症の人が尊厳  
18 を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、国や地方公共団体が認知症施策を策定・  
19 実施する責務を有し、また、国民も認知症に関する正しい知識や理解を得ることを求めている。  
20 そこで、認知症の人や家族等の意見を聞きながら、認知症の人とともに生きる共生社会の実現  
21 に向けた体系的な施策の立案と実践が求められている。

## 22 23 ○デジタル庁の設立

24 日本のデジタル社会形成の司令塔として、令和3(2021)年9月1日にデジタル庁が設立され  
25 た。未来志向のDX\*を大胆に推進し、デジタル時代の官民のインフラを一気呵成で作りに上げる  
26 ことを目指している。徹底的な国民目線でのサービス創出やデータ資源の利活用、社会全体  
27 のDX\*を通じ、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を実現すべく、取組みが進め  
28 られている。

## 29 30 ○為替の急激な変動

31 新型コロナウイルス感染症の流行は、世界経済の不安定さを生み、為替相場にも影響を与  
32 えた。急速な円安により、食料品や衣類、機械類やエネルギー資源などの輸入コストが上がり、  
33 家計へ大きな影響を与え、その状況は今もなお続いている。新型コロナウイルス感染症の感  
34 染症法上の位置付けが5類へ移行したことに伴い、国内金融経済の回復がに期待されるする  
35 一方で、ウクライナ情勢による不安定さは今後もまだ続くものと見られ、国民生活への影響が  
36 懸念される。

## 37 38 ○外国人材受入れ制度の拡大

39 少子高齢化や労働力人口減少の進行に伴い、日本における人手不足は顕著であり、その  
40 状況を改善するため、外国人労働者の受け入れは必要不可欠である。政府は令和4(2022)



1 年6月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和4年度改訂)」や「外国人と  
2 の共生社会の実現に向けたロードマップ」を示し、積極的に外国人材を積極的に受け入れる  
3 姿勢を示している。

## 4 5 (2) 将来人口推計

6 本推計は推計対象となる人口及び世帯数に関して、将来予想される変化を把握するために、将  
7 来推計に必要な基礎データを元に、一定の条件を設定して算出したものである。

8 本推計は直近の5年間(平成29年(2017年)～令和4年(2022年))を趨勢期間として設定し、  
9 コーホート\*要因法\*(注)を用いて行った。なお、趨勢期間中の本市の総人口は約4,000人増  
10 加しており、その増加傾向を踏まえた推計値となる。また、あらゆる推計に共通する課題として、  
11 推計時を起点とし先の将来の推計値ほど、推計値と将来の実績値が乖離していく可能性が高くな  
12 る傾向にある。本推計では推計値の確度の維持を図るこれに対応するため、4年ごとの推計実施と、  
13 人口が推計値から一定の基準(総人口の1%程度)以上乖離した状況が1年間続いた場合には、  
14 推計の見直しを行うこととしている。

### 15 16 (注)コーホート要因法

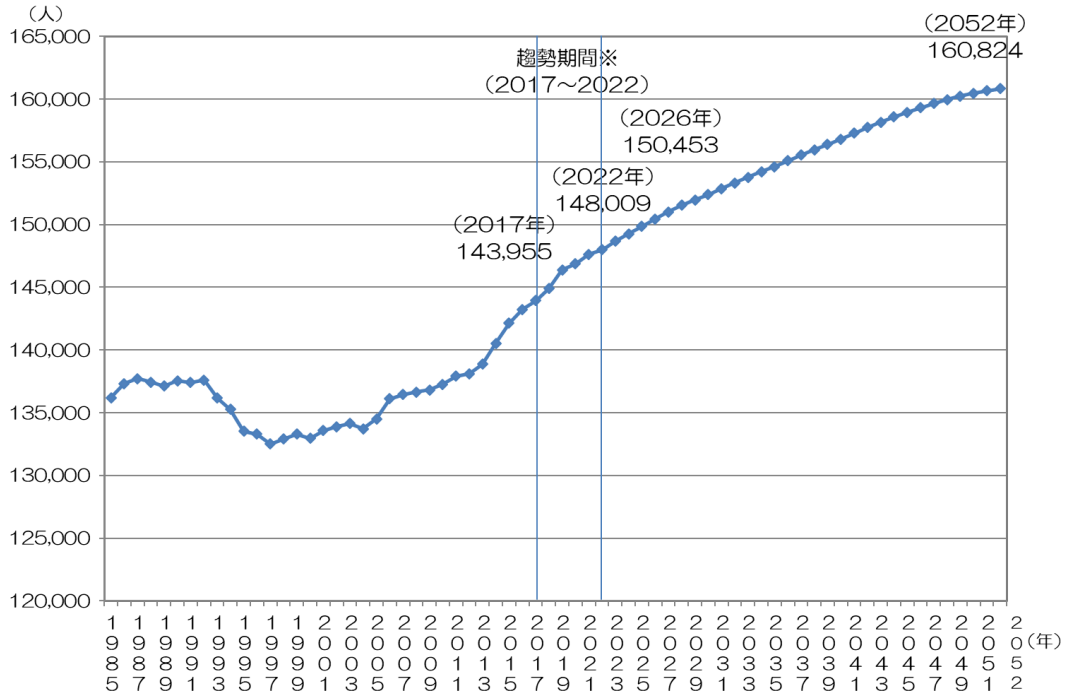
17 コーホート要因法とは、年齢別人口の加齢にともなう生ずる年々の変化をその要因(死亡、出  
18 生及び人口移動)ごとに計算して将来の人口を求める方法である。すでに生存する人口について  
19 は、加齢とともに生ずる死亡と国際人口移動を差し引いて将来の人口を求める。また、新たに生ま  
20 れる人口については、再生産年齢人口に生ずる出生数とその生存数、ならびに人口移動数を順  
21 次算出して求め、翌年の0歳人口として組み入れる。(出典:国立社会保障・人口問題研究所)

22  
23 本市の総人口は、直近5年間で約4,000人増加しており、現在約14万8,000人であとなっている。  
24 令和4(2022)年に本市で実施した将来人口推計によると、直近の増加傾向を踏まえて、3年後の  
25 令和8(2026)年には15万人を突破し、令和34(2052)年には約16万1,000人になると推計したてい  
26 る。

27 そのうち、日本人人口は、現在の約14万5,000人から、令和34(2052)年には約15万7,000人にな  
28 ると推計している。

29 外国人人口は、現在の約3,000人から、令和34(2052)年には約4,300人になると推計したている。  
30  
31

1 ■将来人口(総人口)



2 資料)武蔵野市の将来人口推計(令和4(2022)年~令和34(2052)年)

3 ※趨勢期間:この期間の出生、死亡、移動等の人口の変動要因に基づいて将来人口を推計する。人口推計の基礎となる期間。

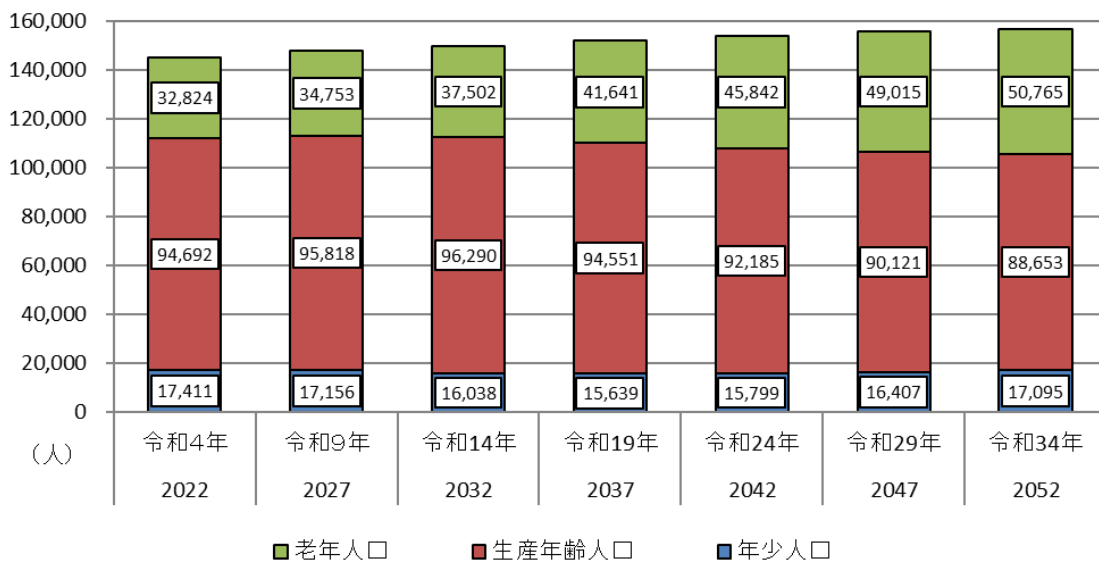
4

5 日本人人口の内訳を年齢3区分人口で見ると、老年人口は増加傾向が続き、令和4(2022)年に  
 6 22.6%の老年人口比率(高齢化率)は、令和34(2052)年には32.4%に達し、特に後期高齢者の割  
 7 合が増加することが見込まれる。一方、年少人口比率は、令和4(2022)年の12.0%から、増減を経  
 8 過して、令和34(2052)年には10.9%になると見込まれる。また生産年齢人口比率は、令和4(2022)年  
 9 の65.3%から、令和34(2052)年には56.6%まで低下すると見込まれる。

10

11

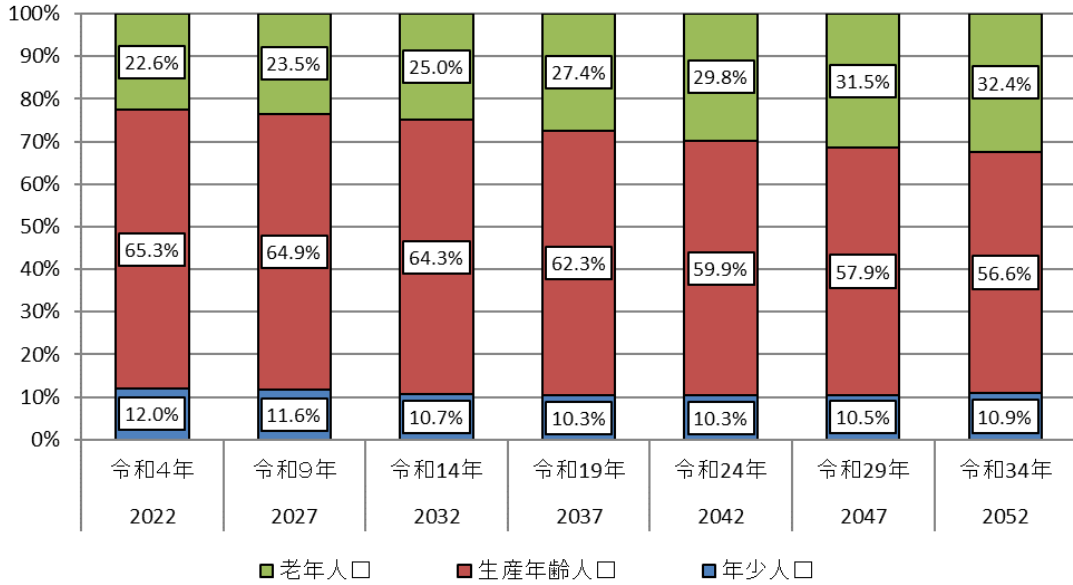
12 ■将来年齢3区分人口(日本人人口)



13

14

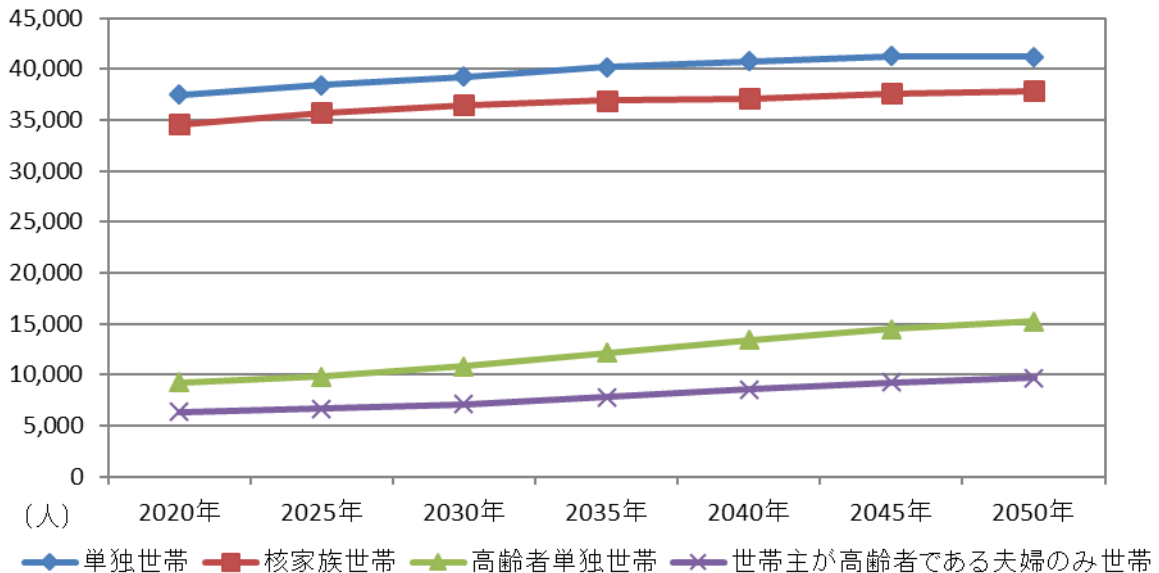
1 ■将来年齢3区分人口比率（日本人人口）



2  
3  
4 参考1) 令和34(2052)年の全国値: 老年人口比率37.9%、生産年齢人口比率51.6%、年少人口比率10.5%  
5 (国立社会保障人口問題研究所における平成29(2017)年推計)  
6 参考2) 年少人口は0歳から14歳まで、生産年齢人口は15歳から64歳まで、老年人口は65歳以上の人口を表す。

7  
8  
9 世帯については、単独世帯、核家族世帯ともに、数は増加するものの比率は横ばい、もしくは、  
10 やや低下傾向となる。一方、高齢者単独世帯及び世帯主が高齢者である夫婦のみ世帯の数は、  
11 増加が続くと見込まれる。

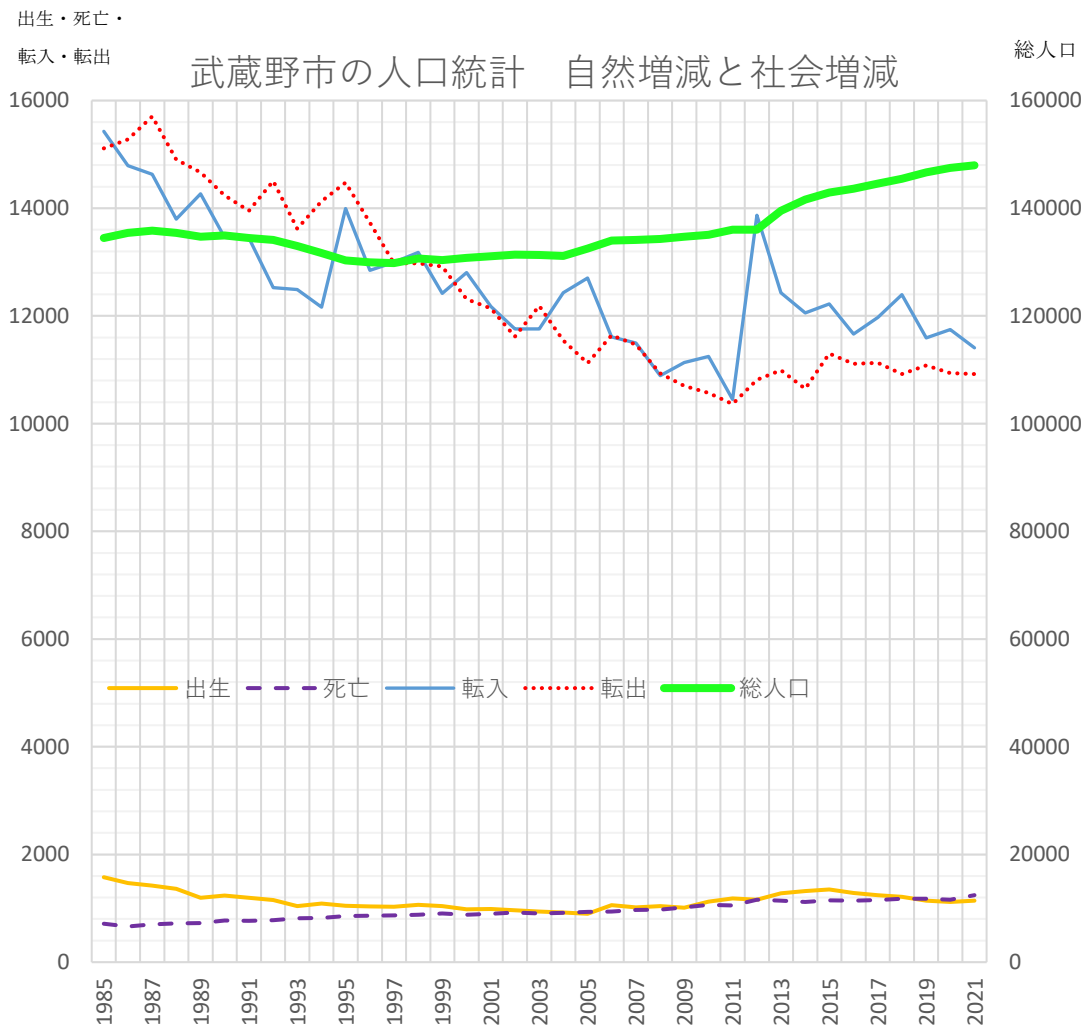
12  
13 ■家族類型別世帯数の将来見通し



14  
15  
16 令和2(2020)年以降に生じた新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、東京都の人口が  
17 減少に転じるなど、都市部の人口推移問題においても大きな変化が生じ、本市においても引き続  
18 き注視が必要である。全国的には人口減少が始まっている中で、今回の将来人口推計では、そう

1 した直近5年間の人口増を反映して今後30年間で人口は微増するという推計が出ている。国にお  
 2 いては人口増減の主な要因は出生数と死亡数となっているが、本市においては年間の出生数と  
 3 死亡数は共に1,000人弱程度であることに對し、転入者は共に10,000人程度であり、転出・転入  
 4 が人口増減の主な大きな要因となっている。なお、本市における転出入の動向としては若年層が  
 5 多く転入し、その後も市内に留まっている状況がみられ、このことが人口増につながると考え  
 6 られる。

7 この傾向が今後も維持されることで、老年人口が増加する中でも、生産年齢人口の割合が全国  
 8 と比較して高い状況を維持できるということが今回の将来人口推計から示唆される。



※出典：武蔵野市市政統計（各年）

※出生、死亡、転入、転出は各年 12 月末日基準。総人口は各年 4 月 1 日基準。

### (3) 財政の概要

8 月 7 日（月）第 17 回策定委員会で提示予定

#### 1 (4)第六期長期計画(令和2(2020)年度～)の取組み状況

2 第六期長期計画の目指すべき姿「誰もが安心して暮らし続けられる魅力と活力があふれるまち」  
3 の実現に向け、全ての領域において新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、その中で  
4 着実に各事業を推進している。

#### 6 ①分野別の実績

##### 7 ■健康・福祉

8 令和4(2022)年度から毎年9月の「認知症を知る月間」を発展させ「健康長寿のまち武蔵野推進  
9 月間」として幅広く認知症及びフレイル\*予防の普及・啓発を行うなど、健康寿命\*の延伸に寄与す  
10 る取組みを着実に進めている。

11 8050問題\*やひきこもり\*等多様かつ複合的な課題を抱える人からの相談窓口として、令和3  
12 (2021)年度に福祉総合相談窓口を開設した。分野横断的に関係機関と連携しながら、包括的・継  
13 続的な支援に取り組んでいる。

14 福祉公社においては、コロナ禍により急増した生活困窮者自立支援事業の相談に対応し、安定  
15 した生活を送ることができるように包括的な支援を行った。また、高齢者世帯において、介護者が  
16 新型コロナウイルスに感染した場合等に、感染症対応レスキューヘルパー(感染症対応緊急訪問  
17 介護)を派遣し、身体介護や生活援助のサービスを提供し、コロナ禍におけるセーフティネットとし  
18 ての役割を担った。

19 市民社会福祉協議会においては、コロナ禍の影響を踏まえ、生活福祉資金貸付制度において、  
20 対象を従来の低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により日常生活の維持が困難になった世  
21 帯に対して、償還免除の特例を設けた特例貸付を実施し、日常生活の継続を支援した。

22 地域包括ケア人材育成センター\*において、人材育成、研修・相談、就職支援、事業者・団体支  
23 援の4つの事業を柱として福祉サービスを担う人材の確保と育成や質の向上を推進している。令和  
24 2(2020)年度から、介護職などの人材確保のため、市内の介護施設や障害者施設などに就職す  
25 る人に対し、介護職・看護職Reスタート支援金\*を支給している。

26 福祉施設の更新を計画的に進めており、開設から35年が経過した保健センターにおいて、総合  
27 的な保健サービスを持続的に提供するとともに、新型コロナウイルスや災害時医療への対応などの機能  
28 強化を図るため、保健センターの増築及び大規模改修を行い、保健衛生機能の充実と子どもと子  
29 育て家庭への支援施設を含む複合施設として整備検討を行っている。また、高齢者総合センター  
30 は、開設から約30年が経過し経年劣化が進んでいることから、大規模改修工事に向けた準備を行  
31 っている。開設から40年以上が経過している障害者福祉センターについては、武蔵野市障害者福  
32 祉センターあり方検討委員会における議論を踏まえて改築を行う方向性を示した。利用者・利用登  
33 録団体・近隣住民・指定管理者・事業実施事業者等の意見を聴取しながら、令和10年度竣工を目  
34 指して改築事業を推進している。

35 また、令和2(2020)年度には、桜堤ケアハウスデイサービスセンター\*の機能転換を図り、医療  
36 的ケア児\*などを対象とした「放課後等デイサービス\*パレット」を開設するなど、新たな福祉サービ  
37 スの基盤整備等についても着実に進めている。

##### 39 ■子ども・教育

40 現在と将来の子どもにとって大切な権利を保障するため、市、市民、保護者及び育ち学ぶ施設

1 の役割を明らかにするとともに、権利の主体である子どもが家庭、育ち学ぶ施設、地域などの一員  
2 として、自分らしく安心して暮らすことができるまち、子どもの権利が尊重されるまちをつくることを目  
3 的として、令和5(2023)年4月1日から武蔵野市子どもの権利条例が施行された。

4 妊娠期から子どもと子育て家庭を切れ目なく支援する体制を確立するため、令和3(2021)年4  
5 月に、子育て世代包括支援センター\*を設置し、児童発達支援センター\*、教育支援センター\*とと  
6 もに全ての子どもと子育て家庭が地域で孤立することなく適切な支援を受けられるよう、関係機関  
7 が連携して包括的な支援を推進している。

8 保育施設の整備として認可保育所の新規開設や認証保育所の認可化により、令和2(2020)年  
9 4月から3年連続で待機児童数ゼロを維持している。

10 全ての子どもの保健を向上させ、子育て家庭の経済的負担を軽減して必要な医療を安心して  
11 受けられる環境を整備するため、子どもの医療費助成制度について、令和3(2021)年度から段階  
12 的に拡充し、令和4(2022)年度は0歳から18歳までの全ての期間において、所得制限・自己負担  
13 のない本市独自の子どもの医療費助成制度が確立した。

14 市立小中学校においては、児童生徒に一人1台整備された学習者用コンピュータを活用した授  
15 業の実施、市講師\*の配置拡充などによる授業の質の向上や教員の働き方改革、学校改築事業  
16 などを着実に進めている。また、不登校児童生徒の多様な学びの場として、令和2(2020)年度に  
17 むさしのクレスコーレ\*を開設した。

## 19 ■平和・文化・市民生活

20 戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に継承していくため、映画上映や絵本・紙芝居の朗読など  
21 の市民向けイベントや、青少年平和交流派遣事業を実施し、平和啓発の取組みを進めた。

22 多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築を目指し、パートナーシップ制度\*を令和4  
23 (2022)年4月に開始した。

24 日本人と外国人がともに理解し、尊重し合い、活躍できる環境の整備を積極的に図るため、令  
25 和3(2021)年度に実施した外国籍市民意識調査の結果を踏まえ、武蔵野市多文化共生\*推進プ  
26 ランを策定した。

27 国や東京都の防災計画の修正内容や新型コロナウイルス感染症の対策等を踏まえ、国土強靱  
28 化地域計画や震災復興マニュアルなどとの整合を図りながら、武蔵野市地域防災計画の修正を行  
29 った。

30 武蔵野市コミュニティ構想\*の公表50周年を記念し、令和3(2021)年12月にシンポジウムを実施  
31 した。

32 中央図書館の運営体制については、武蔵野市の「知」を支える政策立案拠点としての役割を果  
33 たすため、今後も市が直接管理運営していく方針を定めた。

34 芸術文化・スポーツ・生涯学習の効果的な事業連携による市民サービスの向上を図るため、(公  
35 財)武蔵野文化事業団と(公財)武蔵野生涯学習振興事業団の合併に向けた取組みを支援し、令  
36 和4(2022)年4月に(公財)武蔵野文化生涯学習事業団\*が発足した。

37 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は原則無観客で開催されたが、市では新型コロナ  
38 ウイルス感染拡大防止の配慮を行いつつ取組みを進めた。また、大会を契機に様々な分野にわた  
39 る行動計画に基づいた取組みをレガシー\*として残し、豊かな市民文化の醸成を着実に進めてい  
40 る。

1 まちの魅力を高め豊かな暮らしを支える産業の振興に向かうため、CO+LAB MUSASHINO(こ  
2 らぼむさしの)\*を実施し、事業者間の相互連携と新たな事業展開の促進を図った。

## 3 4 ■緑・環境

5 環境問題を自分ごととしてとらえ、考え、行動していく市民の学びや行動を支える総合的なネット  
6 ワーク拠点として令和2(2020)年11月に環境啓発施設「むさしのエコreポート」\*を開設した。

7 また、本市の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための第五期武蔵野市  
8 環境基本計画や関連する武蔵野市地球温暖化対策実行計画を策定するとともに、令和3(2021)  
9 年2月には「2050年ゼロカーボンシティ\*」を表明し、温室効果ガス排出実質ゼロを目指している。  
10 令和4(2022)年度には、市民が地球温暖化対策について主体的に議論する場として気候市民会  
11 議\*を開催した。

12 受動喫煙防止に向け、三駅圏に閉鎖型喫煙所を設置するとともに、環境美化を図るための啓発  
13 に取り組んでいる。

14 公園緑地については、森林環境譲与税\*を活用した遊具の更新や公園のリニューアルなどに取  
15 り組み、既存資源(ストック)を活用した魅力ある整備を推進している。

## 16 17 ■都市基盤

18 武蔵野市の目指すべきまちの将来像を明確にするるとともに、今後のまちづくりの方向性を示すた  
19 め、社会経済情勢の変化や法令の改正などを踏まえ、令和3(2021)年度に武蔵野市都市計画マ  
20 スタープラン2021として改定した。

21 市内の大型・小型街路灯のLED化を完了させ、照度アップによる安全・安心の向上及び環境負  
22 荷の低減を図った。

23 武蔵野市下水道総合計画及び使用料手数料の見直しを行い、健全化に取り組んでいる。また、  
24 今後の老朽化対策事業の急激な増加に対応するため、長期包括契約方式\*(包括的民間委託)  
25 の試行実施を決定し、執行体制の整備を進めている。

26 令和3(2021)年度に武蔵野市バリアフリー基本構想2022として改定し、全市的なバリアフリー水  
27 準の底上げや重点的な整備が必要な3駅及び市役所周辺のバリアフリー化の推進を図った。

28 令和2(2020)年度に武蔵野市第四次住宅マスタープランとして改定し、質の高い住まいや住環  
29 境づくりなどの住宅施策を総合的かつ体系的に推進した。

30 「三鷹駅北口街づくりビジョン」\*に掲げる目指すべき街の姿の実現に向けた取組みのうち、主に  
31 交通環境に関わる施策についての課題とその解決に向けた考え方をとりまとめた「三鷹駅北口交  
32 通環境基本方針の策定に向けた考え方」を公表し、市民、事業者等との課題共有、今後の方針の  
33 意見交換を行っている。

## 34 35 ■行財政

36 市民自治の理念等を未来へ継承し、発展させていくことを目的とした自治基本条例\*(令和2  
37 (2020)年4月施行)に基づき、市民参加の手続きを制度化・体系化し、新たな行政評価制度案を  
38 作成した。

39 また、多様な市民ニーズをより適切かつ効率的に把握するため、市政アンケート\*と市民意識調  
40 査\*を隔年で実施している。

1 第2期武蔵野市公共施設等総合管理計画や武蔵野市公共施設保全改修計画を策定し、学校  
2 施設をはじめとする公共施設等の計画的な維持・更新に取り組んでいる。

3 第六次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針を策定し、分野を超えた視点から既存  
4 の事業・施策の必要性や優先度を検証し、中止や廃止も含めて効率的に事業の見直しを行う新た  
5 な仕組みを構築した。

6 保育士の採用再開やエキスパート(長期的専任職)\*の専任分野拡大など、職員の専門性の強  
7 化を図ったほか、時差勤務やコロナ禍におけるテレワークの実施など、多様な人材の確保・育成や  
8 組織の活性化に取り組んだ。

## 10 ②新型コロナウイルス感染症の影響への取組み

11 第六期長期計画は感染症対策についても記載していたものの、新型コロナウイルス感染症ほど  
12 大規模かつ長期にわたる感染症の到来を想定していたものではなかった。そこで武蔵野市では、  
13 第六期長期計画の理念を踏まえながら、令和2(2020)年1月31日に武蔵野市新型コロナウイルス  
14 感染症対策本部を設置して以来、感染症対策に関する基本的な考え方や6回にわたる対応方針  
15 を策定してきた。PCR検査センターの設置や新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施のほか、  
16 自宅療養者支援センターの開設など、様々な感染拡大防止対策に取り組んできた。また、令和3  
17 (2021)年度の都市計画税の減税のほか、商店会活性出店支援金やくらし地域応援券事業など、  
18 市独自の取組みによる様々な経済支援や生活支援等を進めてきた。

### 20 ◆主な感染症対策

- 21 ・武蔵野市PCR検査センターの設置
- 22 ・感染症指定及び救急医療機関支援補助金
- 23 ・高齢者及び障害者施設における利用者・職員を対象としたPCR検査費用助成
- 24 ・接待を伴う飲食店の従業員を対象としたPCR検査の実施
- 25 ・新型コロナウイルスワクチン接種事業
- 26 ・自宅療養者支援センター開設
- 27 ・新型コロナウイルスワクチン個別接種・高齢者接種・障害者接種支援
- 28 ・小中学校感染防止対策(消毒業務)

### 30 ◆主な市民生活支援

- 31 ・ひとり親世帯等への臨時給付金
- 32 ・市税、国民健康保険税、介護保険料、水道料金・下水道使用料等の支払い猶予
- 33 ・武蔵野市くらし地域応援券事業
- 34 ・国民健康保険税・介護保険料の減免
- 35 ・子ども子育て支援特別給付金
- 36 ・学習者用コンピュータの活用
- 37 ・就学援助費支給対象者の臨時的拡大
- 38 ・生活困窮者\*住居契約更新料給付金
- 39 ・生活困窮者\*特別就職支援金



- 1 ◆**主な経済活動・事業者支援**
- 2 ・感染拡大防止中小企業者等緊急支援金
- 3 ・テイクアウト・デリバリー支援事業
- 4 ・中小企業者等テナント家賃支援金
- 5 ・商店会活性出店支援金
- 6 ・感染拡大防止インフラ中小企業者等支援金
- 7 ・事業者支援「ほっとらいん」の開設
- 8 ・武蔵野市くらし地域応援券事業【再掲】
- 9 ・令和3(2021)年度都市計画税の減税
- 10
- 11 ◆**その他の支援・対策**
- 12 ・文化施設の使用料減額
- 13 ・文化施設使用料減額による芸術文化関係者・アーティスト支援
- 14 ・文化施設・生涯学習施設等の利用キャンセルに伴う使用料全額返還
- 15 ・庁内におけるWEB会議システムの活用 等
- 16

## 5 調整計画全体に関わる視点

第六期長期計画(令和2(2020)～11(2029)年度)のこれまでの取り組み状況や社会情勢等の変化を踏まえ、本調整計画の策定にあたって全体を貫く基本的な視点として、以下の5点を挙げる。

### (1) 時代の変化に応じた市民自治のさらなる発展

本市が半世紀にわたって培ってきた市民自治の理念は、本市の市政運営の根幹であり、これまでも長期計画を軸として市の政策・施策に広く及んできた。市民が主体となって自らのまちを築き運営していく市民自治の考え方は、本市の市民参加によるまちづくりやコミュニティづくりに大きく寄与してきたが、時代の変化に伴い、市民の市政や地域へのかかわり方も変容している。従来の手法にとらわれない市民参加やコミュニティのあり方を踏まえ、現代においてさらに市民自治を発展させる視点を持って施策を展開する。

### (2) 情報共有を重視し、市民と一体となったまちづくりへの取り組み

市民参加によるまちづくりにおいて、市民との「情報共有」は大前提であり、必要不可欠である。単なる情報発信で終わることなく、情報の受け手に「伝わる」内容・手法であるかという視点を大切にするとともに、市民同士や職員同士で情報が横に広がっていくことも含め、「情報共有」を重視し、市民と一体となったまちづくりへの取り組みを進める。

### (3) 未来へつなぐ行政と市民の学び合い

本市の市民自治の理念や情報共有を前提とした市民参加の取り組みなど、そのあり方や歴史を行政と市民が理解し、認識したうえでともにまちづくりを進めていけるよう、それぞれの主体同士や相互において学び合うことが重要である。また、過去だけでなく、現在を学ぶことで新たな視点が生まれ、未来につながる取り組みが生まれる。市民活動やまちづくりへの参加につながる循環をつくり出す「学び」の視点を踏まえた施策を構築する。

### (4) 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた市政運営

新型コロナウイルス感染症の流行は、市民生活や経済活動に大きな影響を与えた一方で、オンラインを活用した会議やイベントの実施、テレワークによる働き方の変革など、様々な知見と技術を得る機会となった。同時に、対面によるコミュニケーションの重要性を再認識した。この経験を生かした市政運営を行っていくという視点を持ち、デジタル技術を活用したサービス提供や業務改善等を図るとともに、市民・議会・行政の「対話」や「話し合い」を重視した施策を推進する。

### (5) 武蔵野市における自治体DX\*の推進

第六期長期計画においてもICTを活用した取り組みを掲げていたが、新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、ICTを含めたデジタル技術が急速に発展し、市民生活へ浸透していった。本市では、DX\*を「市民目線で業務の見直しを行い、デジタル技術を活用し、市民の利便性と職員の業務効率を上げ、市民福祉の向上につなげること」と定義しており、変化を恐れずに自治体DX\*の推進に取り組む。そのために、職員の人材育成及び外部人材の活用を進める。

## 6 施策の体系

### 1 (1) 健康・福祉

第六期長期計画の施策の大綱(議決事項)

#### 1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み

少子高齢化の進行等による社会構造や市民のニーズの変化に対応するために、武蔵野市健康福祉総合計画に基づいて、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう取組みを推進していく。また、まちぐるみの支え合いを着実に進めることで、本市における地域共生社会\*を実現していく。

#### 2 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化

地域医療の課題と取り組むべき事項を整理した武蔵野市地域医療構想(ビジョン)\*に基づき、市民の生命と健康を守る病院機能の充実と市民の在宅療養生活を支える仕組みづくりを進める。

#### 3 安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実

全ての市民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、本市がこれまで構築してきた小地域完結型の相談支援体制と地域による見守りネットワークをさらに充実させる。

#### 4 福祉人材の確保と育成に向けた取組み

福祉人材の確保は喫緊の課題であるため、高齢者等の生活を支える根幹である福祉人材の確保・育成に関する総合的な施策を推進し、量の確保のみならず質の向上に重点を置いた取組みを推進していく。

#### 5 新しい福祉サービスの整備

高齢者や障害者をはじめ誰もが住み慣れた地域で、自分らしい生活を継続することができるよう、必要な基盤整備を計画的に進めていく。本市の地域特性にあわせた小規模・多機能・複合型を基本として、地域共生社会\*に対応した多世代型の新たなサービス及び施設を整備する。

2

3 この分野の施策は、一人ひとりの命を守り、誰もがいきいきと安心して住み続けられるよう、まちぐるみの支え合いを着実に進めることで、本市における地域共生社会\*の実現を目指す。「支え合いのまち」を築いていくことを目的とする。

4 全ての市民が、その年齢や状態にかかわらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるよう、保健、医療、福祉、教育等の地域生活に関わるあらゆる組織及び人が連携した継続的かつ体系的に支援する。

5 本計画では、団塊の世代が後期高齢者となる令和7(2025)年をあくまで様々な問題が顕在化する通過点と捉え、介護や医療、看取りのニーズがピークを迎える令和22(2040)年を展望する。相談支援ネットワークの連携強化を図りつつ、「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり(武蔵野市版地域包括ケアシステム\*)を市民と行政とが一体となって推進する。

6 令和22(2040)年に向けた視点として、「共生」「予防」「人材」がより重要なテーマとなる。市民一人ひとりの多様なニーズや困りごとを捉え、地域の課題を把握し、健康・福祉から本市の地域づくりを推進する。

16

### 17 基本施策1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み

1 我が国では、少子高齢化の進行や、世帯構成の変化、非正規労働者の増加等、社会保障制度を  
2 取り巻く状況が大きく変化し、年金・医療・介護等への不安や格差の拡大、地域のつながりの希薄化  
3 等から、将来の暮らしに関わる不安やリスクの拡大が懸念されている。本市においては、このような社  
4 会構造や市民のニーズの変化に対応するために、地域包括ケアシステム\*を“まちぐるみの支え合い  
5 の仕組みづくり”と言い換え、武蔵野市健康福祉総合計画に基づいて、誰もが住み慣れた地域で安  
6 心して暮らし続けられるよう取組みを推進する。また、まちぐるみの支え合いを着実に進めることで、本  
7 市における地域共生社会\*の実現を目指す。

### 9 (1) 「健康長寿のまち武蔵野」の推進

10 誰もが、より長く心身ともに健康で元気に暮らすことができる社会を目指して、市民一人ひとりが予  
11 防的な視点を持ち、主体的に健康づくりの取り組み活動(セルフケアの推進)を支援するとともに、  
12 各種保健事業を実施する。

13 新型コロナウイルス感染症対策に伴う外出の自粛、通いの場やボランティア等の地域活動の休止・  
14 縮小等により、フレイルの進行が懸念されており、特にフレイルのリスクが高い高齢者に向けてその予  
15 防のため、「健康長寿のまち武蔵野推進月間」などの施策を推進する。健康長寿のための三要素、運  
16 動・栄養・社会参加を踏まえ、市民主体の活動とともに、民間企業やNPO等と連携、ICTの活用等によ  
17 り、フレイル予防事業の実施数の増加及び内容の多様化を目指す。栄養については、ライフステージ  
18 や個々の状況に応じて異なる課題に対して、地域の団体や企業等と連携した事業実施や情報提供、  
19 専門職が連携して行う栄養ケアなどの食育事業を推進する。

20 また、趣味、文化・芸術、スポーツを通じて高齢者の生きがいのづくりのための主体的な活動を支  
21 援するとともに、(公社)武蔵野市シルバー人材センターなどを通じた就労機会の拡大を図る。

22 子どもの視力、聴力の低下や生活習慣病(成人病)の低年齢化への対応も課題であり、早期に発  
23 見し対応につながる取組みや関連事業の普及啓発に努める。

### 24 (2) 武蔵野市ならではの互助・共助の取組みの推進

25 社会参加が効果的な介護予防や健康寿命の延伸につながるという考え方のもと、支える側と支えら  
26 れる側という関係性を越えて、誰もが地域活動の担い手となるよう活躍の場を広げる取組みを推進す  
27 る。

28 コロナ禍においては、人との身体的距離をとり接触を減らす必要があったが、対面によるつながりを  
29 基本とする互助・共助の取組みを継続できるように、試行錯誤を重ねてきた。

30 テンミリオンハウスをはじめとしたやレモンキャブといった従来の地域における互助・共助の取組み  
31 の推進に加え、いきいきサロンやシニア支え合いポイント制度、障害のある人の地域生活を支える多  
32 様な支援団体に対する支援などの施策の展開によって、地域で支え合い、安心して暮らせるまちづく  
33 りを推進する。レモンキャブの事業内容については、担い手の確保、受益者負担や公平性等、様々  
34 な視点から検討する。

35 今後、生活支援コーディネーターによる地域の自主的な取組みの支援、地域住民による自主的な  
36 活動をするための場所の確保や、運営を担う人材の発掘・育成、ICT活用による運営の効率化、取組

1 みの周知といった課題への対応を検討する。

### 2 (3) 地域共生社会\*の実現に向けた取組み

3 誰もがいきいきと安心して住み続けられる支え合いのまちを目指し、全ての人がお互いの人権や尊  
4 厳を大切にし、高齢者、障害者、子ども等といった区別なく、その人の状況に合った支援が受けられ  
5 るという、全世代・全対象型の包括的な支援体制を構築し、地域共生社会\*の実現に向けた取組みを  
6 推進する。

7 本市における包括的な相談支援体制の整備に加え、社会とのつながりを作るための参加支援事業、  
8 地域活動の活性化を図るために世代や属性を越えて交流できる場や居場所の確保を整備する地域  
9 づくり事業の実施など、重層的支援体制の充実に向けてさらなる取組みを推進する。

10 **特に**障害者権利条約をはじめ、障害者差別解消法等の理念に基づき、心のバリアフリー及び民間  
11 事業者に対する合理的配慮の啓発等に引き続き取組み、関係機関と連携を図りながら、障害者差  
12 別の解消に向けた取組みを推進する。

## 14 基本施策2 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化

15 市民の生命と健康を守る地域医療体制を推進するため、国が検討している医療DX\*の動向等も注  
16 視しつつ、医療機関の機能及び連携の充実と市民の在宅生活を支える仕組みづくりを推進する。

### 18 (1) 生命と健康を守る地域医療の維持・充実と連携の強化

19 かかりつけ医となる診療所や病院等の関係機関と引き続き連携及び情報共有を図りながら、支援し、  
20 地域包括ケアシステム(まちぐるみの支え合いの仕組みづくり)の理念を踏まえ、安心して暮らし続け  
21 るための、~~地域医療体制を整備する~~。また、現在の社会状況等の変化を注視しつつ、吉祥寺地区の  
22 病床確保に向けた取組みを継続する。~~また、あわせて~~オンライン診療や情報伝達のデジタル化等、  
23 医療のICT化の推進について必要な支援をする。

24 医療連携訓練等により、~~災害時医療体制の検証を行い、実行性を高める。活動マニュアルの検証~~  
25 ~~及び更新を行い、災害時医療体制を構築する~~。保健センターの増築及び複合施設整備にて、災害拠  
26 点病院等を補完する災害対策施設として、~~機能の向上を図る~~。

### 27 (2) 在宅生活を支える医療・介護の連携

28 医療と介護の両方を必要とする高齢者や障害のある人等が住み慣れた地域で安心して暮らし続け  
29 ることができるように、在宅生活を支えるための医療と介護の連携を引き続き推進する。

### 30 (3) 健康危機管理対策の強化

31 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえながら、健康危機発生時に備え、平常時から訓練等によ  
32 り医療関係機関等との連携体制の強化に努め、危機発生時の行動計画、BCP\*等について適宜見  
33 直し更新~~する~~。また、~~引き続き~~市民に対して~~引き続き~~正確適時適切な情報発信に取り組む。

34 保健センターの増築及び複合施設整備において、新たな感染症が流行した~~際~~時にワクチン接種  
35 会場等に活用できるスペースの確保や感染症対策衛生用品の備蓄等の機能向上を図る。

36 東京都多摩府中保健所武蔵野三鷹地域センターを感染症対策の機能を有する支所として拡充す

1 ることを引き続き東京都に要望していく。

### 3 基本施策3 安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実

4 市民の悩みや課題に寄り添い、ともに解決を図ることは、基礎自治体の最も根源的な役割のひとつ  
5 である。全ての市民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、本市がこれまで構  
6 築してきた小地域完結型の相談支援体制と地域による見守りネットワークをさらに充実させる。

#### 8 (1) 包括的な相談支援体制の充実とネットワークの強化

9 市民の福祉に対するニーズは、多様化、複雑化しており、制度ごとのサービス提供では対応が難し  
10 い状況にある。どこに相談したら良いのか分からない市民や、8050問題\*など複合的な課題を抱える  
11 市民の相談窓口として開設した福祉総合相談窓口を中心に、分野横断的な課題に対応するため、関  
12 係機関と連携した相談支援体制をさらに強化する。

13 ひきこもり\*への対応には広域連携も効果的であることから、近隣自治体と協力しつつ、ひきこもり\*  
14 当事者や家族を支援する事業を充実させるとともに、地域住民の理解が進むよう普及啓発を推進する。

15 子育てと介護等を同時に行うダブルケア、トリプルケアなどの多様な形での介護を担う方が増えて  
16 いるため、社会資源を適時適切に活用した負担軽減が求められている。家族介護支援などを通じて  
17 現状把握やニーズ調査を行い、担い手を支えるための取組みを検討する。

18 医療的ケア児\*の健やかな成長を図るため、家族からの相談支援や各ライフステージにつなぐ役  
19 割などを担う医療的ケア児コーディネーターによる相談体制の充実を図る。

20 近年、少子高齢化や核家族化が進み、妊娠期から子育ての期間においては、不安はもとより孤立  
21 しやすい環境にあり子育て中の家庭は孤立しやすい環境にあり、特に乳幼児期は親の負担が大きく  
22 なりやすい状態である。専門職による個別支援の充実等、妊娠期から子育て期までの切れ目のない  
23 支援を推進する。

24 また、社会経済の変化等の中で、日常生活での悩みやストレスは増大しており、精神保健(メンタル  
25 ヘルス)に関する課題を抱える市民への相談支援体制の強化についても検討する。

#### 26 (2) 認知症の人とその家族を支える取組み

27 認知症高齢者の割合は高齢化率を上回り増加している。これからの認知症施策は、「共生」と「予防」  
28 の取組みを一層強化し、推進する。認知症の人が尊厳を持って地域で安心して暮らし続けられるよう、  
29 適時適切な支援体制を強化するとともに、認知症の人を支える家族への支援を引き続き行う。また、  
30 認知症に理解ある地域づくりを推進するため、市民の認知症理解の促進や地域の見守り意識の醸成  
31 といった認知症バリアフリーの推進に取り組む。

32 聴こえの問題は、高齢者の社会参加の低下や認知症の要因となっているため、普及・啓発や相談  
33 事業などの新たな取組みを検討する。

#### 34 (3) 生活困窮者\*の自立支援

35 様々な課題を持った生活困窮者の相談件数は、コロナ禍となって以降高い水準で推移し、若年層  
36 等の新たな支援対象者も顕在化している。生活困窮世帯の抱える課題は経済的な問題だけでなく、

1 家族の問題、心身の問題、その他多岐にわたり、それらの問題を複合的に抱えている場合が多い。

2 貧困の連鎖を断ち切るために、既存の事業に加えて、多様な形での就労支援や若年層等に向け  
3 た伴走型の支援の強化等を図る。

#### 5 **(4) 障害のある全ての人自分らしい生活を送るための取組み**

6 障害のある人も、住み慣れた地域の中での生活を継続していくことができるよう、地域共生社会\*の  
7 実現に向けた取組みを推進するため、それぞれのライフステージにおいて、個々の障害特性に応じ  
8 た支援を受けることができるような相談支援体制を全市的に構築する。障害のある人の自立した生活  
9 を支えるために、ケアマネジメントを支援する相談支援事業所及び相談支援専門員への支援や、市と  
10 地域活動支援センターの連携強化に取り組む。

11 医療技術の進歩や障害福祉制度の充実等により、障害が重度でも、高齢になっても地域で暮らす  
12 方が増えている。一方で、サービスを提供するための人材が質・量ともに不足していることから、様々  
13 な施策を通して事業所や支援員に対しする支援を実施する。

14 障害のある人の地域生活の充実を図るために、就労や余暇活動などを含めた多面的な社会参加  
15 が促進されるように、他分野の施策との連携を図る。

#### 16 **(5) 権利擁護\*と成年後見制度\*の利用促進**

17 今後も増加が予想される認知症、知的障害のある人等の判断能力が不十分な人の権利擁護\*のた  
18 め、と成年後見制度\*の利用を促進する。ため、成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会での  
19 課題の共有及び連携を推進するとともに、市民を対象とした学習会・相談会を実施するなど、制度の  
20 充実を図る。

21 虐待は人権侵害であり、社会のあらゆる場面にその危険性が潜んでいる。特に介護や支援が必  
22 要な方は深刻な被害にあいやすいため、認知症への対応をはじめ、家族などが負担に感じる介護等  
23 への支援を充実させることにより、虐待の未然防止につなげる。また、高齢者や障害のある人等に対  
24 する虐待の早期発見と適切な援助を行うとともに、多様かつ複合的な課題を抱えている家族への適  
25 切な支援もできるよう、各関係機関との連携をさらに深める。

#### 26 **(6) 見守り・孤立防止とこころの健康づくりの推進**

27 地域の人と人のつながりが希薄になる中で、市民が社会的に孤立しない地域づくりや仕組みづくり  
28 が求められている。特にひとり暮らし高齢者等の増加が見込まれることから、見守りや孤立防止のため  
29 の施策を展開する。地域とのつながりが希薄になりがちなひとり暮らし高齢者等の増加が見込まれる  
30 中で、社会的に孤立しない地域づくりや仕組みづくりを進める。

31 また、こころの病を抱える方が増加していることから、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実  
32 現を目指し、こころの健康づくり市内連携会議や健康福祉施策推進審議会等において自殺防止に関  
33 する各施策の点検及び評価を行うとともに、自殺の特徴の動向を把握しながら、各施策を展開する。

#### 34 **(7) 災害時に支え合える体制づくりの推進**

35 災害時に一人で避難することが困難な要介護者や障害のある人等配慮が必要な方について、地  
36 域で見守り、支え合える体制づくりを推進するとともに、防災訓練などを通じて、体制の実行力を高め

1 するための取組みを進める。

### 3 基本施策4 福祉人材の確保と育成に向けた取組み

4 福祉人材の確保は、喫緊の課題である。計画策定や施設整備を行ったとしても、実際にそこでサー  
5 ビスを提供する人材がいなければ、その機能は果たせない。高齢者や障害のある人等の生活を支え  
6 る根幹である福祉人材の確保・育成に関する総合的な施策を推進し、量の確保のみならず質の向上  
7 に重点を置いた取組みを推進する。

#### 9 (1) 地域を支える福祉活動を担う人材の拡大

10 市民が主体となって取組みを推進してきた各地域福祉団体は、活動されている方の高齢化や担い  
11 手不足が課題となっている。特に新型コロナウイルス感染拡大の影響により、活動の場が制限され、  
12 新しい担い手の発掘や確保が困難となっている。必要な人材の年齢層や職種に応じた適切な広報を  
13 行うとともに、地域と連携して適任者の情報を共有し、新たな担い手を発掘することで、人材の確保に  
14 努める。地域福祉活動を担う人材を拡大するとともに、活動に対する支援を通じて地域コミュニティの  
15 活性化を目指す。

#### 16 (2) 誇りとやりがいを持って働き続けるための福祉人材の確保と育成・質の向上

17 少子高齢化が進行し、生産年齢人口が減少する中、離職者も多い福祉人材の確保と定着は喫緊  
18 の課題である。福祉に従事する方への支援を強化し、本市の福祉分野で働くことのメリットを強く打ち  
19 出す必要がある。

20 福祉人材の確保と育成を一体的に行う地域包括ケア人材育成センターが実施してきた事業を検証  
21 し、各事業のさらなる充実・連携を図る。

22 まちぐるみの支え合いを推進するとしていこうで必要となる在宅介護・地域包括支援センター、地域  
23 活動支援センターにおける体制強化等、育成方法について検討する。

24 また、福祉分野等で働く外国人材への支援について、国や都の施策を踏まえて取組みを進める。

#### 25 (3) 福祉専門職の活用による相談支援体制の強化

26 市民の福祉ニーズが複雑化・多様化する中、市職員にも高度なケースワーカー個別援助技術力や地  
27 域の相談支援機関をバックアップする能力の強化が求められており、福祉分野での業務を中心に担  
28 う職員の育成が必要になっている。次期人材育成基本方針の改訂にあわせた、社会福祉士等の資格  
29 保有を要件とする福祉専門職の採用も含めて検討する。

### 31 基本施策5 新しい福祉サービスの整備

32 高齢者や障害のある人をはじめ誰もが住み慣れた地域で、自分らしい生活を継続することができる  
33 よう、必要な福祉サービスの基盤整備を計画的に進める。本市の地域特性にあわせた小規模・多機  
34 能・複合型を基本として、地域共生社会\*に対応した多世代型の新たなサービス及び施設を整備する。

#### 36 (1) 地域共生社会\*に対応するサービス・施設の整備



1 高齢者人口の増加に伴い社会保障給付費が増大する一方、生産年齢人口の減少が見込まれるこ  
2 とから、福祉サービスの持続可能性は予断を許さない状況である。今求められているニーズに対応し、  
3 未来への投資を実現するため、限られた資源を最大限有効に活用する。

4 今後さらに高まる医療や介護等の複合的なニーズに対応し**するため、市民が在宅生活を継続でき**  
5 **るようにするため、**本市の地域特性に合わせた、小規模・多機能・複合型のサービス及び施設につい  
6 て、公有地の活用も含めて計画的に整備する。また、**高齢者総合センターをはじめ建物一斉に更新**  
7 **等の時期を迎えている**高齢者施設について、**更新中の**サービス提供の継続に留意しながら、施設ご  
8 とに検討**するを進める。**

9 武蔵野市障害者福祉センターについては、今後も、**その時代の要請に合わせた**役割を担うための  
10 改築事業を、計画的に進める。

11 また、(公財)武蔵野市福祉公社と(社福)武蔵野市民社会福祉協議会**については、それぞれの特**  
12 **性を活かした事業連携を推進・強化するとともに、両団体の統合については、の事業連携を推進・強**  
13 **化するとともに、両団体の統合については、**その方向性を決定した当時と比較して団体を取り巻く状  
14 況が大きく変化していることから、改めて検討する。また、「地域共生社会推進の拠点」の一つとしての  
15 機能と役割を実現する観点から、両団体新社屋建設に係る市の支援のあり方について検討する。

16

## 1 (2) 子ども・教育

第六期長期計画の施策の大綱(議決事項)

### 1 子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり

全ての子どもは、一人ひとりの個性に応じた、健やかな成長が保障されなければならない。子どもたちが希望を持ち、健やかに過ごせるよう、それぞれの子どもと子育て家庭に対するきめ細かで切れ目のない支援を行う。

### 2 安心して産み育てられる子育て世代への総合的支援

父母・保護者が子育てを適切に行えるよう、教育・保育・子育て支援施設、地域団体・NPO等と連携し、協力して、誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、子育てしやすいまちづくりを進める。

### 3 子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実

次代を担う子どもたちを健全に育成するという目標を地域社会全体で共有し、実践していくため、市民、企業や店舗、子ども・子育て関係団体等、多様な主体による事業を展開するとともに、保育人材や地域の担い手等の確保・育成を推進する。

### 4 子どもの「生きる力\*」を育む

子どもの多様性を尊重し、子ども自身が遊びや体験を含めた様々な学びにより、自ら課題に気づき他者と協働しながら課題を解決する力など、新しい時代に必要となる資質・能力や、個に応じた自信と生涯にわたって続く学ぶ意欲を育むよう、多様な施策を推進する。

また、子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、指導及び相談支援の体制を充実させる。

### 5 教育環境の充実と学校施設の整備

多様化する教育ニーズに応えるために、教員が教育に注力し、子どもと向き合うための時間を確保する。また、学校と地域とが一体となって子どもの成長を支えることができるよう、協働体制をより充実させる。

一方、学校施設の老朽化が進み、市立小中学校は更新時期を迎えるため、人口動態も踏まえた長期的な視野に立ち、整備を進めていく。

2

3 この分野の施策は、子どもが基本的な人権を持つ存在であり、子どもの最善の利益を第一に考えることを前提とする。そのうえで、子ども自身が、一人ひとりかけがえのない存在として認められ、各  
4 人の個性を尊重された成長・発達ができるよう支援し、誰もが安心して子どもを産み育てられるよう  
5 環境を整備する。そして、子どもと子育てを応援するまちの実現と、変化の激しい時代の子どもに  
6 必要な「生きる力\*」を育むことを目的とする。  
7

8 子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり、子育て世代への総合的支援、子どもと子  
9 育て家庭を地域社会全体で応援する施策を充実させるとともに、子どもの「生きる力\*」につながる  
10 よう、個に応じた自信及び生涯に続く学ぶ意欲を育むための施策を推進していく。また、子どもの

1 成長段階を踏まえながら、子どもが自由に来所でき、安心して過ごし、集うことができる地域におけ  
2 る多様な居場所づくりを推進する。

## 4 **基本施策1 子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり**

5 全ての子どもは、一人ひとりの個性に応じた、健やかな成長が保障されなければならない。近年、  
6 家族構成や就労・経済状況の変化等を背景に、子育てニーズは多様化・複雑化し、子育ての負担  
7 感も増大している。子どもたちが権利の主体として、未来に希望を持ち、健やかに過ごせるよう、そ  
8 れぞれの子どもと子育て家庭に対するきめ細かで切れ目のない支援を行う。

### 10 **(1) 子どもの権利を保障する取組みの推進**

11 子どもの最善の利益を尊重する社会の実現に向け、令和5(2023)年4月に施行された武蔵野市子  
12 どもの権利条例に基づき、子どものみならず、保護者や市民、育ち学ぶ施設の関係者等に条例及び  
13 子どもの権利の周知啓発を行っていく。さらに、いじめ防止対策の充実、子どもの居場所づくりの推進、  
14 子どもの意見表明や参加の機会の確保などの取組みを、令和6(2024)年度に策定する第六次子ども  
15 プラン武蔵野\*に位置付け推進する。

16 また、子どもの権利を守るとともに、子どもの権利が侵害された場合の救済を行うため、子どもの権  
17 利擁護委員を新たに設置する。

### 18 **(2) 子どもと子育て家庭への切れ目のない相談支援体制等の構築**

19 妊娠期からの切れ目のない支援・相談体制として子育て世代包括支援センターを整備してきた。今般  
20 の児童福祉法等の改正を受け、児童福祉と母子保健の一体的な相談体制を構築するため、こども家  
21 庭センター\*の設置及び地域子育て相談機関の整備を行い、さらなる連携の推進を図る。

22 児童福祉、母子保健、療育、教育等に係る相談支援機能を、保健センターの増築及び大規模改修  
23 によって整備する複合施設内に設置し、多部門・多職種の連携による相談支援体制を構築する。

24 誰もが出産・子育てを安心して迎えられるよう、産科・小児医療機関との連携強化を図る。

### 25 **(3) それぞれの環境に応じたきめ細かな子ども・子育て家庭への支援**

26 子どもの将来が貧困等の環境要因に左右されることがないように、一人ひとりの子どもの状況に応じ  
27 たきめ細かな支援が必要である。子どもの貧困対策に関する情報提供のほか、学習支援教室や子ど  
28 も・コミュニティ食堂などの運営団体と行政機関のネットワーク構築を進める。また、利用者が自身のニ  
29 ーズに合わせてサービスを選択できるような多様な事業のあり方を検討する。

30 ひとり親家庭に対して、引き続き経済的支援を行うとともに、経済的に自立できるように就業支援等  
31 を行う。また、生活の安定のために、ホームヘルプサービスなど日常生活支援を行う。

32 ヤングケアラー\*、~~8050問題などをはじめとした~~現行の枠組みでは支援が困難な問題を抱える家庭  
33 が顕在化している。ケアを必要とする家庭全体を支援するための相談のあり方、18歳以上となったケ  
34 アラーへの継続的な支援体制について全庁的な検討を行う。

### 35 **(4) 児童虐待の未然防止と対応力の強化**

36 ~~虐待は人権侵害であるという認識のもと、~~児童虐待・養育困難家庭に対する支援について、相談体

1 制をさらに強化する必要がある。子育て支援ネットワークにおける情報共有を行いながら、各関係機  
2 関の連携を強化し、支援の充実を図る。また、児童虐待を未然防止する啓発活動等を引き続き行って  
3 いくとともに、それでも児童虐待は起こり得るという認識のもと、対応力を強化する。

4 東京都で多摩地域に新たな児童相談所の設置を予定しており、本市の管轄の児童相談所が変更  
5 予定となっている。新たな児童相談所とも今後も適切に連携を行い対応力の強化に努める。

#### 6 (5) 福祉専門職配置による相談支援体制の強化

7 相談内容が多様化・複雑化・困難化し、専門性が必要とされる相談、分野横断的な課題が増えてい  
8 る。福祉分野の問題解決を図るために福祉分野を中心に配置をされる福祉専門職の育成が必要にな  
9 っている。次期人材育成基本方針の改訂にあわせて、福祉専門職の採用も含めて検討する。

### 11 基本施策2 安心して産み育てられる子育て世代への総合的支援

12 保護者には子育てについての第一義的責任があるとともに、行政には保護者が子育てを適切に行  
13 える環境整備を行う責務がある。市は、教育・保育・子育て支援施設、地域団体・NPO等と連携し、協  
14 力して、誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、子育てしやすいまちづくりを進める。

#### 16 (1) 多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化

17 多様な子育て支援ニーズに対応するため、子育て支援団体と行政機関等のネットワークを構築し、  
18 様々なライフステージにおいて地域の力を生かした子育て支援を行うとともに、保育施設等の職員の  
19 専門性を生かした子育て相談の機会を充実させるなど、地域全体で取組みを進める。

20 また、保育施設等を利用していない世帯への支援を充実させるとともに、多様化する保護者の働き  
21 方や、家庭の状況に対応するため、保育施設や幼稚園における一時保育(一時預かり)事業や定期  
22 的な預かり事業の拡充を図る。

#### 23 (2) 保育の質の向上に向けた取組みの推進と希望する保育施設へ入所できる環境の整備

24 保育施設の整備により、待機児童対策が進展した一方、開設から10年未満の保育施設が全体の半  
25 数を超え、保育の質のさらなる向上、不適切な保育が起きにくい環境の醸成が求められている。その  
26 ため、保育アドバイザー等の巡回による助言・指導の充実、指導検査の強化、各地域の保育施設の  
27 連携の促進に加え、子どもの育ちを支えるための各園の人的、物的な環境の整備、保育中の事故の  
28 防止をはじめとした安全確保に向けた各保育施設の取組みに対する支援等を総合的に行い、市全  
29 体で保育の水準を高める。また、関係機関と連携しながら、特別な支援を必要とする子どもの保育や、  
30 市立保育園における医療的ケア児\*に対する保育の体制整備を進める。

31 各保育施設内の利用定員の調整を含め、希望する保育施設へ入所できる環境の整備を進める。

#### 32 (3) 小学生の放課後施策の充実

33 全ての就学児童が放課後等を安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域子ども館事業\*  
34 を充実させる。低学年児童の待機児童を出さないよう、引き続き学童クラブの整備を行うとともに、保  
35 護者の多様なニーズに対応できる民間学童クラブについて、新規開設した施設の状況を見ながら、  
36 開設支援のあり方を検討するを進める。また、4年生以上の受入れについてはこれらの施設拡充の進

1 抄等を見据えながら検討する。また、国の基準に沿った第三者評価を活用し、質の向上を図る。

#### 2 **(4) 子ども・子育て支援施設のあり方検討**

3 各子育て支援施設については、第2期武蔵野市公共施設等総合管理計画を踏まえ、計画的な維持・更新のための方針を策定し、整備を進める。

5 また、武蔵野市地域防災計画を踏まえ、災害時における各子育て支援施設のあり方を検討し、災害時の態勢を強化する。

7 ~~桜堤児童館については、現在の事業に加え、未就学児を対象とした事業を拡充する。~~

8 ~~0123施設については、子育て拠点施設としての機能・役割を検証し、施設の全市的なあり方を検討する。~~

10 0123施設、桜堤児童館は引き続き利用者支援事業\*を実施するとともに、児童福祉法改正に伴う対応を行うなど、時代のニーズに合わせた事業を検討・実施していく。

### 13 **基本施策3 子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実**

14 次代を担う子どもたちを健全に育成するという目標を地域社会全体で共有し、実践していくことが必要である。市民、企業や店舗、子ども・子育て関係団体等、多様な主体による事業を展開するとともに、16 保育人材や地域の担い手等の確保・育成を推進し、地域社会全体で子どもと子育てを応援するま17 の実現を目指す。

#### 19 **(1) まちぐるみで子どもと子育て家庭を応援する事業の推進**

20 子どもと子育て家庭への支援については、子育てをしている家庭や保護者のみならず、社会全体21 で取り組む必要がある。

22 地域社会全体で子どもと子育て家庭を応援するため、市民や事業者との連携、協働の事業を進め、23 子どもがいる世帯が働きやすいまちづくり、子どもと一緒に訪れやすいまちづくりを推進する。武蔵野24 のまち全体で、あらゆる分野で子どもの視点に立った、子どもと子育てを応援するまちを推進する施25 策を実施していく。また、子どもや子育て家庭を支援する事業やイベント情報を適時適切に提供する26 ことにより、まちぐるみで子どもと子育て家庭を応援するメッセージを強く発信する。

#### 27 **(2) 保育人材等の確保、定着と育成**

28 保育士等の確保を図るとともに、各保育施設に勤務する保育士等が安心して働き続けられるよう、29 職員の処遇の改善、施設の環境整備に向けた支援を行う。また、幅広い観点から研修を実施し、保育30 士等の資質、専門性の向上を図る。また、需要が増加している学童施設での人材確保もあわせて行31 っていく。

32 児童虐待・養育困難家庭への支援については、相談対応件数が増加し続けており、課題が困難33 化・複雑化してきている。家庭への適切な支援を行うことのできる相談員の育成を進める。

#### 34 **(3) 子ども・子育てを支える地域の担い手の育成**

35 ファミリー・サポート・センター事業のサポート会員や子育てひろば事業のボランティアスタッフ養成36 講座に加え、子どもの発達に不安を抱える保護者を支援するピアサポーター養成講座を行う等、地域

1 の子育て支援人材の発掘や育成、活動継続のための支援を充実させる。

2 青少年問題協議会地区委員会の活動への支援を充実し、市民の理解と参加促進を図る。また、中  
3 高生リーダー制度など義務教育段階から地域活動に参加する機会の充実を図り、その主体的な取組  
4 みをサポートすることで、地域団体等との関係づくりを通じて、次世代の担い手を育成する。

## 7 基本施策4 子どもの「生きる力\*」を育む

8 子どもは、様々な環境と関わり、経験を積み重ねることで、身近な社会生活、生命及び自然に対す  
9 る興味が養われ、「生きる力\*」を身に付ける。

10 子どもの多様性を尊重するとともに、子ども自身が遊びや体験を含めた様々な学びにより、自ら課  
11 題に気づき他者と協働しながら課題を解決していく力など、新しい時代に必要となる資質・能力や、個  
12 に応じた自信と生涯にわたって続く学ぶ意欲を育むよう、多様な施策を推進する。また、子ども一人ひ  
13 どの教育的ニーズに対応するため、指導及び相談支援の体制を充実させる。

### 15 (1) 幼児教育の質の向上と小学校教育との円滑な接続

16 幼児期における遊びを通した豊かな体験は子どもの「生きる力\*」を育むための基礎となるものであ  
17 る。幼児教育に関わる教員、保育者が研修等を通して、遊びを通した体験を大切にする幼児教育に  
18 ついての知見を深めることにより、市全体の幼児教育の質の向上を図る。また、幼児期の豊かな学び  
19 が小学校教育に引き継がれるよう、「武蔵野スタートカリキュラム」の実践を通し、幼稚園、保育園等と  
20 小学校の連携を進め、本市として大切にしたい「生きる力\*」を育む幼児教育の考え方とその実践に関  
21 係者で共有する。

### 22 (2) 青少年健全育成事業の充実

23 子どもが様々な経験を通じて「生きる力\*」を身に付け、地域への愛着を高めることができるという観  
24 点から、むさしのジャンボリー事業\*など、体験活動を大切にする事業を引き続き実施する。また、将  
25 来自ら社会や地域の中で、子どもの育ちを見守り、支えていくことをイメージできるような機会を提供  
26 する事業について検討する。

27 子どもの居場所については、当事者となる中高生<sup>世代</sup>など若者<sup>世代</sup>からの意見を踏まえ、自由に  
28 来所でき、安心して過ごし、集うことができる多様な居場所づくりを推進するとともに、社会生活を円滑  
29 に営むうえでの困難を有する子どもや若者への支援を充実する。

### 30 (3) 全ての学びの基盤となる資質・能力の育成

31 情報活用能力や言語能力は、新しい時代に求められる資質・能力を育むうえで基盤となるものであ  
32 る。情報活用能力の育成については、武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針\*に基づき、デジタル  
33 ル・シティズンシップ教育\*に関する実践を蓄積する。また、国の動向を踏まえたうえで、学習者用デ  
34 ジタル教科書の導入・活用を推進する。各校のその他のICT機器について、計画的に更新していく。

35 言語能力の育成については、学校の授業以外の場も含めた読書活動を通して、多くの語彙や多様  
36 な表現等の学びを推進していく必要がある。また、子どもの居場所でもある学校図書館は、役割を拡

1 充した学校司書\*間や図書館との連携により機能の充実を進めるとともに、情報活用能力育成の観点  
2 や改築校に新たに設けるラーニングコモンズ\*を含め、効果的な活用について検討する。

#### 3 **(4) 多様性を生かし、市民性を育む教育**

4 様々な背景をもつ子どもたちが安心していられる学校・学級を前提に、一人ひとりが自信をもち、活  
5 躍できる機会をさらにつくる教育活動を推進する。また、市民性を育む取組みを一層進めるため、武  
6 蔵野市民科\*に関する研究開発校の取組成果の各学校への還元、子どもの思いや地域の特色を生  
7 かした各校の取組推進、保護者・地域への積極的な情報発信を行う。

8 武蔵野市民科\*の取組みと関連が深い長期宿泊体験活動が児童生徒に及ぼす影響について調  
9 査を行い、経年変化を分析し、日常の教育活動やプログラムの改善を図る。

#### 10 **(5) 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実**

11 障害のある者と障害のない者が共に学ぶことが「インクルーシブ教育」の理念であり、共生社会の実  
12 現を目指すものである。その実現に向けて、インクルーシブ教育システム\*の充実を図る。全ての児童  
13 生徒の自立と社会参加を見据えて、一人ひとりの教育的ニーズに応じることを目指した連続性のある  
14 多様な学びの場を用意し、通常学級と特別支援学級との交流及び共同学習を推進する。また、医療  
15 的ケア児\*の支援体制整備、通常学級に在籍する児童生徒への合理的配慮\*の提供体制を整備す  
16 る。あわせて、日本語を母語としない児童生徒への教育的ニーズに応えるため引き続き支援を行う。

#### 17 **(6) 不登校対策の推進と教育相談の充実**

18 不登校児童生徒は増加傾向にあり、不登校児童生徒の教育機会の確保と社会的自立を目指した  
19 相談支援の拡充、安心して過ごせる居場所や多様な学びの場の更なる整備が必要である。

20 家庭と子どもの支援員\*による不登校傾向の児童生徒や登校しても教室に入れない児童生徒への  
21 学校内での支援を充実させるほか、チャレンジルームやむさしのクレスコーレ\*の相談機能の拡充や  
22 関係機関とのネットワークを強化、ICT活用等による新たな学びの場の検討を行う。

23 保健センターの増築及び大規模改修によって整備する複合施設内に、不登校児童生徒に限らず、  
24 多様化、複雑化した課題を抱える児童生徒への相談支援体制を拡充する。

### 26 **基本施策5 教育環境の充実と学校施設の整備**

27 多様な価値観や家庭環境、地域社会の変化によって、学校をめぐる課題が複雑化・困難化して  
28 ~~る。おり~~、教職員の多忙化は著し~~く~~い。多様化する教育ニーズに応えるためにも、教員が教育に注  
29 力し、子どもと向き合うための時間を確保する。また、学校と地域とが一体となって子どもの成長を支え  
30 ることができるよう、協働体制をより充実させる。一方、学校施設の老朽化が進み、市立小中学校は更  
31 新時期を迎えることから、人口動態も踏まえつつ長期的な視野に立ち、整備を進めていく。

#### 33 **(1) 教育力の向上をもたらす教職員の働き方の追求**

34 令和4(2022)年2月に改訂した「先生いきいきプロジェクト2.0」を基に、週当たりの在校時間が60時  
35 間を超える教員ゼロを目指して拡充してきた市講師\*をはじめ、教育を支える人員体制に関する効果  
36 検証やICT化による業務改善等の一層の推進を図り、教育力の向上を目指す。

## 1 (2) 質の高い教育を維持するための人材の確保と育成

2 若手教員の増加や教育課題の多様化などがある中、教員免許更新制に代わる国や都の方針を踏  
3 まえ、デジタル技術や教育データの利活用など、新たな教員研修制度を各校の管理職や関係機関と  
4 の連携により推進する。

5 また、特色ある教育活動を推進していくために、東京都教育委員会の制度を利用した学校単位で  
6 の教員公募を実施する。

## 7 (3) 学校と地域との協働体制の充実

8 新しい時代を生きる子どもたちが豊かに成長するためには、社会に開かれた教育課程の理念の下、  
9 学校・家庭・地域が目標やビジョンを共有し、連携・協働を推進する必要がある。そのため、全ての市  
10 立小中学校に設置されている開かれた学校づくり協議会\*の機能を強化する。

11 「開かれた学校づくり協議会の運営ガイドライン」に基づき、学校・家庭・地域の協働に関する試行  
12 をモデル校2校で令和6(2024)年まで実施し、その効果検証及び検証結果を踏まえ、全校実施へと  
13 移行する。

## 14 (4) 学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保

15 「武蔵野市学校施設整備基本計画」(以下「全体計画」という。)に基づき、改築事業に着手している。  
16 今後改築を計画している学校については、統合の可否、移転配置の可能性、改築期間中の教育環  
17 境も含めて、様々な観点から課題を検討し、関係者の意見も聞きながら方針を決定して、改築事業を  
18 行う。全体計画の次期改定においては、それまでの改築事業で得た知見や経験を踏まえ改定を行う。

19 既存の学校施設については、定期的な点検と計画的な保全改修を継続するとともに、児童生徒数  
20 の増加、教育的ニーズの変化等にも適切に対応して、良好な施設環境を確保する。

21 給食調理施設については、改築事業に合わせ小学校の自校調理施設の整備を進める。すでに改  
22 築を終えている大野田小学校・千川小学校については、改築事業の進捗に留意しつつ整備時期を  
23 検討する。

24 学校給食費の無償化については、様々な観点からその効果や市独自で行うことの必要性なども含  
25 めて検討する。

## 26 (5) 持続可能な部活動のあり方の検討

27 今後の部活動のあり方について、学校と関係団体の現状や今後の連携を鑑み、拙速な地域移行\*  
28 をは行わず、学校を中心とした着実な地域連携を図り、合同部活動の設置や武蔵野市として学校教  
29 育における部活動の意義を整理する。また、部活動指導員の充実など教員の働き方改革の観点や合  
30 同部活動を含めた持続可能な部活動のあり方を検討する。

31



## 1 (3) 平和・文化・市民生活

第六期長期計画の施策の大綱(議決事項)

### 1 多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築

全ての人が、性別、性自認\*、性的指向\*、年齢、国籍、文化、障害の有無等にかかわらず、その個性と能力を生かせる環境をつくり、生涯にわたりいきいきと、豊かで安心して生活することができる地域社会をつくるため、一人ひとりの命と人権が守られる真に平和な状態を保ち、多様性を認め合い尊重し合う社会を構築していく。

### 2 災害への備えの拡充

災害による被害を最小限に抑えるため、事前予防の取組みを行うとともに、迅速な災害対応のため、応急対応力の強化や応急活動体制の整備を進める。近年の災害の教訓等を踏まえ、武蔵野市地域防災計画の見直しを行う。また、地震災害については、速やかに都市機能を復旧し、被災者の生活を取り戻すための震災復興のあり方や進め方を検討する。

### 3 安全・安心なまちづくり

安心を実感できるまちづくりを一層進めるため、適切な方法での情報提供、見せるパトロール等を通じて、地域ぐるみで防犯力の向上を図る。また、特殊詐欺、悪質商法、テロ、サイバー犯罪等による被害の防止に向けて、警察、消防、商店会等の関係機関・団体と連携し、啓発、対策、訓練等に継続的に取り組む。

### 4 地域社会と市民活動の活性化

市民による自主的なコミュニティづくり、市民と行政との連携・協働の活動等により積み上げられてきた知恵と経験を生かしつつ、課題の解決に向けた取組みが進むよう、地域コミュニティの活性化や市民活動への支援策の充実を図っていく。

### 5 豊かで多様な文化の醸成

全ての人にとって魅力あるまちであり続けられるよう、都市文化の可能性をさらに研究しながら、これまでに築き上げられてきた文化を大切に守り育て、発展させていく。武蔵野市文化振興基本方針に基づいた文化施策の展開及び都市観光の推進を図るとともに、多様性を認め合う市民文化をさらに醸成するため、都市・国際交流を通じた相互理解、異文化理解を深めていく。

### 6 多様な学びや運動・スポーツ活動の推進

市民の能動的な学びの環境づくりを進め、参加と学びの循環を作り出すとともに、子どもの学校外での学習等の活動の充実を図っていく。

市内の文化財については適切な収集・保管を行い、歴史公文書については管理・活用を進める。図書館では、読書ならではの楽しさや喜びを提供するとともに、知りたいことや課題解決を支えるサービス提供を一層進める。

市民が自由に気軽に運動・スポーツに親しめる環境整備や機会の提供を行う。

## 7 まちの魅力を高め豊かな暮らしを支える産業の振興

取り巻く環境が時代とともに変化する中で選ばれるまちであり続けるため、都市や地域の抱える様々な課題に市民、事業者、関係団体及び行政が一体となって取り組む。

市内三駅圏の特性を生かした都市型産業を育成し、本市の魅力の発信や地域の産業振興を図っていく。

また、産業としての農業を継続するための支援を進めるとともに、農地の保全を図る。

1

2 この分野の施策は、平和な社会を維持しつつ、災害や危機に強いまちづくりを継続し、市民が安  
3 全・安心に暮らしていくことができるよう、コミュニティの発展と活性化、生涯学習やスポーツの充実、産  
4 業振興等を進め、市民文化のさらなる成熟化を目的とする。

5 市民自治の歴史を継承し、多様に取り組まれてきたコミュニティ活動やその他の市民活動が、より  
6 持続的・発展的に展開されるよう支援することで、さらなる活性化を目指す。同時に、持続可能な地域  
7 社会を念頭に多様性の理解や国際交流の推進、産業振興などを進め、このまちにつながる全ての人  
8 にとって魅力的で価値あるまちづくりを推進する。

9

### 10 基本施策1 多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築

11 平和な社会とは、戦争がないだけでなく、互いに人として尊重されることによって実現され、心豊か  
12 で穏やかな市民生活をもたらすものである。本市は、航空機エンジン工場である中島飛行機武蔵製  
13 作所\*があったことで、第二次世界大戦中に空襲を受けた。その歴史がもたらした平和に対する強い  
14 思いがまちをつくりあげ、現在の豊かな文化・市民生活の基礎となっている。

15 全ての人、性別、性自認\*、性的指向\*、年齢、国籍、文化、障害の有無等にかかわらず、その個  
16 性と能力を生かせる環境をつくることは、生涯にわたりいきいきと豊かで安心して生活することができる  
17 地域社会をつくるうえで重要な要素である。

18 引き続き、一人ひとりの命と人権が守られる真に平和な状態を保ち、多様性を認め合い尊重し合う  
19 社会を構築していく。

20

#### 21 (1) 平和施策の継承

22 戦後70年余り経ち、戦争体験者が高齢化し、直接の伝承が難しくなっているため、次世代への  
23 継承方法の検討が喫緊の課題である。体験者の記憶や平和への意識を若い世代に引き継ぎ、ともに  
24 考えていく方法を検討するとともに、民間保有の戦争関連資料も散逸の恐れがあるため、活用できる  
25 形での資料保存、デジタルアーカイブ化を検討する。

26 また、世界各地で続いている国内・国際的な紛争などにより、市民の平和への関心、捉え方が変化  
27 してきており、平和施策のあり方も新たな展開が必要である。

28 平和教育の推進や交流派遣事業の定期的な実施、多文化共生\*を学ぶ機会の提供など、市として  
29 体系的に平和啓発を行い、市民一人ひとりが平和意識を高め、平和を願う声を主体的に発信してい

けるように取り組む。

## 2 (2) 多様性の理解及び男女平等施策の推進

3 ~~第四次男女平等推進計画の期間の最終年度である令和5(2023)年度に、~~令和6(2024)年度から  
4 ~~令和10(2028)年度を期間とする第五次男女平等推進計画を策定し、これに基づき、~~いて男女平等  
5 推進施策を計画的・体系的に推進する。パートナーシップ制度の利用者が活用できる施策等の拡充  
6 について調査・検討を行うほか、協定に基づいて東京都と相互の連携を推進する。男女平等の推進  
7 に関する条例の周知や男女平等についての理解促進に向けて、広報物の配布や講座、職員研修の  
8 実施等に継続的に取り組む。

## 9 (3) 多文化共生\*社会の形成

10 本市在住の外国人人口は、令和5(2023)年4月に最多を更新した。多国籍化や定住化も進んでお  
11 り、今後も増加の傾向が続くことが予想されることから、地域における多文化共生\*が重要となる。令和  
12 4(2022)年度に策定した武蔵野市多文化共生推進プラン(以下「プラン」という。)では、日本国籍を有  
13 していても文化的背景などが外国にある市民なども広く含むものと定義して「外国人市民」という言葉  
14 を使用することとした。プランで示した施策の方向性に基づき地域での多文化共生\*への理解の促進  
15 やICTを活用した多言語対応などのコミュニケーション支援、生活支援などの事業を展開し、外国人  
16 市民も日本人市民も安心して暮らすことができる地域共生社会\*の形成を推進する。

17 多文化共生\*への関心・理解が広がるよう、(公財)武蔵野市国際交流協会と連携し、周知や啓発  
18 に取り組むほか、日本社会や地域における慣習、ルール等を外国人市民に伝える手段や機会につ  
19 いて検討する。

## 21 基本施策2 災害への備えの拡充

22 今後30年以内に70%以上の確率で首都直下地震の発生が予想されるほか、近年は大型の台風、  
23 集中豪雨等による甚大な被害が全国各地で発生している。令和3(2021)年度に事前防災及び減災と  
24 迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、武蔵野市国土強靱化地域計画  
25 を策定した。また、令和4(2022)年度に10年ぶりに見直しが行われた東京の新たな被害想定を踏まえ、  
26 7年ぶりに武蔵野市地域防災計画の修正を行うとともに、震災復興のあり方や進め方についても検討  
27 し、震災復興マニュアルをも策定した。

28 住宅や緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化促進、無電柱化への取組み等を通じて、減災に向け  
29 たまちづくりを一層推進する方策を検討する。また、気候変動の影響により、今後は降雨量や洪水発  
30 生頻度の増加が見込まれており、様々な関係者との連携・協力による総合的な治水対策を推進して  
31 いく。さらに、在宅避難の啓発や自主防災組織の活動支援など自助・共助による災害予防対策の推  
32 進、関係機関との訓練や各種会議等を通じた日頃からの連携構築による応急対応力の強化、避難所  
33 体制の強化や消防の施設・水利の充実等による応急活動体制の整備をより一層進めていく。

## 35 (1) 災害に強いまちづくりの推進

36 市内の住宅の耐震化率は目標値95%(令和7(2025)年度末)に対して約92%(平成30(2018)年度末)

1 と着実に進捗しているが、合意形成等の課題により耐震化が進んでいない分譲マンション等に対し、  
2 啓発活動とともにアドバイザー派遣や耐震化費用の一部助成等による支援を行っていく。特定緊急輸  
3 送道路沿道建築物の耐震化については、耐震化費用の一部助成とともに、関係者の合意形成や占  
4 有者の移転等の課題に対する支援を行っていく。また、東京都の耐震改修促進計画等を踏まえ、耐  
5 震化費用の助成対象建築物の拡充を検討していく。

6 無電柱化を推進し、減災に向けたまちづくりを進める。大規模災害時に起こりうる火災に対しては、  
7 延焼防止のために幹線道路の拡幅事業を進めるとともに、防火水槽の整備を引き続き進める。

8 重要なインフラの一つである水道事業についても、震災時に迅速な応急給水や、応急復旧が行え  
9 るよう武蔵野市地域防災計画に基づき、関係機関等と連携しながら協力・支援体制を構築していく。

10 頻発化・激甚化する水災害に対応するため、浸水対策を実施すべき区域や目標整備水準、施設  
11 整備の方針等の基本的な事項を定めた武蔵野市雨水管理計画(仮称)を策定し、計画的かつ段階的  
12 に浸水対策を推進する。また、河川と連携した下水道整備の検討とともに、民間による雨水浸透施設  
13 等\*の設置促進を図るなど、河川流域のあらゆる関係者と連携・協力し、治水対策を推進する。

## 14 (2) 自助・共助による災害予防対策の推進

15 災害による被害を最小限に抑えるためには、市民一人ひとりによる日常からの備えが不可欠である。  
16 引き続き在宅避難を基本として、最低3日以上の水や食料、トイレ、日用品等の備蓄を推進する。ま  
17 た、市が啓発活動、支援等を行う中で伝えたい防災情報が分かりやすく伝わる広報の検討を行って  
18 いく。共助については市民防災協会と連携・協力しながら自主防災組織の活動支援に加え、マンショ  
19 ン管理組合等への自主防災組織設立の働きかけを推進していく。また、防災推進員の能力向上など  
20 の防災リーダー育成事業についても検討する。

## 21 (3) 関係機関との連携・訓練による応急対応力の強化

22 応急対応力を強化するためには、警察、消防、協定締結団体等と日頃からの顔の見える関係づくり  
23 が必要であるため、訓練や各種会議等を通じて、情報共有を積極的に行っていく。また、発災時の人  
24 的・物的応援受け入れをスムーズに行うことができるよう、関係団体や関係各課と連携しながら受援マ  
25 ニュアル\*の実効性を検証し、引き続き整備・更新等を行っていく。

26 風水害等については安全・安心な道路交通環境確保のため、引き続きパトロールや市民通報等の  
27 情報収集体制の強化を図るとともに、実施体制を強化し、早期対応に引き続き努めていく。また、発災  
28 直後における緊急輸送道路やその他の幹線道路の確保について、協力体制を結んでいる民間事業  
29 者との具体的な実施方法について検討を進める。

## 30 (4) 市の応急活動体制の整備

31 関係各課等と情報共有を図りながら、災害時要配慮者対策や避難所運営組織・学校との連携によ  
32 る避難所体制の強化等の取組みを行っていく。地域の安全確保や防災力向上のため、消防団の訓  
33 練・資機材・装備品の充実、並びに第2分団詰所の建替えを図り、あわせて消防水利(消火栓・防火  
34 水槽)の整備を進める。また、災害時のDX\* 推進の活用についても引き続き検討していく。

## 36 基本施策3 安全・安心なまちづくり

1 市内の刑法犯認知件数\*は、平成14(2002)年のピーク時に比べて約4分の1に減少しており、まち  
2 の安全・安心な環境は保たれている。引き続き、各種パトロール隊の活動に加え、警察や関係機関・  
3 団体と連携し、地域ぐるみで市民及び来街者が安心を実感できるまちづくりを進める。

4 また、新たな感染症やテロ等に対する危機管理体制の充実を図るとともに、年々多様化・巧妙化する  
5 特殊詐欺や悪質商法の被害防止対策に継続的に取り組む。

#### 7 (1) 安心して暮らし続けられるまちづくり

8 武蔵野市市民意識調査\*では、市内の治安・安全性は高い評価となっている。市内の安全・安心の  
9 確保及び体感治安の向上のため、市民安全パトロール隊や、ホワイトイーグル、~~吉祥寺ミッドナイトパ~~  
10 ~~トロール隊~~による日常的なパトロールや子どもの登下校時等の見守り活動を実施するとともに、警察や  
11 防犯協会、自主防犯組織、事業者等と連携を行い、より一層の地域の防犯力向上を図る。また、防犯  
12 活動を行う商店会等の地域団体に対する街頭防犯カメラの設置や管理の支援を継続するとともに、公  
13 園などの公共空間への防犯カメラの設置について検討を行い、犯罪の未然防止等の取組みを進める。

14 また、安全パトロール隊ブルーキャップ及び吉祥寺ミッドナイトパトロール隊による客引き行為等に  
15 対する指導・警告などの対策を進めるとともに、環境浄化特別推進地区内での各種営業行為等による  
16 環境の変化を注視し、市民や来街者が安心して過ごせるまちづくりを目指す。

17 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、新たな感染症に備え、危機管理体制の充実を図る。ま  
18 た、テロの発生やミサイル発射など重大な事態が発生した場合に迅速かつ適切な対応がとれるよう、  
19 警察や消防、自衛隊など関係機関と連携のうえ必要な訓練を引き続き行っていく。

#### 20 (2) 特殊詐欺\*、消費者被害の未然防止・拡大防止

21 高齢者を狙った特殊詐欺\*は、手口が年々巧妙化しており、被害の発生件数は高止まりしている。  
22 警察や防犯協会等と連携した啓発活動、自動通話録音機の貸与、情報発信など被害を防止するた  
23 めの対策を引き続き進めていく。

24 悪質商法の手口も、年々多様化しており、社会変化にも対応した高度なものとなっている。また近  
25 年では認知症の高齢者の増加などによる被害もみられることから福祉関係機関と連携した消費生活  
26 相談や見守り体制の構築を進めることも必要である。さらに令和4(2022)年4月の民法改正による成  
27 年年齢の引き下げに伴う若年層での被害の多発やSNSやインターネットの普及などを背景とした、こ  
28 れまで以上の被害の拡大も懸念される状況である。

29 被害の未然防止と被害の拡大を防ぐため、一層の消費者教育を推進することを目指し、各種講座  
30 の開催、学校等での出前講座など、幅広い世代に向けた啓発に継続的に取り組んでいく。

### 32 基本施策4 地域社会と市民活動の活性化

33 本市ではコミュニティ構想\*に基づき、コミュニティセンターを中心とした市民による自主的なコミュニ  
34 ティづくりが進められてきている。また、福祉、子育て支援、青少年健全育成、防犯・防災、環境、まち  
35 づくり等の幅広い分野で、市民が自主的に行う活動や市民と行政とが連携や協働により行う活動が重  
36 層的に展開され、多くの成果が積み上げられてきた。一方、コミュニティ協議会をはじめ、地域社協

1 (福祉の会)\*など地域別に組織された団体、テーマ性を持つNPOなど多くの団体が担い手不足や相  
2 互連携等の課題を抱えている。一方、個人情報に関する取扱いや、安全・安心に対する取組みの強  
3 化、ICTへの対応等、担い手の不足も相まってコミュニティ運営はその難易度が高まっている。

4 これまで積み上げられてきた知恵と経験を生かしつつ、課題の解決に向けた取組みが進むよう、地  
5 域コミュニティの活性化や市民活動への支援策の充実を図っていく。

#### 7 **(1) 市民同士の語らいや連携による豊かな地域社会の進展**

8 現在、コミュニティ協議会をはじめ、地域社協(福祉の会)\*など地域別に組織された団体、テーマ  
9 性を持つNPOなど多くの団体が多様な活動に取り組んでいる一方、各団体が担い手不足や相互連  
10 携等の課題を抱えている。情報発信や人材の確保・育成の支援について検討するほか、市民同士や  
11 市民と行政との対話や協働が活発化するよう交流・対話の場づくりなどを支援する。

#### 12 **(12) コミュニティの活性化センターの利便性の向上**

13 幅広い世代の地域コミュニティへの参加を促進するため、情報発信や人材の確保・育成を支援す  
14 るほか、多様な主体の対話や協働が活性化するよう、市民同士や市民と行政との交流・対話の場づく  
15 りなどを支援する。

16 コミュニティづくりの拠点である幅広い世代に向けてコミュニティセンターの魅力や理念を広く発信  
17 するとともに、より地域に開かれた誰もが気軽に集える場としていくため、施設運営や環境整備の支援  
18 を行う。

19 コミュニティセンターの利便性を高める観点から、計画的な大規模修繕に合わせて、部屋の用途や  
20 配置の改善について検討する。また、中央コミュニティセンターにエレベーターを設置し、本町コミュ  
21 ニティセンターについては、吉祥寺本町1丁目23番街区地への施設移転に向けた具体的検討を進め、  
22 バリアフリー面の課題を解決する。

#### 23 **(23) 市民活動支援の促進の活性化**

24 令和3(2021)年度の第二期武蔵野市市民活動促進基本計画策定時には、市民活動の継続にあた  
25 って資金確保、広報、活動拠点等の課題が挙げられ、他団体との連携・協働のニーズやコロナ禍での  
26 オンラインの取組みも確認された。同計画に基づき、市民活動への参加を促進する取組みや市民活  
27 動の広報、オンライン活動、多様な主体間の連携・協働等への支援を進める。また、より効果的に市  
28 民活動支援を行えるよう、武蔵野プレイス等の機能充実など、市民活動に必要な基盤の整備を行うほ  
29 か、行政、武蔵野プレイス、(社福)武蔵野市民社会福祉協議会の具体的な事業や広報等における連  
30 携をさらに強めていく。

### 32 **基本施策5 豊かで多様な文化の醸成**

33 本市においては、市民の自発的な活動によって、豊かで多様な市民文化が醸成され、まちや暮ら  
34 しに潤いと活力を生み出してきた。この市民文化は、平和や緑を大切にする意識の継承や、安全で  
35 特徴ある商業地の形成に寄与してきた。また、都心部との交通の利便性や自然環境などにより、戦前  
36 から作家、美術家、俳優、音楽家等、芸術・芸能活動を行ってきた人たちや、市内・近隣大学に通う学

1 生、クリエイター、研究者等が多く住むようになり、それらを支える事業者が展開するようになった。こ  
2 れらが有機的に関連することにより、武蔵野市独自の都市文化が形成されてきた。

3 全ての人にとって魅力あるまちであり続けられるよう、都市文化の可能性をさらに研究しながら、こ  
4 れまでに築き上げられてきた文化を大切に守り育て、発展させていく。武蔵野市文化振興基本方針に  
5 基づいた文化施策の展開及び都市観光の推進を図るとともに、多様性を認め合う市民文化をさらに  
6 醸成するため、都市・国際交流を通じた相互理解、異文化理解を深めていく。

### 7 8 **(1) 都市・国際交流事業の推進**

9 本市は国内外の多くの友好都市と交流関係を結んでいる。海外交流事業については、変化する国  
10 際情勢を踏まえながら、次世代を担う青少年を中心とした相互交流の推進を継続し、多様な文化への  
11 理解促進を図るとともに、各事業の参加者を通じて地域での多文化共生\*への理解が広がるよう促し  
12 ていく。また、国内友好都市との交流事業については、都会と地方が互いの良さを共有し、不足する  
13 ものを補い、共存していくために、市民交流ツアーや市民宿泊助成を実施しつつ、時代に則した交流  
14 内容を検討する。

15 アンテナショップ麦わら帽子に関しては、経営改善と効率的な運営を図ることを目的として、SNSの  
16 活用などの効果的な広報を実施するほか、特徴的な商品の開拓とを引き続き行い、魅力ある店舗づく  
17 りを引き続き行うことで、新規顧客の獲得・売り上げの増加を目指すとともに、交流拠点として、モノ  
18 を通じた市民間交流を継続する。

### 19 **(2) 文化振興基本方針に基づく文化施策の推進**

20 令和3(2021)年度に示された文化施設の在り方検討委員会報告書を踏まえ、今後の文化施設の  
21 活用や整備について検討を進めるとともに、文化振興基本方針に基づき、文化施策の取組みの評価  
22 を行う。

23 武蔵野公会堂は、設備の老朽化やバリアフリー化等の課題を抱えているため、令和4(2022)年度  
24 に策定した改修等基本計画に基づき、市民文化の拠点として再整備を行う。

25 芸能劇場は、利用の実態等を踏まえ、古典芸能の保存等という設置目的を再検討するとともに、老  
26 朽化している各種設備を更新する。

27 茶会などで長年にわたり活用されてきた松露庵は、築後80年が経過し、調査の結果、建物の物理  
28 的限界が近いことが判明したため、今後の施設のあり方について、建物の状況を勘案し廃止も視野に  
29 入れ検討する。

### 30 **(3) 文化・スポーツ・生涯学習の施策の連携**

31 令和4(2022)年度に(公財)武蔵野文化事業団と(公財)武蔵野生涯学習振興事業団が合併し発足  
32 した(公財)武蔵野文化生涯学習事業団\*では、文化・スポーツ・生涯学習の効果的な事業連携による  
33 市民サービスの向上を目指している。合併による効果を発揮し、ブランディングの強化が図れるよう市  
34 も適切な指導監督を行うとともに、文化・スポーツ・生涯学習に関する市の施策について、事業団と連  
35 携して展開する。

## 1 基本施策6 多様な学びや運動・スポーツ活動の推進

2 人生100年時代\*の到来といわれ、学びやスポーツ等の目的や形態などが一層多様化してきている。  
3 また、市民がそれぞれの置かれた立場や境遇によって、学びの方法や質、量の違いが生じている。こ  
4 の現状を把握し、自主的に行う様々な能動的な学びの環境づくりを進め、参加と学びの循環を作り出  
5 すことで、成熟した生涯学習社会の実現を目指す。同時に子どもの学校外での学習等の活動の充実  
6 を図っていく。

7 市内の文化財については適切な収集・保管を行い、歴史公文書については管理・活用を進める。  
8 図書館では読書ならではの楽しさや喜びを提供するとともに、知りたいことや課題解決を支えるサー  
9 ビス提供を一層進める。

10 市民が自由に気軽に運動・スポーツに親しめる環境整備や機会の提供を行い、運動・スポーツが  
11 持つ様々な効果や価値を通して、より豊かな市民生活の実現を目指す。

### 13 (1) 生涯のライフステージを通じた学習活動の充実

14 社会環境の変化により多様化する市民の学びのニーズに対応するため、社会教育関係団体、武蔵  
15 野地域五大学等をはじめとする多くの活動主体による環境を活用して、誰もが学ぶことを楽しめるよう、  
16 学びはじめの機会、学びを深めるための機会を提供する。生涯学習情報の多様な検索方法を提供す  
17 るため市公式 SNS 等を活用し、講座実施においてはオンラインやオンデマンド配信の取組みを継続  
18 する。

19 生涯学習支援と市民活動支援の拠点である武蔵野プレイスにおいて、市民会館、コミュニティセン  
20 ター等とも連携することにより、様々な生涯学習と市民活動の橋渡しを図る。市民が学んだ成果を発  
21 表し交流する場である市民文化祭、サイエンスフェスタ、市民活動団体企画講座等の、「学びおくりあ  
22 う」\*機会づくりを推進する。

23 昭和 59(1984)年度の建築から 35年以上約 40年が経過した市民会館の大規模改修を行う。

24 また、子どもたちが学びや活動を深め、広げることができるよう、学校教育と調整を図りながら、土曜  
25 学校等の事業を実施していく。

### 26 (2) 文化財や歴史公文書の保護と活用

27 文化財保護法に基づき、文化財指定を推進するとともに、文化財の保護・普及のための調査・研究  
28 を行う。また文化財の活用を通して、市の歴史、文化に関する市民の理解を更に深める。収蔵資料の  
29 価値づけ、収蔵場所の検討や新たに創設した市登録文化財制度\*の活用を含めた、文化財保護の  
30 取組みを進める。

31 公文書専門員\*の継続的配置により歴史公文書の整備を進める。デジタル化等の取組みにより歴  
32 史公文書の利用促進を図る。

33 武蔵野ふるさと歴史館は、市の歴史文化を次世代に伝える活動の拠点として、シビックプライドを醸  
34 成する役割をさらに果たして行く。各種講座等を通じて生涯学習としての学びを推進する一方、武蔵  
35 野市の歴史の調査、研究を引き続き行い、その成果を積極的に市民へ発信する。

### 36 (3) 図書館サービスの充実



1 来館困難者への図書館サービスについては、電子書籍サービス等を拡充し利便性の向上を図る。  
2 令和2(2020)年度に中央図書館を市が直接管理運営する方針を定めたことから、図書館職員の専  
3 門性の増強が必要である。図書館人材育成計画に基づき司書講習への職員派遣を行うなど、多様な  
4 経験を蓄積し、図書館行政を担う職員の専門性向上を図っていく。

5 また、市内の各部署や市民活動団体等と図書館の連携を進め、地域の課題解決に図書館の資源  
6 を活用できるよう取り組む。

7 子ども読書活動については、乳幼児期からの切れ目のない読書活動や連携事業を推進する。また、  
8 学校への図書館資料貸出の拡充をはじめ、公共図書館として可能な学校図書館の支援を行う。さら  
9 に、司書体験や各種ワークショップなど、ヤングアダルトYA世代\*をターゲットとした企画事業を行い、  
10 幅広い子ども読書活動の推進を図る。

#### 11 **(4) 市民の誰もがスポーツを楽しめる環境の整備**

12 国際スポーツ大会のレガシー\*を生かし、性別、年齢、障害の有無などを問わず、市民の誰もがス  
13 ポーツを楽しみ豊かな生活を送り続けられるための取組みを進める。さらに、アーバンスポーツ\*やデ  
14 ジタルを活用したスポーツなどの新たなスポーツとの出会いの創出や、トップアスリートとの交流など、  
15 これまで以上のスポーツの楽しみ方を提供する。また、市内民間企業やスポーツ関連団体等との役  
16 割分担や連携の強化を図り、スポーツの場の提供、指導のノウハウや人的支援等、スポーツ環境の充  
17 実を図る。

18 市民スポーツの拠点である総合体育館は、今後も多くの市民に利用され、多様なスポーツ文化を  
19 創出できるよう、大規模な改修工事を行う。市営プールについては、現在の課題を解消しつつ、さらな  
20 る市民のスポーツ推進を図るため、屋外プールの廃止を支持する市民アンケートの結果も考慮し、誰  
21 もが利用できる全天候型の屋内プールの充実を検討する。

22 旧桜堤小学校跡地は、隣接する市立学校の改築等整備状況を勘案し、当面は近隣の小中学校の  
23 校庭等として活用する。

### 25 **基本施策7 まちの魅力を高め豊かな暮らしを支える産業の振興**

26 本市は緑豊かな住宅都市であるとともに、商業施設や飲食店が集積し、広域的な集客力を持つ吉  
27 祥寺を有し、市民のみならず多くの人々に親しまれるまち、多様な文化を発信するまちとして発展して  
28 きた。

29 取り巻く環境が時代とともに変化する中で選ばれるまちであり続けるため、都市や地域の抱える  
30 様々な課題に市民、事業者、関係団体及び行政が一体となって取り組む。市内三駅圏の特性を生か  
31 した都市型産業を育成し、本市の魅力の発信や地域の産業振興を図っていく。

32 また、産業としての農業を継続するための支援を進めるとともに、災害時の避難場所や景観等の点  
33 からも市民生活において重要な役割を持つ農地の保全を図る。

#### 35 **(1) 産業の振興**

36 第三期武蔵野市産業振興計画の推進を通じて、新型コロナウイルス感染拡大がもたらした社会の

1 変化に適応した産業振興施策を展開する必要がある。そのうえで、実態に合わせた施策・事業を実施  
2 することを目的として、計画策定や経済対策検討時に随時実施してきた市内産業実態調査のあり方を  
3 見直し、定期的な調査としてあり方を検討する。

4 また、近年の生産年齢人口の減少等を背景とした商店街の担い手不足や中小規模事業者の後継  
5 者不足などに対応するために、市内三駅圏の商店会における現状と課題把握をし、それぞれの地区  
6 で求められる取組みについて検討するほか、多様な人材を活かす雇用・就労支援等に取り組む。さら  
7 に、コロナ禍の緊急経済対策として実施してきた商店会活性出店支援金事業は、今後もまちの活性  
8 化に資するような制度として、再構築を検討する。創業・事業承継継承支援事業については、相談窓  
9 口としての認知度を高め、希望者が相談に繋がるように広報を強化していくほか、引き続き、認定創業  
10 支援施設との情報共有・連携を進めることで市全体として支援の取組みを強化していく。さらに、高度  
11 化、専門化する相談内容に対応するため、専門家の活用について検討する。

12 令和3(2022)年度に実施した製菓事業者と市内農業者とを結ぶ取組みは、地元事業者が市内産  
13 農産物に高い関心があることや事業者連携が市内経済に好循環を生み出すという気づきがあった。  
14 それを受け、令和4(2023)年度には市内事業者同士のマッチングやコラボレーションを進めるための  
15 プラットフォームとして「CO+LAB MUSASHINO」\*を試行実施している。この「CO+LAB  
16 MUSASHINO」\*については、試行事業を継続しつつ、令和6(2024)年度以降の本格実施を見据えた  
17 事業のあり方を検討するとともに、本市の強みでもある文化の多様な集積やまちの魅力向上にも資す  
18 るクリエイティブ産業を含めた本市の新たなチャレンジ事業として魅力創出を図る。

19 ふるさと応援寄附の制度を活用した市の魅力発信の方向性については、引き続き検討していくほ  
20 か、新規事業者の開拓にも継続的に取り組む。また、体験型の返礼品を増加させることで、来街者を  
21 増やす仕組みを構築していく。さらに、本市への寄附額を増やすために、広報の充実、返礼率の見  
22 直しを図るほか、制度利用者にとっての利便性向上にも引き続き取り組む。

## 23 (2) インバウンド\*型・地域密着型も含めた観光推進

24 コロナ禍の影響によるインバウンド\*需要の消失は観光推進のあり方を考えるきっかけとなった。今  
25 後、インバウンド\*の回復基調を踏まえつつ、新たな需要も捉えたが激減したことなどの社会変化を鑑  
26 み、改めて観光推進のあり方を検討する。また、観光事業として取り組んでいる土産品の発掘・販売、  
27 フィルムコミッション事業及び観光ボランティアガイド養成などは、今後の観光推進のあり方や、マイク  
28 ロツーリズム等の地域密着型の都市観光の視点を加えて検討する。

29 これまでの観光事業では、効果測定に課題があったが、今後はそれぞれの事業目標等を明確に  
30 設定することで、現実的な事業評価を実施し、その評価結果に応じた事業の統廃合や新たな事業創  
31 出に取り組む。

## 32 (3) 農業の振興と農地の保全

33 市内農家戸数は漸減しており、高齢の従事者が依然として多い状況である。

34 そのため、今後は相続等に起因する農地売却等により市内農地面積が減少傾向となることや、高  
35 齢な農業者も多いことから適正な肥培管理や営農継続が困難となることが予想される。

36 農地は基本的に私有財産であるため、農地の減少を防ぎ、保全を行うことについて、行政が直接的

- 1 に関与することは困難であるが、災害時の避難場所や雨水の涵養などの都市における重要な役割や
- 2 都市農地の持つ社会的、文化的価値を市民と共有するとともに、農業者による経営改善や経済的支
- 3 援に関する働きかけを行い、農地貸借のマッチング支援や農福連携事業の検討及び推進、新たな援
- 4 農ボランティア制度の構築検討などといった、行政が主体的に取り組むことができる支援の方策につ
- 5 いて引き続き検討する。
- 6

## 1 (4) 緑・環境

第六期長期計画の施策の大綱(議決事項)

### 1 刻々と変化する環境問題への対応

日々変化する環境問題に対応し、次世代に持続可能なまちを引き継ぐために、環境啓発施設エコプラザ(仮称)を拠点として、必要な情報の発信、各主体が連携できるような場や機会の提供等、様々な手法で活動を支援する。

また、一人ひとりのライフスタイルの転換や意識改革の必要性をより一層伝えることで、環境に配慮した行動を促す。

### 2 地球温暖化対策の推進

気候変動による自然生態系、水環境、市民生活等への影響が顕在化しているため、全市的なエネルギー施策を進めるとともに、市が率先して公共施設の省エネ化・スマート化を推進することで、各主体が環境負荷低減を意識したまちづくりを実践していくことを促す。

### 3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進

本市が大切にしてきた緑や水辺等の豊かな街並みを次世代の子どもたちに引き継ぐため、「武蔵野市民緑の憲章」の基本理念を継承し、市民・事業者との連携を一層深めながら、緑を基軸としたまちづくりを推進していく。

### 4 省エネルギー・省資源型の持続可能な都市の構築

市民、事業者及び市が、ごみの減量・分別の徹底、ごみの資源化に、それぞれの責任において主体的に取り組むとともに、安全かつ安定的なごみ処理を行いながら、環境負荷の低減や事業の効率化を進めることで、持続可能な都市の構築を目指す。

### 5 様々な環境の変化に対応した良好な生活環境の確保

日々生じている気候変動、グローバル化の進展等により、これまでの生活では起こり得なかったリスクが生まれているため、生活環境の変化に伴う新たな問題を的確に捉え、関係機関と連携し、被害の回避・軽減を図ることで良好な生活環境を確保する。

また、総合的な受動喫煙対策とまちの美化の推進に取り組む。

2

3 この分野では、地球規模の環境の変化を的確に捉えながら、本市が誇る魅力の一つである緑をは  
4 じめ、水やエネルギーなどの資源を確実に守り、次世代に引き継いでいくことで、持続可能な環境都  
5 市の実現を目指していく。

6 また、気候変動や社会経済状況の影響を受けたライフスタイルの変化がスピードを増している中、  
7 環境に関わる各主体の新たな連携や協働の可能性を模索しながら、環境と調和したまちづくりを進め  
8 ていく。

9

10

## 1 基本施策1 刻々と変化する環境問題への対応

2 私たち人間の活動によって生じる温室効果ガスにより、地球温暖化は確実に進んでいる。日々変  
3 化する環境問題に対応し、次世代に持続可能なまちを引き継ぐためには、私たち一人ひとりが自らの  
4 問題として認識し、環境に配慮した行動を実践することが必要不可欠である。しかし、こうした活動を  
5 継続的に行っていくには個々の活動だけでは限界があるため、新たに設置する環境啓発施設むさし  
6 のエコreゾート\*を拠点として、必要な情報の迅速な発信、活動に参加しやすい仕組みづくり、各主体  
7 が連携できるような場や機会の提供等、様々な手法で活動を支援する。

8 また、一人ひとりのライフスタイルの転換や意識改革の必要性をより一層伝えることで、環境に配慮  
9 した行動を促す。

### 11 (1) 多様な主体のネットワークによる環境啓発の推進

12 あらゆる人が環境の当事者となるためには、市はもちろん、市民・市民団体、事業者、関係機関、近  
13 隣自治体等、多様な主体が協力して環境問題に取り組む必要があることから、新型コロナウイルス感  
14 染症の位置付けの変更などを踏まえ、改めて、それぞれの主体が連携することで、新たな価値観を生  
15 み出す仕組みとしていく。

16 子どもから大人までの全世代を対象に、環境について気づきや考えるきっかけを提供する啓発施  
17 設として開設したエコreゾート\*については、広く市民等に認知・利用されていくとともに、多様な主体  
18 との連携を進めていく余地が残されている。変化する社会に対応しながら、市の施策のほか広く連携  
19 を図り、より活用されていく市民参加型施設として、今後もより効果的な運営方法について検討する。

### 20 (2) 良好な環境整備に向けた市民との連携

21 本市は、昭和48(1973)年に「武蔵野市民緑の憲章」を定め、緑は市民の共有財産という理念の  
22 もと、地域市民の力で緑を守り育ててきた。身近な緑にさらに関心を持つことができる取組みやより  
23 多くの市民が緑に関わる活動に参加できる仕組みづくりを検討する。

24 公園内で活動する緑ボランティア団体の多くは、発足から長年活動を行っており、近年では、メ  
25 ンバーの高齢化や後継者がいないことなどから解散や事業縮小の申し出を受けることが多くなって  
26 いるため、継続的な活動につながる支援を進める。また、公園の整備段階から市民と連携し、緑ボ  
27 ランティア団体の活動を前提に整備した公園の一部においては、多様な管理が必要な傾向がある  
28 ため、幅広い視点からの公園活用へのニーズやボランティア活動の変化を踏まえ、持続可能な管  
29 理のあり方等を検討する。

30 ごみ減量のほか、食品ロス等の身近な環境問題については、市による広報のほか市内事業所  
31 での掲示等の啓発を行ってきたが、燃やすごみにおける食品ロスの割合が一定量あるため、まだ  
32 改善の余地がある。出前講座等の市民に直接伝わる啓発などを通して、更なるごみ減量につな  
33 がる啓発を拡充し、適正なごみ排出につながるよう積極的に情報発信を行うとともに、より効果的な  
34 啓発の手法を検討して実施する。

35 都市化の進展に伴って、雨水の地下への浸透量が減少し、水循環\*機能が低下している。市民  
36 と連携・協力して、水循環の保全・回復を図るため、水循環に関する啓発や雨水浸透施設等の設

1 置支援、雨水利活用条例による指導など、健全な水循環の確保に向けた総合的な取組みを推進  
2 する。また、水循環機能のほか良好な景観形成等の効果が期待されるグリーンインフラ\*の整備手  
3 法等についても検討する。

## 5 **基本施策2 地球温暖化対策の推進**

6 気候変動による自然生態系、水環境\*、市民生活等への影響が顕在化している。今後は地球温暖  
7 化の原因物質である温室効果ガスの排出抑制と吸収の対策を行う「緩和策」だけでなく、気候変動に  
8 対して人や社会経済のシステムを調節することで、被害を軽減しようとする「適応策\*」も重要である。全  
9 市的なエネルギー施策を進めるとともに、市が率先して公共施設の省エネ化・スマート化を推進する  
10 ことで、各主体が環境負荷低減を意識したまちづくりを実践していくことを促す。

### 12 **(1) 市民・事業者との連携と具体的行動に向けた機運の醸成**

13 深刻化する気候変動を背景に、地球温暖化対策の動きは世界的に加速している。本市におい  
14 ても令和3(2021)年2月に「2050年ゼロカーボンシティ」を表明しており、脱炭素社会の実現に向け  
15 て、市、市民、事業者が今後一層、一丸となって取組みを進めていく必要がある。

16 気候市民会議における議論や国・都の取組みを踏まえながら、市域全体における脱炭素化の  
17 機運を醸成するとともに、市民・事業者の行動を後押しする効果的な支援策や仕組みづくりを検  
18 討・実施する。

### 19 **(2) 公共施設における環境負荷低減の取組み**

20 武蔵野市地球温暖化対策実行計画2021(事務事業編)2022改定版における2030年度目標で  
21 は、特にエネルギー使用に伴うCO<sub>2</sub>削減量は高みを目指しており、目標達成には、公共施設の創  
22 エネ・省エネ化とあわせて電力の再エネ化が必要である。

23 市民・事業者に対し模範を示し、市が率先して公共施設の省エネの取組みを進めるため、今後  
24 予定されている公共施設の改築等において、新たに策定する公共施設の環境配慮指針に基づき、  
25 環境配慮の水準を満たした建築物の整備を進め、エネルギーの適正使用に向けた施設運用を目  
26 指す。

27 また、全ての公共施設において電力の再エネ化に向けた取組みを進めていくとともに、再エネ  
28 電力の安定調達に向けて、自治体間連携による再エネ電力調達のスキームの構築を検討する。

29 クリーンセンターを核としたエネルギー地産地消プロジェクト事業については、さらなる効率的・  
30 効果的なエネルギー利用に向けたマネジメントシステムの運用の最適化を進めていくほか、現行  
31 の対象施設だけでなく、公共施設全体の最適なエネルギーの融通に向けて、環境面だけでなく防  
32 災面も踏まえた総合的視点から事業の枠組みの見直しを検討する。

33 近年、気候変動に伴う局地的大雨等の浸水被害リスクが増大している。今後も雨水利活用条例  
34 に基づき、学校等の建築物に加え、道路、公園等における雨水浸透等の対策により、公共施設に  
35 における環境負荷低減の取組みを推進する。

## 1 基本施策3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進

2 まちの中にある緑は、市民や来街者の心を癒し、安らぎを与えてくれる。季節を感じる都市景観は、  
3 本市の魅力の一つである緑豊かなイメージをより一層高めるとともに、潤いとにぎわいのある成熟した  
4 都市の形成に欠かせない要素である。加えて、生態系の保全や防災機能、地域の活性化や歴史の  
5 継承にも大きく寄与している。

6 公園緑地や街路樹、農地、屋敷林・雑木林・社寺林、住宅地の花や緑は本市にとって大切な財産  
7 である。公有地では公園緑地の整備・拡充などにより新たに創出してきた一方で、私有地では開発や  
8 維持管理の負担等から減少傾向にある。本市が大切にしてきた緑や水辺等の豊かな街並みを次世  
9 代の子どもたちに引き継ぐため、昭和48(1973)年に制定した「武蔵野市民緑の憲章」の基本理念を継  
10 承し、市民・事業者との連携を一層深めながら、私有地の緑を保全し、緑を基軸としたまちづくりを推  
11 進する。

### 13 (1) 街路樹などの緑の保全・管理

14 緑は市民の共有財産という理念のもと公園緑地、街路樹、私有地の緑の保全に努めているが、大  
15 木や古木等の増加等により問い合わせは年々増加傾向にあり、自然樹形(樹種本来の形)を大切に  
16 した樹木管理を継続していくことは難しい状況になってきている。そのほかにも高木化に伴う根上がり  
17 等での通行支障や、枝葉の私有地へ越境、巨木化による落葉量の増加、剪定量の増大、労務単価  
18 や燃料費の上昇等への対応など、様々な課題があげられる。

19 路線毎に定期的な街路樹診断等を実施し、劣化等による危険木については、診断等に基づく適切  
20 な樹木の保全を進める。良好な樹木についても、風水害や雪害に耐えられるよう樹種に合った定期  
21 的な剪定を実施していく。また、市のシンボルや景観を形成している街路樹については、樹種変更も  
22 含め保全手法を検討する。

### 23 (2) 緑の保全・創出・利活用

24 私有地の大きな木や樹林は、維持管理の負担や、老木化により年々失われており、都市の貴重な緑で  
25 ある農地についても、相続等により減少傾向にある。引き続き、今ある緑を保全しながら、地域の価値  
26 を高める緑を創出していく。

27 地域のシンボルとなる私有地の緑に対しては、保存樹林等への助成や樹木医の派遣などの支援を  
28 継続的に実施する。また、新たな支援策として、令和5(2023)年度から文化財担当部署との連携によ  
29 り、指定文化財及び登録文化財に指定した保存樹木に対し、助成金の増額や剪定費用の一部補助  
30 を実施し、地域の歴史を語り継ぐ緑を保全していく。

31 農業ふれあい公園及び吉祥寺東町農業公園においては、引き続き、農業体験教室を実施し、市民  
32 が気軽に農に触れる機会を創出し、都市における農地保全につなげていく。

33 魅力的な都市空間を創るためには、市のみならず、市民や事業者等による地域の価値を高める緑  
34 化や緑が持つ多様な機能の活用を図っていく必要がある。まちづくり条例や緑化に関する指導要綱  
35 に基づく協議を行うとともに、地域の特性に応じた緑の誘導策と評価手法を研究する。また、市民、民  
36 間など様々な主体と連携して 貴重な公園緑地やオープンスペースの有効活用を図っていく。

### 1 (3) 緑と水のネットワークの推進と森林整備

2 本市は、歴史的な緑と市街化された住宅地における緑が合わさり、「緑豊かな住宅都市」としてのイ  
3 メージが定着しているが、緑被地の6割を占める私有地の緑は減少の一途を辿る状況である。

4 点在している公園緑地などの緑や農地、屋敷林・雑木林などの緑と街路樹や水辺など緑と水の軸  
5 を、点・面・線でつなげていくことで潤いのある豊かな緑を次世代に引き継いでいく。

6 人と自然が調和する武蔵野市らしい生物多様性を守り、育てるまちづくりを目指し、市内の生物生  
7 息状況調査を実施するとともに、~~武蔵野市らしい生物多様性のポイントを踏まえながら、~~その維持・  
8 向上のための施策を市民等との連携により推進する。同時に、エコreゾート\*や自然観察園を活用し、  
9 生物多様性について広く積極的に発信し、市民の生物多様性に関する理解や関心を高め、行動に  
10 つなげる。

11 整備から30年以上経過した公園緑地が3割を超えるなど、ストックの老朽化が急速に進行している。  
12 住民一人当たりの公園面積の充足に向け、公園空白地、特に駅周辺など商業地域への重点的な整  
13 備や既存公園の拡充等を目指す。また、快適で安全に利用できる公園緑地を維持するために日常的  
14 な清掃、保守、修繕など基礎的な維持管理を引き続き着実に実施するとともに、老朽化や生活様式の  
15 変化等に伴う多様なニーズの変化等に対応した公園緑地の魅力向上のため、グリーンインフラの視  
16 点を取り入れながら既存ストックのリニューアルを推進する。

17 他市に先駆け多摩地域の森林の健全育成と、市民の自然との触れ合いを促すため、二俣尾及び  
18 奥多摩で森林整備事業を実施している。今後は、カーボンニュートラルの視点も取り入れ、森林環境  
19 譲与税の財源活用も含め新たな用途として、カーボンニュートラルの視点を取り入れ、森林由来の  
20 クレジットを活用したカーボン・オフセットの取組みや既存事業に加えて森林保全事業の新規拡充  
21 や森林由来のクレジットを活用したカーボン・オフセットの取組み等を、既存の事業に加えて検討す  
22 る。

## 23 基本施策4 省エネルギー・省資源型の持続可能な都市の構築

24 循環型社会を目指したごみ減量の取組みは着実に実施されているが、行政収集の広域化や近隣  
25 市との連携、収集運搬と処理を環境負荷と経済性から総合的に考慮した最適なごみ処理手法の研究  
26 等、新たなごみ処理のあり方には課題が多く残されている。市民、事業者及び市が、ごみの減量・分  
27 別の徹底、ごみの資源化に、それぞれの責任において主体的に取り組む。また、安全かつ安定的な  
28 ごみ処理を行いながら、環境負荷の低減や事業の効率化を進めることで、持続可能な都市の構築を  
29 目指す。

### 30 (1) 廃棄物処理の最適化

31  
32 令和4(2022)年4月に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律において、市  
33 町村に対してプラスチック製品の分別収集・資源化が努力義務とされた。法の趣旨や総合的な環境  
34 負荷、コスト削減の観点から踏まえ、最適なプラスチックの収集のあり方等について専門的な知見を活  
35 用して包括的に検討する。  
36



1 クリーンセンターは、安全で安定的な施設運営に大きな影響を与えるリチウムイオン電池のごみ  
2 処理中の発煙・発火に対して、施設整備のほか適正分別の啓発及び指導並びに国や都、関係団  
3 体の働きかけ等により対策を強化する。

#### 4 (2) ごみ減量と適切な分別・収集・再資源化の推進

5 家庭ごみ排出量を減少させるため、資源物を含めたごみ発生量全体の抑制（リデュース・リ  
6 ュース）及びごみ処理の効率化について多角的に検討する。

7 一般廃棄物の自主回収等の企業努力や集団回収事業によるごみ減量・資源化に対する成果  
8 等を評価する仕組みを検討する。また、集団回収については、行政収集との二重の収集体制にな  
9 っていること等の課題があるため、事業の見直しを検討する。

### 11 基本施策5 様々な環境の変化に対応した良好な生活環境の確保

12 日々生じている気候変動は、私たちの生活環境に変化を及ぼしている。また、グローバル化の進展  
13 やライフスタイルの変化により、これまでの生活では起こり得なかったリスクが生まれている。外来生  
14 物による感染症の拡大や動物虐待動物の不適正な飼養など、生活環境の変化に伴う新たな問題を  
15 的確に捉え、関係機関と連携し、被害の回避・軽減を図ることで良好な生活環境を確保する。

16 また、総合的な受動喫煙対策とまちの美化の推進に取り組む。

#### 18 (1) 様々な環境の変化に対応した良好な生活環境の確保

19 周辺住民の生活環境に大きく影響するおそれがある国・東京都や開発事業者等が長期間にわ  
20 たり実施する大規模事業等については、地域住民の安心・安全と良好な生活環境を確保するため、  
21 周辺環境への配慮や適切な情報提供を求めていく。

22 コロナ禍により、在宅時間の増加や近隣関係との希薄化、孤立化が進み、生活関連公害の相談  
23 が大幅に増加したほか、建物の不適切な管理等により周辺環境に悪影響を及ぼすケースも増えて  
24 いる。

25 お互いへの気遣いや譲り合いといった市民の意識啓発を図るとともに、福祉分野での地域にお  
26 ける孤立化防止の取組みと関連付けながら、様々なチャンネルを活用し、誰もが地域との顔の見え  
27 る関係づくりが可能になるよう促していく。また、困難を抱えているケースについては、当事者への  
28 福祉的支援も視野に、福祉総合相談窓口との連携を目指し、分野横断的な庁内外との連携の仕  
29 組みの構築について検討する。

30 気候変動等の様々な環境の変化により生じる外来生物や感染症等の新たなリスクに対応し、市  
31 民生活の安心・安全の確保に努める必要がある。

32 生活環境被害をもたらす害獣・害虫の防除対策を引き続き実施するとともに、危険な特定外来  
33 生物や感染症等の情報収集に努め、新たな環境リスクが発生した際には、関係機関と協力して対  
34 応する。

#### 35 (2) 動物の愛護と適切な管理

36 少子高齢化や単身化の進展、コロナ禍での在宅時間の増加に伴い、犬や猫などの愛護動物を

1 飼う人が増加しているほか、ペットの家族化など、ペットを取り巻く環境や問題は変化しており、  
2 動物の命を尊重するとともに、動物の習性を理解したうえでの適切な管理が求められている。

3 獣医師会と連携し、動物の生態や習性等を理解するための動画配信や講習会等を実施し、人  
4 と動物の関係をより良く保つための適正飼養に向けた啓発を図る。また、多頭飼育や飼い主の死  
5 亡等によるペットの飼養困難ケースに対応するため、地域における要支援動物の相談支援体制の  
6 構築について、動物支援団体と連携し、全庁的な取組みとして実施する。

7 ペットの災害対策については、在宅避難を基本としつつ、同行避難マニュアル等の作成・見直し  
8 を行っていくほか、引き続き飼い主に対し災害への備えの啓発を行うっていく。

### 9 **(3) 受動喫煙対策と環境美化の推進**

10 平成16(2004)年4月から実施した路上禁煙地区の指定は、路上喫煙の課題に対して一定の効  
11 果をもたらした。一方で駅前に設置したものの受動喫煙を考慮し廃止した開放型喫煙所に代わり、  
12 閉鎖型喫煙所を3駅に設置した。今後は喫煙マナーの向上を図るため引き続き啓発を実施すると  
13 ともに、新たな受動喫煙対策について、美化の観点からまちの関係者、事業者など多様な主体と  
14 協働し、検討する。

## 1 (5) 都市基盤

第六期長期計画の施策の大綱(議決事項)

### 1 個性あふれる魅力的な地域のまちづくり

都市空間が魅力的な場所であり続けるため、市民が自ら地域を豊かにする活動に取り組める環境を整備し、地域の実情にきめ細かく対応する必要があり、地域特性を生かしたまちづくりを推進するとともに、武蔵野市都市計画マスタープランにおいて土地利用の適切な誘導を促す。

また、武蔵野市景観ガイドラインに基づき、良好な景観形成等を図る。

### 2 将来にわたり持続性ある都市基盤づくり

老朽化した都市基盤施設等の安全性の確保や防災機能の向上のため、中長期的な財政状況、社会情勢の変化等を踏まえ、都市基盤施設等の計画的・効率的・効果的な更新や維持管理を実現していく。

#### (1) 道路分野

安全・安心な道路サービスを提供し続けていくために、効率的な維持管理に努め、市民と行政とが共に道路を維持管理していく仕組みを構築する。

#### (2) 下水道分野

安定的・持続的に良質な下水道サービスを提供していくため、経営の健全性の確保と計画的・効率的な下水道施設全体の管理を行い、下水道施設の機能確保を図る。

#### (3) 水道分野

水道水の安定供給を図るため、水道施設の適正な維持管理、更新等を行い、都営水道への一元化を目指した取組みを推進していく。

#### (4) 建築分野

災害等に対する安全性の確保や商業地、住宅地等のまちの環境の保全のため、民間関係機関と連携し、安心して秩序あるまちづくりを推進していく。

### 3 誰もが利用しやすい交通環境の整備

地域公共交通\*の充実による誰もが安全・安心に利用できる交通環境の確保及び自転車利用環境の整備を推進するとともに、交通に関する新技术を注視しながら、交通管理者、交通事業者等と連携し、市民の移動手段の充実を図る。

### 4 安全で快適な道路ネットワークの構築

未だ事業化されていない都市計画道路のうち、歩道幅員や自転車の走行空間が十分に確保されていないものについては、整備に向けた対応を行う。生活道路への安全対策として、地域交通の安全性や防災性の向上のため、交通安全の取組みや狭あい道路等の拡幅整備を行う。その他の事業化されていない都市計画道路や構想段階の区画道路については、社会情勢や交通需要を踏まえ、必要性の検証を継続的に行い、必要な見直しを進める。

## 5 安心して心地よく住み続けられる住環境づくり

安心して住み続けられる良好な住環境を形成するため、市民、地域、事業者、関連団体等と連携を図りながら、ハード・ソフト両面から住宅施策を総合的かつ計画的に推進する。

## 6 活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくり

市内三駅周辺において、それぞれの地域の魅力を生かしながら、活力とにぎわいを創出する取組みを推進していく。

### (1) 吉祥寺駅周辺

地域住民、地元事業者、企業等と連携して、吉祥寺の新たな将来像に向けたまちづくりを推進するため、NEXT－吉祥寺に基づき、セントラル、パーク、イースト、ウエスの各エリアの特性を生かしたまちづくりに取り組んでいく。

### (2) 三鷹駅周辺

三鷹駅北口街づくりビジョン\*に基づき、地域に関わる様々な主体と連携し、「住む人、働く人が集い、心地よく過ごす街」の実現に向けたまちづくりを推進する。

### (3) 武蔵境駅周辺

武蔵境駅周辺の未整備の都市基盤について着実に事業を推進していく。市民、市民活動団体、事業者等による活動への支援を継続しつつ、駅周辺エリアの魅力を向上させ、発展させるための取組みについて検討する。

1

2 この分野の施策は、地域ごとの特性を生かし、市民が参加することによって、より魅力的で活気あふ  
3 れるまちを生み出すまちづくりを推進するとともに、地域の暮らしを支える道路や上下水道等の都市  
4 基盤の整備・維持・更新を行うことを目的とする。

5 まちづくりについては、これまで培った文化や良好な都市環境を今後も大切に、地域の魅力や価  
6 値を向上する活動への支援や、市民と市が連携・協働しながら地域に活力とにぎわいを創出する取  
7 組みを推進する。

8 都市基盤については、市の将来像を見据えた総合的な視点を持ち、新たな価値を創造していくと  
9 いう「再構築」の考え方をもち取り組み、効率的な財政投資を行うことで、引き続き持続可能で災害  
10 に強く、ひとにやさしい武蔵野のまちを実現する。

11

## 12 基本施策1 個性あふれる魅力的な地域のまちづくり

13 都市の空間が魅力的な場所であり続けるためには、市民が自ら地域を豊かにする活動に取り組め  
14 る環境を整備し、地域の実情にきめ細かく対応する必要がある。そのため、地域特性を生かしたまち  
15 づくりを推進するとともに、改定した武蔵野市都市計画マスタープラン2021\*を踏まえ土地利用の適切  
16 な誘導の促進や、ウォークアブルなまちづくりの推進をはじめとした、駅周辺の魅力・活力を向上するま  
17 ちづくりに取り組む。

18 公園・緑地等の公共空間の整備や開発事業に伴う公開空地の誘導等により、ゆとりある街並みを創

1 出するとともに、街路樹や民有地の緑等を保全することで、良好な都市景観を形成してきたことが高く  
2 評価されている。引き続きまちづくり条例及び武蔵野市景観ガイドライン\*に基づく開発調整を行うとと  
3 もに、今後の屋外広告物\*の規制のあり方や誘導の手法について検討する。また、道路の無電柱化、  
4 街路樹の整備等により良好な景観を形成し、都市の防災機能や交通環境の向上を図る。

### 5 6 **(1) 地域主体のまちづくりへの支援**

7 地域特性に応じた魅力あるまちづくりを進めていくためには、地域が積み重ねてきた風土や文  
8 化、活動を捉え、互いの意思や想いを共有するための地域ビジョンを描き、土地利用や活用に関  
9 するまちづくりのルールを定めていくことが必要である。令和3(2021)年度に改定した武蔵野市都市  
10 計画マスタープラン2021\*では、まちづくり活動の展開と支援の中で、まちづくり活動が円滑に取り組  
11 まれるよう、制度やルールの創設、規制の緩和などを行うことや、市街地の再整備の際の官民のオ  
12 ープンスペースを一体的に捉えた、まちづくり活動を促進することなどを示した。具体的なまちづく  
13 り活動としては、コロナ禍を契機に、新しい生活様式の定着に対応したオープンスペースの利活用  
14 が行われている。

15 心地よい都市空間には、通りや建物だけでなく、その場所を使う人々の多様な活動が必要であ  
16 る。社会実験の実施により街路や公開空地などオープンスペースの利活用を促進する等、市民等  
17 による自発的・自立的なエアーマネジメント\*活動の展開を支援することで、公共空間の社会的で文  
18 化的な価値を創出していく。まちづくりを支援する制度については、武蔵野市まちづくり条例\*に基  
19 づく支援や、都市再生推進法人に指定した(一財)武蔵野市開発公社\*のまちづくり支援業務の充  
20 実等も視野に入れ、具体策を検討する。

### 21 **(2) 計画的な土地利用の誘導と目指すべき都市構造の構築**

22 業務・商業の集積により都市の活力を維持するとともに、良好な住環境を保全するため、都市をマ  
23 ネジメントする視点から、産業振興施策、農業振興施策、地域医療施策等をはじめとした様々な分野  
24 との連携を強化する。武蔵野市都市計画マスタープラン2021\*では、都市機能の誘導手法や、まちづ  
25 くりの基礎となる都市構造に関する基本的な方針を示した。少子高齢化の進行や働き方の変化等  
26 に対応した暮らしやすい生活圏の形成に向けて、身近な場所における店舗等の生活支援施設、学習や  
27 仕事ができる民間施設等の誘導のあり方を研究する。

28 駅周辺においては、都市機能を誘導・集積していくため、地域の実情に合ったまちづくりの手法等  
29 について研究・検討を行う。また、駅周辺を取り囲む地区内環状道路\*の形成により、通過車両を迂回  
30 させ駅周辺の自動車交通量を抑制することで、歩行者中心のまちづくりを進める。

31 武蔵野市まちづくり条例や武蔵野市景観ガイドライン\*等の制度や基準については必要に応じた  
32 見直しを行う。~~なお、吉祥寺地区の病床確保については、引き続き関係医療機関等との調整を続ける。~~

### 33 **(3) 魅力的な都市景観の保全と施策の展開**

34 大人も子どもも親しみを感じることができる質の高い景観づくりが求められており、加えてシビック  
35 ライド\*の醸成においても景観の重要性が増している。引き続き、武蔵野市まちづくり条例に基づく開  
36 発調整や武蔵野市景観ガイドラインに基づく景観まちづくりに関するワークショップ等を行いながら、

1 市民、事業者等の意識向上を図る。都市景観の重要な構成要素である屋外広告物\*における市の関  
2 与については、武蔵野市まちづくり条例に基づく誘導を続けるとともに、市民や事業者の意向も確認  
3 しつつ、今後の規制のあり方や適用範囲、誘導の手法について検討していく。

4 令和5(2023)年3月に策定した武蔵野市景観道路計画\*に基づき、無電柱化をはじめとした取組み  
5 により、良好な景観形成、都市防災機能の強化、歩行者等の交通環境の向上を図る。

6 景観を構成する重要な要素である道路、公園・緑地、公共施設等の整備については、武蔵野市景  
7 観ガイドラインに示す景観の指針に沿って進める。また、樹種が本来持っている樹形を大切に街  
8 路樹や、住宅地の花や庭木等、優れた沿道景観に寄与する緑を育む。

## 9 10 **基本施策2 将来にわたり持続性ある都市基盤づくり**

11 本市は他の自治体に比べ、早い時期から都市基盤を全市的に整備してきた。現在、多くの都市基  
12 盤施設等は更新時期を迎えているため、老朽化した施設の安全性の確保や防災機能の向上が必要  
13 である。長期的な視点を持ち、施設の更新や維持保全などを計画的に行うために策定した公共施設  
14 等総合管理計画に基づき、都市基盤施設等の計画的・効率的・効果的な更新や維持管理を実現して  
15 いく。

### 16 17 **①道路**

18 本市の道路施設は、舗装や橋りょう等においては予防保全型の管理を行うとともに、その他の施設  
19 に対してはパトロール等による点検を実施し、安全・安心な道路サービスを提供してきた。現状の道路  
20 サービスを続けていくうえで、効率的な維持管理に努めるとともに、市民や企業等が道路の維持管理  
21 に参画できる仕組みづくりに取り組んでいく。

#### 22 **(1) 計画的・効率的・持続的な道路施設管理**

23 武蔵野市道路総合管理計画\*に基づき、計画的・効率的・持続的な道路管理を推進する。また、効  
24 率的な道路施設の状況把握や日常点検等の実施に向けて、道路の損傷診断等における新技術を活  
25 用していく。

26 道路上に無秩序に置かれる違法な路上看板等に対して、各地区の商店会や事業者と連携した啓  
27 発活動の体制構築の仕組みづくりについて検討する。

28 伏見通りは広域的な道路機能を有し、平和通りはまちの賑わいを創出する可能性を秘めている。伏  
29 見通りは市が、平和通りは東京都が管理しているが、それぞれの道路機能に適した道路管理主体と  
30 なることが望ましいことから、東京都と引き続き、移管に向けて協議を進める。

#### 31 **(2) 市民と行政との協働・連携・協働**

32 道路管理について「市民等への情報発信と協働・連携・協働」を促進するために導入した、アプリを  
33 活用した市民通報システムの一層の活用を促進する。また、市民と協働・連携・協働した道路管理の  
34 実現に向け、道路清掃等の美化活動等を行う市民団体に対して、都市再生推進法人である(一財)武  
35 蔵野市開発公社\*と連携して支援の検討を行っていく。

## ②下水道

本市の下水道施設は、昭和40年代(1965～1974)に集中的に整備を進め、昭和62(1987)年に普及率100%を達成した。これからも安定的・持続的に良質な下水道サービスを提供していくため、経営の健全性の確保とともに、中長期にわたり、様々な事業を計画的・効率的に推進していく。

### (1) 持続可能な下水道事業の運営

下水道ストックマネジメント計画に基づき、点検・調査、修繕・改築を着実に推進するとともに、計画の見直しにおいては、これまでに蓄積された施設情報等を最大限活用し、ストックマネジメントの精度向上を図り、計画的かつ効率的に施設を管理する。

今後増加する老朽化対策事業等をはじめ、下水道事業を安定的に実施するためには、民間活用や広域化・共同化により、執行体制を確保していく必要がある。

下水道施設の維持管理や修繕・改築等においては、令和6(2024)年度から長期包括契約方式を試行的に導入し、効果検証を行い、令和10(2028)年度からの本格導入に向けて、事業内容等を検討する。また、都が令和4(2022)年度に策定した東京都の汚水処理に関する広域化・共同化計画に基づき、災害時の受援体制整備や技術・ノウハウ等の共有など、関係自治体と連携した事業運営を推進する。

長年の課題である野川水再生センター(仮称)の建設に合わせた汚水送水先の切り替え等の大型建設事業について、都の多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画\*の見直し状況等に注視し、関係自治体の動向等を踏まえながら、本市の対応方針について検討する。

市内の下水道の雨水排水能力が不足する地域については、今後の気候変動に伴う降雨量の増加等も踏まえ、武蔵野市雨水管理計画(仮称)に基づき、中長期にわたって段階的に雨水対策を進め、市内の雨水排水能力の向上を図る。

### (2) 安定的な下水道事業経営

下水道事業の経営安定化に向けて、使用料の見直しや企業債発行額の抑制などの取組みを進めてきたが、今後も浸水対策や老朽化対策、大型下水道建設事業等の必要な建設投資を行うため、使用料や国庫補助金等の財源の確保とともに、公営企業としての更なる効率的な事業経営を実施していく。また、4年毎に下水道事業経営の在り方検討を継続し、将来にわたって下水道事業経営の健全化を図っていく。

## ③水道

新型コロナウイルス感染症による社会動向の変化や節水機器の普及等の影響もあり、給水量や料金収入は減少傾向となっている。一方、水道施設(浄水場・水源井戸・配水管路)の維持更新や地震等の災害への速やかな対策を進める必要がある。このような状況は、全国的な中小規模水道事業における共通課題であることから、国においても、水道事業の広域化・共同化を、経営基盤強化の有効な手段の一つとしている。

本市においても、今後も市民に安全で安定的な水道水を供給していくため、引き続き都営水道一元化\*に向け、具体的な課題整理等の協議を進めるとともに、配水管路の耐震化を進め、水道施設の適切な維持管理を行う。

1  
2 **(1) 都営水道一元化\*の推進**

3 本市は、これまで必要量の100%の水源を確保できないながらも市単独で事業を行ってきたが、全  
4 国の中小規模水道事業者と同様の課題を抱えており、今後単独事業を維持していくことは困難である。  
5 将来にわたり安全・安心な水道水の供給の持続性を高めるため、都営水道への一元化を目指した取  
6 組みを引き続き推進していく。

7 **(2) 安定的な水道事業運営**

8 節水機器の普及等により、給水量は減少傾向にあるため、大幅な収益の増加は見込めない状況  
9 にある。一方、安定的に水道水を供給していくためには、施設の維持管理や施設更新を継続的に実  
10 施していく必要がある。そのため、武蔵野市水道事業運営プラン\*の財政計画として経営戦略プラン  
11 を位置付け、継続可能な水道事業経営に適した料金体系の検討などを含め策定に着手するとともに、  
12 配水管網の耐震化の促進、浄水場施設の設備等の更新、水源施設の維持管理等を適切に行ってい  
13 く。また、水道水の水質については、水道法による検査が義務付けられている項目だけでなく、有機  
14 フッ素化合物\*等の水質検査についても、国の動向を注視しながらも、継続的に実施し、市民に適切  
15 な情報発信を行っていく。

16  
17 **④建築**

18 災害などへの安全性や商業地、住宅地などのまちの環境を守るために、民間関係機関と連携し、  
19 安心で秩序あるまちづくりを推進していく。

20 **(1) 建築物の安全性や質の向上**

21 建築確認や検査の多くを担う民間関係機関との連携や、既存建築物・設備等に対する定期報告制  
22 度を活用した適正な使用・維持管理、違反建築物の取締りを強化し、市街地の安全性の向上を図る。

23 また、良質な建築計画の認定や既存建築物の再生・有効活用に伴う用途変更などに関する制度改  
24 善により、長期間、有効に活用され続ける建築物を増やし、市街地の質の向上を図る。

25  
26 **基本施策3 誰もが利用しやすい交通環境の整備**

27 本市は交通結節点である吉祥寺・三鷹・武蔵境の三駅を中心とした路線バス・ムーバス\*・レモンキ  
28 ャブ\*等の交通網が形成され、地域公共交通の利便性が高い都市である。また、起伏が少なく平坦で、  
29 自転車の走行に適した地形である。

30 地域公共交通の充実による誰もが安全・安心に利用できる交通環境の確保及び自転車利用環境  
31 の整備を推進するとともに、ITS\* (高度交通道路システム) 等の交通に関する新技術について、その  
32 安全性も含め動向に注視しながら、交通管理者、交通事業者等と連携し、将来にわたり市民の移動  
33 手段の確保を図る。

34  
35 **(1) 人にやさしいまちづくり**

36 生活様式の変化や少子高齢化の進行等による交通環境の変化に対応するとともに、歩行者優先の



1 歩いて楽しいまちづくりを実現するため、武蔵野市バリアフリー基本構想2022\*に基づき、**武蔵野市**バ  
2 リアフリー道路特定事業計画\*による歩道の新設・拡幅・セミフラット化\*、視覚障害者誘導用ブロック  
3 の整備・更新等をはじめとして、都市公園、建築物や~~バス・タクシー等の~~**地域**公共交通を含め、全ての  
4 人にやさしいまちづくりを推進する。また、既存道路の道路改良等にあわせ、幅員構成の見直しや防  
5 護柵の新設・改修等を実施しており、今後も安全で快適な道路空間を整備する。

6 市内で自転車に関与する交通事故の件数は増加傾向にある。自転車利用の際の交通ルール of 遵  
7 守と交通マナーの向上を図るため、警察や交通安全協会等の様々な関係団体との連携により、自転  
8 車の安全利用に関する教育や啓発を段階的かつ体系的に実施する。

## 9 **(2) 市民の移動手段の確保**

10 ~~少子~~高齢化の進行等に伴い、交通弱者に対応した交通環境の整備が求められる一方、地域公共  
11 交通における乗務員不足等も生じている。現在の地域公共交通網を維持しつつ、限られた交通資源  
12 を相互補完し効果的かつ効率的に活用していく必要がある。また、地域公共交通の利用に不便を感  
13 じ、レモンキャブ\*やリフトタクシーつながり\*の登録対象とならない高齢者等に対して、地域公共交  
14 通と福祉交通の連携等による対応を検討する。ムーバス\*の事業展開や料金体系については、今後の  
15 市民サービスのあり方、受益者負担や公平性、事業効率性等、様々な視点から検討する。

## 16 **(3) 地域の実態に沿った自転車利用環境の整備**

17 公共自転車駐車場は、借地や市有地の暫定利用が多いため、恒久的な用地確保が求められてい  
18 るが、難しい状況にある。また、駅周辺の商業が集積するエリアでは、走行自転車と歩行者との幅  
19 や、建物更新における附置義務の自転車駐車場整備が課題となっている。恒久的に維持できる施設  
20 の確保に努めるとともに、既存施設の利用形態の検証・見直し等による有効な利活用を図り、民間と  
21 連携しつつ、大型車優先ゾーンの設置など駐輪需要への対応を進める。今後設置**するされる**公共自  
22 転車駐車場については、まちづくりに関する個別計画との整合を図るとともに、駅前から一定程度離  
23 れた場所に配置する等、自転車の走行動線及び駅周辺の歩行環境の確保を考慮し、適正な自転車  
24 駐車場の配置について検討する。また、附置義務による自転車駐車場整備が建物更新の支障となる  
25 場合は、隔地設置や地域単位での設置について検討する。

## 27 **基本施策4 安全で快適な道路ネットワークの構築**

28 市内の都市計画道路\*の整備率は約62%であり、南北方向に比べ東西方向の整備が進んでいな  
29 い。計画的・効率的に道路整備に着手している路線がある一方で、未だ着手されていない路線(未着  
30 手路線\*)があり、歩行空間や自転車の走行空間が十分確保されていない区間については整備に向  
31 けた対応を行うとともに、生活道路の安全対策として、地域交通の安全性や防災性の向上のため、交  
32 通安全の取り組みや狭あい道路\*等の拡幅整備を行う。その他の事業化されていない都市計画道路\*  
33 や構想段階の区画道路\*については、社会情勢や交通需要を踏まえ、今後の交通体系と誰もが使い  
34 やすい交通環境のあり方の視点から必要性の検証を継続的に行い、必要な見直しを進める。

### 36 **(1) 生活道路への安全対策**

1 道路ネットワークが十分に構築されていないことなどにより、生活道路を抜け道として使う通過車両  
2 や重量・速度規制等に対する違反車両の流入が課題となっている。引き続き、警察等の関係機関との  
3 連携による通学路の危険箇所の点検を行うとともに、地域住民の理解・協力を踏まえた地域単位での  
4 安全対策や幹線道路に囲まれたエリアごとの適切な交通処理を検討し、生活道路の安全性向上を図  
5 る。

6 防災性の向上と交通の円滑化等を図るため、必要な区画道路を計画的に整備するとともに、幅員4  
7 メートルに満たない狭あい道路においては、沿道の建築物の建替えにあわせて拡幅整備することに  
8 より、安全・安心で快適なまちづくりを推進する。

## 9 (2) 都市計画道路ネットワーク整備の推進

10 市内の都市計画道路\*は都市計画事業として着手していない\*区間も多いため、都市計画道路の  
11 ネットワーク整備の推進によって、円滑な交通処理や生活道路への通過車両の進入抑制等を行って  
12 いく必要がある。また、交通需要に見合った幅員が確保されていない概成道路\*では、歩行者や自転  
13 車が安全に利用できる環境が整っていない状況にある。

14 都市計画道路ネットワークの整備に向け、第四次事業化計画\*に基づき優先整備路線に位置付け  
15 られた都市計画道路\*については、事業主体である東京都と協力して事業を推進していく。特に女子  
16 大通りについては歩道が狭く、自転車走行空間も設けられていないため、車いすやベビーカーの利  
17 用者、児童生徒等の歩行者や自転車利用者など、誰もが安全・安心に通行できるように拡幅する必  
18 要がある。また、一般延焼遮断帯\*や緊急輸送道路\*としても位置付けられており、拡幅により防災性  
19 の向上が図られることから、引き続き、東京都へ早期の事業化を要請する。事業に際し影響を受ける  
20 沿道の市民には、今後も話し合いを行うとともに、生活再建に配慮した丁寧な対応を東京都に求めて  
21 いく。優先整備路線に選定されていない五日市街道や井ノ頭通りについては、歩行者や自転車の安  
22 全で快適な通行環境の確保に向け、引き続き東京都に事業化を要請する。

## 23 (3) 外環道路への対応

24 市内が大深度区間となっている都市高速道路外郭環状線\*については、生活道路が抜け道となる  
25 ような交通への影響、大気質や地下水等の環境への影響など、工事期間中や開通後の安全性等  
26 に対する市民の不安や懸念を払拭していく必要がある。そのため、引き続き、検討課題とその解決に向  
27 けてとりまとめた「対応の方針\*」の確実な履行と、事業進捗にあわせた適時適切な情報提供を事業者  
28 に対して求めるとともに、令和2(2020)年10月に調布市で発生した陥没事故を踏まえ、安全・安心な  
29 工事の実施を事業者へ要請していく。

30 外郭環状線の2\*については、地域の安全性の確保、広域的な交通環境の改善等とともに、地域分  
31 断や生活道路への通過交通の流入などによる住環境の悪化等の課題もあるため、総合的な検討が  
32 必要となる。本路線は、本市のほか杉並区、三鷹市にまたがる路線であるが、その検討状況は異なっ  
33 ている。『話し合いの会\*』や市議会から必要性を問う意見や話し合いの会\*の中間まとめの早期取り  
34 まとめの要請等が出されている経緯を踏まえ、今後も地域住民の意見を十分に尊重するとともに、沿  
35 線区市の検討状況を注視し、連携を図りながら、引き続き、東京都に対して『検討のプロセス\*』に沿  
36 った丁寧な対応を求めていく。

## 基本施策5 安心して心地よく住み続けられる住環境づくり

住宅は生活の基盤であるとともに、まちを形づくる基本的な要素である。安心して心地よく住み続けられる住まいや良好な住環境を形成するため、市民、地域、事業者、関連団体等と連携を図りながら、ハード・ソフト両面から住宅施策を総合的かつ計画的に推進する。

### (1) 総合的・計画的な住宅施策の推進

第四次住宅マスタープラン\*に基づき、多様化する市民の暮らしへの対応、良質な住まいの確保、安全・魅力あるまちの維持・形成のため、多様な主体と連携・協働し、住宅関連施策を総合的に進めていく。

### (2) 多様な世帯に対応した住まいへの支援

**少子**高齢社会の進行等に伴い、住宅困窮世帯(者)の増加が想定されるため、あんしん住まい推進協議会\*での協議を踏まえ、庁内関係課・不動産関係団体・福祉関係団体が連携し、賃貸住宅の入居希望者への支援と入居先建物所有者への支援により、住宅困窮世帯(者)の居住の安定確保を図る。

市営住宅については、限られたストックを公平に提供できるよう、適切な入居管理を行うとともに、住戸種別や入居年数の運用について検討を行う。福祉型住宅については、福祉施策との連携を図り、その維持管理の方法について検討を行う。

### (3) 良好な住環境づくりへの支援

空き住宅等については発生抑制・適正管理・利活用に向けた施策を展開する。高経年の分譲マンションについては、適正な維持管理を促すための支援を行う。また、住宅全般については環境配慮やバリアフリーといった快適性や安全性向上のための支援等、専門家団体等と連携を図りながら、良好な住環境づくりへの支援を進めていく。

## 基本施策6 活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくり

社会情勢の変化や都市間競争が激しくなる中、交通結節点である吉祥寺・三鷹・武蔵境駅周辺において、**防災の視点を大前提に置くとともに**、文化・商業をはじめ、それぞれの地域の魅力を生かしながら、活力とにぎわいを創出する取組みを推進していく。

### (1) 活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくり

#### ①吉祥寺駅周辺

様々な人が親しみ、集い、活気と魅力があるまちであり続けるため、引き続き、都立井の頭恩賜公園等の自然環境、回遊性や限界性を備えた商業地、閑静な住宅地等、これまでに蓄積された資源を活用しながら、市民、事業者等と連携してまちづくりに取り組む。

セントラルエリアは、ハーモニカ横丁をはじめとした吉祥寺ならではの魅力を有しているが、建築物の高経年化等の問題を抱えている。区画道路の整備促進、附置義務駐車場や自転車駐車場の適正

1 配置、地区計画の策定による合理的な土地利用等により建築物の建て替え促進を図る。あわせて、  
2 (一財)武蔵野市開発公社が検討を進めているF&Fビルの更新を視野に入れたあり方について、ま  
3 ちづくりの観点から関与していく。

4 パークエリアは、公共交通利用者の利便性や歩行者の安全性を向上するため、南口駅前広場の  
5 整備を推進するとともに、吉祥寺大通りの広場利用や周辺街区の活用の可能性を検討し、交通環境  
6 基本方針の策定を進める。また、社会実験やオープンハウスを通じた将来のまちづくりへの機運醸成  
7 を図り、市民やまちの関係者との、有識者の知見等を交えた対話の場を経て、都市基盤に加え、芸術  
8 文化、産業・経済等の視点や有識者の知見を踏まえ、武蔵野公会堂を含むパークエリアの将来像の  
9 立案を目指す。

10 イーストエリアは、これまでの環境浄化の取組みを踏まえに加え、民間開発事業の動向を注視する。  
11 また、吉祥寺シアターの立地や音楽スタジオの集積などにより新たな魅力が芽生えつつあるが、まだ  
12 まちの潜在力を十分に引き出せていない。快適性や安全性、地域性を備えた魅力あるエリアを形成  
13 するため、点在する公共自転車駐車場の吉祥寺本町一丁目 27 番街区への集約化、消防団第2分団  
14 詰所の建て替え、本町コミュニティセンターの移転に向けた具体的検討を進めるとともに、基盤整備の  
15 基本となる市道第 298 号線・299 号線の拡幅整備事業を行う。

16 ウェストエリアは、歩行者が多い道路に進入する自動車や自転車への対応や景観に配慮した道路  
17 空間の整備等、住環境と商業環境の調和に留意したまちづくりを多様な主体とともに進める。

## 18 ②三鷹駅周辺

19 三鷹駅周辺は、三鷹駅北口街づくりビジョン\*に位置付けられた「住む人、働く人が集い、心地よく  
20 過ごす街」の実現に向けて地域に関わる様々な主体と連携しながらまちづくりを進めてきた。

21 補助幹線道路の整備を契機とした交通環境の変化を見据え、広く意見を聴く場としてワークショップ  
22 プやオープンハウス、三鷹駅北口に関係の深い団体の意見を聴く場として研究会を開催しており、こ  
23 れらを踏まえ交通環境基本方針を策定したうえで、実現性の観点で検討を深める。駅前広場の拡充  
24 については、民間の開発動向を踏まえた事業手法も視野に入れ多角的な観点から検討する。

25 これらの検討を踏まえ玉川上水を活かした緑豊かでのぎわいの広がる空間の創出やパブリックスペ  
26 ースを利活用したにぎわいづくり、企業にとって魅力ある立地環境と良好な住環境との調和と充実等  
27 を図るため、三鷹駅北口街づくりビジョン\*の改定を行う。

## 28 ③武蔵境駅周辺

29 武蔵境駅周辺は、「うるおい・ふれあい・にぎわい、これからのまち武蔵境」を定め、鉄道の高架化  
30 に伴う南北一体のまちづくりを進めるとともに、地元商店街や各市民団体による市民参加で、魅力ある  
31 まちづくりに取り組んできた。これまで駅周辺の都市基盤整備を進めてきたが、引き続き、武蔵境駅北  
32 口の区画道路や天文台通り等の駅周辺の道路整備に取り組むほか、地域が主体となったまちのにぎ  
33 わいづくりを継続的に支援し、駅周辺の魅力を向上させるための取組みを進める。

## 1 (6) 行財政

第六期長期計画の施策の大綱(議決事項)

### 1 市民参加と連携・協働の推進

高齢世代のほか、まちの将来の担い手として期待される若者、子育て世代、転入者等の市政や地域への参加を促し、その活動を支援して、地域への愛着を高め、市民自治によるまちづくりの発展を図る。

より丁寧で効果的な市民参加手法を整え、市民・市民団体をはじめとする様々な主体との連携・協働の取組みを推進していく。

### 2 効果的な広報・広聴の仕組みづくりとシティプロモーション\*

様々な手段を活用し、市民に確実に市政情報を届ける仕組みを構築するとともに、市民の多様なニーズ、地域が抱える課題等を的確に把握するため、広聴手段の充実を図る。

また、住み続けたい・住みたい・訪れたいとの思いを高める本市への愛着の醸成に取り組み、来街者も含めた広い対象に対してシティプロモーション\*を戦略的に進めていく。

### 3 公共施設等の再構築と市有地の有効活用

個々の公共施設等の維持・更新にとどまらず、本市の将来像を見据えた総合的な視点で新たな価値を創造する「再構築」の考え方を持って、武蔵野市公共施設等総合管理計画\*を基に取組みを推進する。

また、市有地を有効に活用し、市民サービスの拡充を図るとともに、持続可能な財政運営を行っていくため、管理コストの節減と歳入の増加にも一体的に取り組む。

### 4 社会の変化に対応していく行財政運営

経営力の強化と行財政改革を推進し、限られた経営資源を優先度の高い施策に積極的に配分していく。ICTを積極的に活用し、市民サービスの質、業務の正確性・効率性の向上や、職員のワーク・ライフ・マネジメント\*の実践につなげていく。また、市政運営上の様々なリスクへの取組みをさらに強化していく。

財政援助出資団体\*の経営改革等を支援し、適切な評価と指導・監督を行っていく。

### 5 多様な人材の確保・育成と組織の活性化

既存業務の効率化と再構築を進めるとともに、職員の資質と能力を伸ばし、多様性を最大限に生かして、組織力の向上を図るため、先進的な行政に資する有為で多様な人材の確保・育成の強化と、各職員が十分に力を発揮できる環境づくりや人事・給与制度の改善に取り組む。

2

3 この分野は、拡大し高度化する公共課題に対して限られた経営資源を最大限有効に活用し、市民

4 に信頼される市政運営を推進するために必要な体制や仕組みの整備を主たる目的とする。市民自治

5 によるまちづくりの発展に向けて、市民参加と多様な主体との連携・協働を推進するとともに、希望と

6 活力に満ちた将来の武蔵野市を築くための挑戦ができる財政状況を確認し、その健全性を将来にわ

7 たり維持していく。また、長期の視野に立った優先度の高い重要な施策については、未来への投資と

1 して、失敗を恐れずに検討し、取り組む。そのため、事業の見直し等による市職員の業務負荷の改善  
2 や人材育成の充実を図る。

## 4 **基本施策1 市民参加と連携・協働の推進**

5 本市の市民自治による市政運営や共助のまちづくりは、活発な市民参加と協働の取組みにより支  
6 えられてきたが、参加する市民の固定化に伴い、市民参加の裾野の拡大が課題となっている。高齢  
7 世代のほか、まちの将来の担い手として期待される若者、子育て世代、転入者等の市政や地域への  
8 参加を促し、その活動を支援して、地域への愛着を高め、市民自治によるまちづくりの発展を図る。

9 より丁寧で効果的な市民参加手法を整え、市民・市民団体をはじめとする様々な主体との「対話」を  
10 重視した連携・協働の取組みを推進する。

### 12 **(1) 自治基本条例\*に基づく市政運営**

13 重要な条例や計画、施策等具体的な市政運営を通して、武蔵野市自治基本条例\*に基づく市民自  
14 治の考え方について再確認する機会を、長期計画策定前等に設ける。また、住民投票制度について  
15 は、有識者との論点整理を踏まえ、市民等との熟議・熟慮を重ねながら検討を進め、本市の市民自治  
16 にふさわしい住民投票条例の制定を目指す。

17 国等からの要請により各分野において多くの計画等が策定されており、計画の改定等に多くの労  
18 力が割かれている。必要に応じて既存の計画の再編や今後新たに策定する場合には、既存計画との  
19 統合を検討し、市民にとってより分かりやすい市政運営と事業執行への適切な行政資源の配分を図  
20 る。

### 21 **(2) 市民参加の充実と情報共有の推進**

22 市政への関心・愛着・主体意識を高め、市民参加の機会を広げるため、情報発信の工夫やデジタ  
23 ル技術を活用した手法を検討する。特にまちの将来の担い手となる中高生世代など若い世代を**はじ  
24 め、に対しては、意見聴取の場を一層広く設けるほか、自らの目線で情報発信する仕組みの研究など、  
25 市民が多様な意見を主体的に発信していく仕組みや、これを市政に反映する仕組みの研究・検討を  
26 進め、より多くの市民の声が集まってくる意見表明しやすい環境づくりに努める。**

27 また、市民同士の活発な議論を促し、参加者同士の一体感や今後の市政参加への意欲醸成を図  
28 るため、市民ファシリテーター\*の活用や参加後の市政情報の提供などにより、次の市政参加につな  
29 がる取組みを行う。

### 30 **(3) 様々な主体との連携・協働の推進**

31 公共課題の多様化と量的拡大に対応するため、市民・市民団体の主体性を生かした連携・協働のさ  
32 らなる充実のほか、財政援助出資団体\*や民間企業・大学等それぞれの強みを生かした公民連携の  
33 積極的な活用を検討する。また、近接自治体との情報共有や連携によるまちづくりや事例検討、合同  
34 勉強会などにより、効率的・効果的なサービス提供を進める。

35 市職員が地域に出向く機会を創出し、市民とともに学び、市民との信頼関係及び相互理解を深め、  
36 地域との連携・協働を推進する。

## 1 2 **基本施策2 効果的な広報・広聴の仕組みづくりとシティプロモーション\***

3 市民と市が情報を共有し、透明性を高めていくことが市政への信頼向上に不可欠である。様々な手  
4 段を活用し、市民に多面的に市政情報を届ける仕組みを構築するとともに、市民の多様なニーズ、地  
5 域が抱える課題等を的確に把握するため、広聴手段の充実を図る。

6 また、住み続けたい・住みたい・訪れたいとの思いを高める本市への愛着を醸成し、来街者も含め  
7 た広い対象に対してシティプロモーション\*を戦略的に進める。

### 8 9 **(1) 「伝える」「伝わる」情報提供の推進**

10 市政の課題解決のためには、市民の参画と協働が重要である。そのための土台として、市民が求  
11 める市政情報を分かりやすくかつ正確に発信し、市民と市との信頼関係の強化を図る。加えて、市民  
12 のライフスタイルの多様化やデジタル技術の発展など社会環境の変化を踏まえ、市民に対して分かり  
13 やすく、適切な方法でより親しみやすい情報発信を強化するため、外部人材の知見や技術を積極的  
14 に役立てていくことを検討し、伝わる情報提供を進める。

### 15 **(2) 広聴の充実と広聴・広報の連携の推進**

16 市民の多様なニーズを的確に把握するため、隔年で交互に実施している「市政アンケート\*」と「市  
17 民意識調査\*」について、市民意識調査\*の実施手法等の拡充や市政アンケート\*のあり方も含めた  
18 再考が必要である。デジタル技術を活用し調査頻度や調査対象を拡充するなど、両者の利点を組み  
19 合わせた手法を検討する。行政評価制度との連動、広報との連携により、把握した市民ニーズの全庁  
20 的な共有と施策への反映を行う。

21 「市民と市長のふれあいトーク\*」や「市長への手紙\*」等の各種広聴手段の取組みとともに、相談業務  
22 において来庁や訪問が不要な場合については、情報セキュリティを考慮しながら、オンライン相談の  
23 導入を検討し、相談体制の充実を図る。

### 24 **(3) シティプロモーション\*の推進**

25 地域間競争や少子高齢化が加速する中で、多様化する市民ニーズや価値観の変化に対応したシ  
26 ティプロモーション\*を展開するには、従来から一歩進んだ戦略的な取組みが求められる。本市が持  
27 続的に発展し、市民参加によるまちづくりを進めていくために、市の政策や事業、地域独自の魅力を  
28 さらに磨き上げるとともに、市内外へ積極的に発信し、本市の魅力と都市ブランド(まちの認知度・信  
29 頼度)を向上させ、市民が地域に対する愛着と誇りを感じることができる取組みを進める。

## 30 31 **基本施策3 公共施設等の再構築と市有地の有効活用**

32 公共施設や都市基盤施設は、市民生活を支えるとともに、まちの魅力や都市文化を醸成する  
33 重要な要素である。今後は個々の公共施設等の維持・更新にとどまらず、第2期武蔵野市公共  
34 施設等総合管理計画\*に基づき、本市の将来像を見据えた大きな視点をもって、必要な投資は行  
35 いながら新たな価値を創造するなど、施設の再構築を図る。

36 公共施設や都市基盤施設の整備及び管理の適正化、サービスの提供主体の最適化、公共施設

1 のあり方の見直し、未利用市有地の有効活用を進めるうえでは、従来の考え方にとらわれるこ  
2 となく、市民との協働や民間活力の活用による公民連携により取組みを推進する。

#### 3 4 **(1) 公共施設等の計画的な維持・更新**

5 第2期武蔵野市公共施設等総合管理計画\*に基づき、市全体の将来像を見据え、総合的かつ分  
6 野横断的な検討によって取組みを進める。計画策定後の急激な建設物価の上昇などの社会情勢の  
7 変化を踏まえ、公共施設の複合化・多機能化や、延命化も含めた更新時期等の検討を行いながら、  
8 第3期公共施設等総合管理計画\*の策定を行い、財政負担の軽減・平準化を図る。

9 市内公共施設の老朽化が進み、築後30年以上経過する建物が70%を超えている。武蔵野市公共  
10 施設保全改修計画\*に基づき、建物の用途や規模等に応じた適正な改修手法を選択し、計画的に実  
11 施していくことで、目標耐用年数までの健全な機能維持を図る。また、効率的な機能維持の実現に向  
12 け、複数の公共施設を包括的に維持管理する仕組みについて検討する。

13 昨今の社会情勢による物価上昇、製作納期遅延(長納期化)に対応するため、債務負担行為をこれ  
14 まで以上に積極的に活用し、適切な工期を確保することにより、確実な工事履行を図る。

#### 15 **(2) 市有地の有効活用**

16 一定年数活用されていない市有地のうち、立地条件や敷地条件などにより将来的に公共事業用地  
17 として活用が見込める土地は、市の適正な関与を残しながら民間事業者に活用を委ねていくなど、新  
18 たな手法も研究するほか、一時貸付けや暫定活用も行いながら、まちの魅力向上や市民サービスの  
19 拡充につなげる。今後も公共的活用が見込めない土地は、本来あるべき市街地環境の形成や、歳入  
20 確保につなげるために、売払いに係る判断基準等を整理、明確化するなど、平成21(2009)年に策定  
21 した「未利用・低利用地の有効活用に関する基本方針」の見直しを行い、適時適切な売払いを行う。

22 旧赤星鉄馬邸など市有財産の利活用にあたっては、本市の地域特性などを踏まえつつ、これまで  
23 の行政分野を超えて本市が抱える公共課題に資する最適な事業手法を選択することが重要であり、  
24 公民連携の視点も持ちながら取り組んでいく。

25 PPPガイドライン\*を改定し、市有地貸付け方式だけではなく本市における公民連携のあり方を幅広  
26 に整理することで、本市の実情に沿った運用を図っていくとともに、これまでの経験を踏まえ、公民連  
27 携の取り組み体制を整備、強化していくことを検討する。

### 29 **基本施策4 社会の変化に対応していく行財政運営**

30 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた行財政運営が求められる。変化が激しい社会経済状  
31 況において、健全財政を維持しつつ、より質の高い行政運営を行えるよう、公民連携等も活用した行  
32 財政改革を推進し、限られた経営資源を優先度の高い施策に積極的に配分するなど経営力を強化し  
33 ていく。進歩の目覚ましいデジタル技術を積極的に活用し、市民サービスの質、業務の正確性・効率  
34 性の向上や、職員のワーク・ライフ・マネジメント\*の実践につなげる。また、市政運営上の様々なりス  
35 クへの取組みをさらに強化する。

36 市とともに公共サービスの一部を担っている財政援助出資団体\*については、設立目的や役割等



1 を考慮しながら、より効率的・効果的な運営に向けて経営改革等を支援し、適切な評価と指導・監督を  
2 行う。

#### 4 **(1) 経営資源を最大限活用するための仕組みの構築**

5 新たな行政評価制度(案)は、本計画策定過程での試行から得られた知見を踏まえ、次期長期計  
6 画策定において本格実施できるように完成させる。

7 新たな事務事業見直しの仕組みについては、必要な施策を効率的に実施するための基盤として、  
8 予算概算要求や政策再編等との連動を意識しながら運用するとともに、デジタル技術や民間活力の  
9 活用等を通じた業務効率化の契機として活用する。

#### 10 **(2) 健全な財政運営を維持するための体制強化**

11 物価高騰のほか、公共施設の建替えの本格化などにより、今後、投資的経費等の事業経費の増大  
12 が見込まれる。そのような中であっても、財政規律を維持しながら、必要な投資については積極的に  
13 行う必要がある。

14 歳入確保に向けて、市税等徴収率の維持・向上、適切な債権の管理、基金と市債の活用、市有財  
15 産の有効活用、広告料収入の拡大など様々な取組みを行う。ふるさと納税制度による減収の度合い  
16 が年々増大していることから、減収状況や市政への影響度合いを的確に把握するとともに、その状況  
17 を市民に対してわかりやすく周知し、減収拡大の抑制を図る。

18 同時に、歳出については、事務事業及び補助金等の見直しの実施、政策再編による事業の組み  
19 替えや廃止を行い、経常的事業経費の節減に取り組みながら、より重要な施策への予算配分を行う。

20 入札・契約制度を取り巻く社会の多様な要求に応えることやそのためのコスト負担について、公平  
21 性・透明性・競争性を維持しつつ、入札・契約制度のあり方を常に検証し、改善を図る必要がある。物  
22 価高騰を含む様々な社会情勢の変化に対応できるよう、多様な発注方式の研究及び実施に関して、  
23 庁内に設置した入札制度等検討委員会において多角的な視点から検討する。

#### 24 **(3) 自治体DX\*の推進**

25 職員のワーク・ライフ・マネジメント\*を支援しつつ、質の高い市民サービスを提供するため、また社  
26 会・経済の変化に対応していくため、武蔵野市第七次総合情報化基本計画に基づき、行政文書の電  
27 子化のほか、AI\*やクラウド等のデジタル技術の活用により、行政サービスの利便性向上、業務生産  
28 性の向上、情報セキュリティ対策の強化等、全庁横断的なDX\*推進に取り組む。あわせて、新たな行  
29 政サービスについても検討する。

#### 30 **(4) リスク管理能力・危機対応力の強化**

31 市政運営におけるリスクの早期発見と発生防止のため、各種点検等の内容や方法を適宜見直し、リ  
32 スク管理の一層の強化を図る。

33 地方自治法の改正により、努力義務化された内部統制\*制度の導入については、本市のような小  
34 規模自治体においては負荷も大きいと、従前から行っているリスクマネジメントの取組みとの関係を  
35 整理したうえで検討する。

1 災害時の執行体制や対応手順等を定めた業務継続計画(BCP\*)や、本市職員のみでは対応がで  
2 きない事態を想定した受援マニュアル\*についても適宜見直しを図る。

3 インターネットのリスク対策、情報システム環境の変化に合わせた情報セキュリティポリシーの改定  
4 などを行い、「市民の利便性の向上」と「個人情報を含む機密情報の保護」の両立に向けた情報セキ  
5 ュリティ対策を行う。

#### 6 **(5) 行政サービスにおける受益と負担の適正化**

7 行政サービスにおける受益と負担の公平性を維持するため、定期的な手数料・使用料の一斉見直  
8 しを引き続き行う。今後、利用者が負担すべき費用の範囲や新たな課題への対応について第三者の  
9 意見を取り入れるため、審議会の設置等について検討する。

10 国民健康保険においては、被保険者の高齢化、医療技術の高度化に伴い、医療費は増加傾向に  
11 ある。保険者として、武蔵野市国民健康保険財政健全化計画に基づき、医療費の適正化等による歳  
12 出の抑制や、収納率の向上、保険税率の見直しなどによる歳入の確保に取り組む。また、東京都国  
13 民健康保険運営方針や国の動向にも注視し、適正な国民健康保険事業の運営を目指す。

#### 14 **(6) 財政援助出資団体\*の経営改革等の支援、指定管理者制度の効果的な運用**

15 変化の激しい現代社会において、公共課題や市民ニーズに鋭敏かつ的確に対応することがこれま  
16 で以上に求められる。専門的な公共サービスを機動的かつ安定的に提供する主体としての財政援助  
17 出資団体との関係は、設立時の出資・出捐という関係のみならず、公共課題を連携・協働して解決す  
18 る主体同士の関係として捉えることも必要である。このような視点に立ち、「財政援助出資団体\*に対  
19 する指導監督の基本方針」を改定する。また、指定管理者制度について、公の施設の設置目的をい  
20 かに達成するかという観点に立って、指定管理者制度に関する運用指針に基づき効果的に運用する。

#### 21 **(7) 新たなニーズに応える組織のあり方の検討**

22 市民ニーズの多様化・複雑化に伴う分野を超えた地域課題の解決に向け、コロナ禍での柔軟な組  
23 織運営の経験も踏まえ、既存の各部・課をまたがる分野横断的な事業に取り組めるよう、引き続き組織  
24 再編やプロジェクトチームを編成する。また、所管の事務分掌に留まらず、分野横断的な事業の全体  
25 像を共有し、活発な議論を通して、創意工夫や新たな取組みにつなげる。

### 27 **基本施策5 多様な人材の確保・育成と組織の活性化**

28 時代により変化し、多様化・高度化する公共課題に的確に対応し、本市の魅力と活力を高めていく  
29 ため、最重要となる経営資源は、人材である。今後新たな公共課題に対応していくためには、既存業  
30 務の効率化と再構築を進めるとともに、職員の資質と能力を伸ばし、多様性を最大限に生かして、組  
31 織力の向上を図る必要がある。そのため、先進的な行政に資する有為で多様な人材の確保・育成の  
32 強化と、各職員が十分に力を発揮できる環境づくりや人事・給与制度の改善に取り組む。

#### 34 **(1) 課題に的確に対応できる人材の確保・育成と組織の活性化**

35 高度化・複雑化する公共課題に**的確適切**に対応するため、民間企業や国・他自治体の採用動向を  
36 踏まえたうえで多様な人材を確保するとともに、より適切な配置や育成を行うための方策を検討する。

1 特に一般技術職については、近時の採用の厳しさを踏まえ、庁内ワーキングやインターンシップの活  
2 用等、採用を支援する全庁的な体制を構築し、多様な採用手法を検討する。福祉職などの他の専門  
3 職については、そのあり方や人材確保の方策を検討する。

4 また、市内外の有識者、国、他の自治体、民間企業及び調査研究機関等とのネットワークの強化、  
5 交流や派遣研修の充実を図るとともに、特にDX\*推進のための取組みを強化する。加えて、副業と兼  
6 業の進展にともない、専門的な知見、技術を有する市民を活用した人材登用についても研究する。

7 **(2) 組織活性化に向けたダイバーシティ\*推進、とワーク・ライフ・マネジメント\*支援と組織活性化**

8 労働・生活をめぐる環境の多様化を踏まえ、全ての職員が仕事と生活のバランスを取り、心身ともに  
9 健康で意欲をもって能力を十分に発揮できるよう、障害者任用をはじめ、ダイバーシティ\*の取組みを  
10 推進するとともに、職員間での業務負担の平準化、~~超過勤務削減に向けた取組み~~や有給休暇取得の  
11 促進、テレワークの本格導入、メンタルヘルスケアの取組みの強化等を実施し、する。障害者の任  
12 用推進、女性職員のキャリア形成の支援など、~~ダイバーシティ\*の取組みと~~、職員の働きやすい環境  
13 づくりを行うも引き続き推進する。また、所属にとらわれない職員間の意見交換が円滑に行われるよう  
14 な職場の風土を醸成する。

15 定年延長制度\*の実施を踏まえ、高年齢層の職員の増加を踏まえた適切な組織運営について検  
16 討するとともに、職員のモチベーションを維持・向上し、かつ、これまで培ってきた知見を生かす職務  
17 のあり方を検討する。

## 7 財政計画

8月7日（月）第17回策定委員会で提示予定

## 参 考

参考資料1 第六期長期計画・調整計画策定の経過

参考資料2 武蔵野市自治基本条例

参考資料3 武蔵野市長期計画条例

参考資料4 個別計画一覧

参考資料5 用語解説（資料2を参照）

参考資料6 委員名簿（最終案に掲載予定）

※第六期長期計画・調整計画 討議要綱（令和5（2023）年2月1日公表）に対するパブリックコメント等への「策定委員会の考え方」は、市ホームページに掲載している。

（URL 挿入予定）

## 第六期長期計画・調整計画策定の経過

第六期長期計画・調整計画策定にあたっては、令和4（2022）年5月より様々な形で市民意見の聴取に取組み、8月には調整計画策定委員会を設置した。策定委員会では、各種計画や報告書等を参考に議論が必要と思われる課題について検討し、令和5（2023）年2月に「討議要綱」を公表した。※詳細は計画案●ページ参照

ここでは討議要綱公表後に実施した市民ワークショップ及び中高生世代との意見交換の実施結果についてまとめたものを下記のとおり記載する。

### （1）市民ワークショップ

令和5（2023）年2月に公表した「討議要綱」について、広く市民意見を聴取するため、3月に市民ワークショップを実施した。市民ワークショップは普段市政に参加する機会があまりない市民から広く意見をいただくことを目的に無作為（ランダム）抽出によって参加者を募集するとともに、コロナ禍において広く参加の機会を確保するため、対面及びオンラインで実施した。

本ワークショップの主な内容は、以下のとおり。全文は市ホームページに掲載している。

[https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/shisaku\\_keikaku/sogos\\_eisakubu\\_shisaku\\_keikaku/chokikeikaku/6th\\_choki\\_chosei\\_keikaku\\_sakutei/1043935/index.html](https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/shisaku_keikaku/sogos_eisakubu_shisaku_keikaku/chokikeikaku/6th_choki_chosei_keikaku_sakutei/1043935/index.html)

【市 HP】



#### ①概要

日程	会場	参加者	当日の流れ
3月5日（日）	対面 （芸能劇場）	31名	(1) ワークショップ及び計画策定の流れを説明 (2) グループワーク 【前半】 討議要綱に関する市職員説明を聞いて感じたこと（期待や不安等）
3月12日（日）	オンライン （ZOOM）	24名	【後半】 期待を実現するため・不安を解消するために市民の力で何ができるか、行政からどのような支援が必要か (3) 全体共有

対象者：住民基本台帳から無作為抽出（ランダム）で抽出した市民2,000名のうち、参加を希望された方その他：全体進行及び各グループでの進行は、市民ファシリテーターが実施

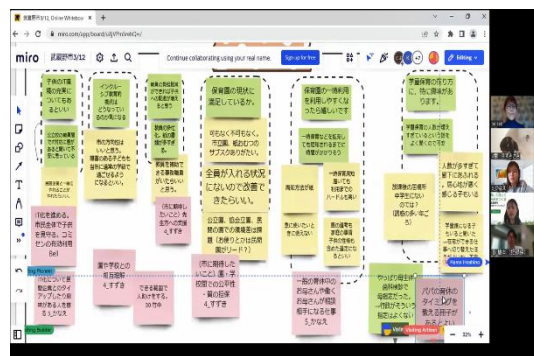
#### ②主な意見

テーマ （分野）	説明を聞いて感じたこと	市民の力でできること等	計画案 関連ページ
健康・福祉	・高齢者が地域のコミュニティやボランティア等に参加	・日ごろから近所の方と知り合いになっておくことが防災に	●ページ

	<p>できるきっかけづくりが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉はボランティアのイメージがある。給与収入を伴うような福祉の形を検討してもよいのではないか。</li> </ul>	<p>もつながる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>シニア世代の就労支援として、市民参加型で担えるような仕組みを、行政と市民で検討する。</li> </ul>	
子ども・教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>「むさしのクレスコーレ」やヤングケアラーの問題について、市民や当事者である子どもが認識していない。</li> <li>子育てしていると孤立しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>チラシやポスターなどを活用し、支援内容や支援施設があることを周知する。子ども食堂や勉強する場を備えた相談できる施設「駆け込み寺」があるとよい。</li> <li>近所付き合いを通して、困っている人を市民同士で見つける。それらでできた学校や保育園以外のコミュニティは防災などにも役立つと思う。</li> </ul>	● ページ
平和・文化 ・市民生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>戦争体験の次世代への継承が必要ではないか。</li> <li>コミュニティセンターで何をやっているのか知らない。まちの情報を得られるとよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>戦争経験者が若い人たちに伝承・継承する機会を創出する。</li> <li>まずはコミュニティセンターに行くようにして、利用してみる。</li> </ul>	● ページ
緑・環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>民有地の緑が減少していることは知らなかった。</li> <li>ごみの分別が徹底されていない。特に若い世代にどのように分別の意識を根付かせるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然に触れる機会が少ないため、保育園などと連携し、樹木を植える体験会を実施する。</li> <li>ごみ分別に関する市民クイズを実施し、わかりやすく楽しく分別を学べる機会を創出する。</li> </ul>	● ページ
都市基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>吉祥寺駅前の景観が年々劣化していると感じている。看板に規制をかけるなど工夫できないか。</li> <li>自転車専用道路を利用する方が多いと感じている。利用者が集まれるような工夫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>駅前の看板は、自由に掲載できる場所とそうではない場所をつくり、まちづくりを意識した良好な景観を維持する。</li> <li>中央公園横のサイクリングロードの終点をエコ re ゴートにし、周辺に商店やカフェな</li> </ul>	● ページ

	ができるとうい。	どを併設することで、賑わいを創出する。	
行財政	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所に来庁し、行政サービスを受ける機会が稀であるため、どの部署でそのようなサービスを受けられるかわからない。</li> <li>市報を読まない。若い世代に市の取組み内容を知ってもらうことが重要。情報が多様化する中で大事な情報が埋もれてしまうのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実際に行政サービスを利用した際に、感想や改善点を市に対して意思表示することでよりよいサービスの向上につなげる。</li> <li>自分から情報を取りに行く姿勢が大事。月に2回配布される市報に目を通し、家族や友人、近所の方と共有する。週1回「武蔵野市」を検索する。</li> </ul>	● ページ

### ③当日の様子





(2)「住んでる・住みたい武蔵野市を中高生世代が考えよう」

～あなたが住みたい・推したい 武蔵野市ってどんなまち？～

普段市政に参加する機会があまりない中高生世代の意見を計画案に反映するために、策定委員と中高生世代の意見交換を実施した。意見交換は、グループに分かれてフリートーク形式で行い若手職員をサポート職員として配置するなど、中高生世代が話しやすいための工夫を行った。本意見交換の主な内容は、以下のとおり。報告書は市ホームページに掲載している。

(URL 挿入予定)

【市 HP】

2次元  
バーコード

①概要

日程	会場	参加者	当日の流れ
5月28日(日)	むさしのエコ re ゾート	27名	(1) 事業概要及び計画策定の流れの説明 (2) グループトーク (3) 策定委員による全体共有

②主な意見

グループ	中高生世代の主な意見	計画案 関連ページ
Aグループ	<p><b>【武蔵野市の押しポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若い人が多い。学生が参加できるイベント、集える場所が多くある。</li> <li>・子ども向けの公園が充実している。遊具の種類が豊富。</li> <li>・親に心配されない距離で友達と吉祥寺の賑わいを楽しめる。</li> <li>・塾の後、そのまま好きなお店に直行できる。</li> <li>・交通の便がよい。</li> <li>・ジャンボリーは地域の人と交流できるよい機会。</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・友達と過ごす学校(部活、教室、委員会)、家族と過ごす家が安心できる場所。</li> <li>・学校の相談室や保健室は悩みがあっても気軽に行けない。もっと雑談できる場所がよい。</li> <li>・プレイスは入る勇気がなく、利用していない。使い方がわからない。</li> <li>・子どもだけで遊べる場所が少ない。</li> <li>・学生の声が届けられる機会がもっと増えてほしい。</li> <li>・市から中高生世代に向けた情報をわかりやすく提供してほ</li> </ul>	● ページ

	<p>しい。(アプリの通知など、自分から取りにいかなくてもいいような形)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボールが使えるところがない。(バスケができない。中学生以上は利用できない。住宅地なので音がうるさいと利用できない。)</li> <li>・部活以外に学校全体で盛り上がるイベントが少ない。(体育祭、音楽祭のみ)</li> <li>・地域の人とのつながり、近所づきあいのある町。地元の人が声をかけてくれる関係性は大切。</li> <li>・子どもの医療費無料はありがたい。子育てしやすい。</li> </ul>	
Bグループ	<p><b>【武蔵野市の推しポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校の宿泊行事が楽しい。</li> <li>・井の頭公園、中央高架下公園、吉祥寺のラウンドワンで遊べる。</li> <li>・「吉祥寺」があること自体がブランド。住みたいまちランキングで上位になっている。市外在住なので、いつか武蔵野市に住みたい。</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吉祥寺駅から商店街までの入口が、人が多すぎて歩きにくい。</li> <li>・無電柱化してきれいになってほしい。</li> <li>・通学路が狭く、ガードレールがないのにトラックが通るのが怖い。</li> <li>・学習者用コンピュータについて、学校によって活用度合いの差がある。学校で充電できないルールになっている。</li> <li>・改築中の中学校の仮設校舎が揺れる、すぐに壁に穴が開く。校庭が狭い。</li> <li>・学校でクラスになじめない子や外国の人と交流する機会が増えるといい。</li> <li>・不登校の子がいる。どうしているか気になるけど、もともと仲の良い子ではないので、よく分からない。</li> <li>・公園にバスケットゴールがあるといい。</li> <li>・休日に吉祥寺駅に停まらない電車があるのはなぜ？</li> </ul>	● ページ
Cグループ	<p><b>【武蔵野市の推しポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・公園・医療なんでも揃っていて(その気になれば)市内から出なくても生活できると思えるところ。</li> <li>・環境への取組みが進んでいること。エコreゾートが好き。</li> <li>・地域での活動が盛んなこと。地区によってはPTAとは別の保護者団体があり、学校の中のことはPTA、学区域のことは保護者団体が行っていると聞いた。</li> <li>・新宿や渋谷と比べ治安が良く、騒々しくないところが良い。</li> <li>・将来は吉祥寺に住んでみたい。</li> </ul>	● ページ

	<p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が武蔵野市の良さに気が付いていないのでは。</li> <li>・(全体としてはきれいな街だとは思いますが) ごみ箱が少ないせいか公園にごみポイ捨てがされていることがあり残念。</li> <li>・商店街で食べ歩きをしたいがごみは買ったお店でしか捨てられない。商店街で協力してごみ箱が設置できるとうれしい。</li> <li>・リスニングの勉強中に選挙カーの声がして困ったことがある。</li> <li>・プッシュ型の情報にはあまり興味はない。また、紙でのお知らせは読まないと思うし、保管もしない。ネットの情報であれば必要に応じて見るかもしれないが、市のHPなどは文章が多くて難しい。</li> <li>・学校にも外国の方はたくさんいる。特別な存在ではなく、共にいるのが前提。</li> <li>・学校給食で苦手な食べ物があり、食べ終わるまで昼休みもとれず、みんなの前で居残りさせられたのが今でもトラウマとして残っている。</li> </ul>	
Dグループ	<p><b>【武蔵野市の押しポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内でいろいろな事が完結できるまち -なんでも揃っている、なんでもできるまち。</li> <li>・自然豊かで公園も多い、小さい子や家族連れも多い。</li> <li>・吉祥寺は住みたいまちランキングでも上位。</li> <li>・交通の便が良い</li> <li>・治安の良いところに住みたい。治安は良いと思う</li> <li>・(市内在住) これからも住み続けたい、(市外在住) いつか住みたい。</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍で休校が多かった。宿泊行事がなくなって悲しかった。</li> <li>・タブレットで授業の配信があったが、クラスによって進捗の差があり、試験範囲などで対応が必要な事があった</li> <li>・SNS 使用時には顔や場所が特定されないように気をつけている。</li> <li>・市のホームページは見たことがない。何か必要な事態がおこらなければ見に行く事はないと思う。SNS やLINE なら見るかもしれないが限られた時間でわざわざ市の情報にアクセスするかは疑問。</li> <li>・子どもの権利条例については学校で授業での取り組みがあったが今の所はそういうものがあるのだなという理解。</li> <li>・市内でも街灯の間隔が遠い、明るくない場所があるので深夜塾帰りに不安を感じる事がある。</li> <li>・学校以外の過ごし方：オンラインや学校の近く(市外)で</li> </ul>	● ページ

	<p>遊ぶ。吉祥寺駅周辺、カラオケなどで遊ぶ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・好きなことと将来の仕事をどう結びつけようか。どう選ぼう。</li> <li>・大人って楽しい？</li> </ul>	
Eグループ	<p><b>【武蔵野市の押しポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吉祥寺にはたくさんのお店があり、市外の人も知っている。個性的なお店も多く、よく遊びに行く。</li> <li>・緑が豊かで井の頭公園など公園がたくさんある。市役所前の桜もとてもきれい。</li> <li>・電車やバス（ムーバス）など交通の便がよい。</li> <li>・学校給食がおいしい。</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三鷹駅近く（サミット付近）の歩道が狭く、バスや車のおりが多いため危険と感じたことがある。</li> <li>・学習者用コンピュータが一人一台配付されているため、図書館に行って、調べものや勉強をする機会が少ない。</li> <li>・部活動は選択肢が少ないため、消去法で選んだ。</li> <li>・放課後に自由に遊べる児童館などの施設があるといい。</li> <li>・参加特典は図書カードもよいが、地域で使用可能な割引券などでもよいのではないか。</li> </ul>	● ページ
Fグループ	<p><b>【武蔵野市の押しポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園が多い。友達と公園内でよくおしゃべりをして過ごす。</li> <li>・治安が良い。マンションに住んでいても自転車を盗まれたことがない。</li> <li>・まちがキレイ。市外の学校に通っているが、道端のゴミが多い。</li> <li>・吉祥寺はお店が多く、何でも揃うので都心に行く必要がない。</li> <li>・交通の便が良い。吉祥寺から新宿や渋谷に行きやすい。</li> <li>・コミセンがある。楽器の練習や勉強のためによく利用する。</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気軽に使える屋内があまりない。コミセンも混んでいる。</li> <li>・公園にバスケットゴールやスケボー施設がほしい。</li> <li>・公園で球技ができるようにしてほしい。小学生の球技は安全である。</li> <li>・お金がかかる施設や予約が必要な施設は使いづらい。</li> <li>・東や西の地域からは、市役所周辺のスポーツ施設へのアクセスが悪い。ムーバスが無償だと市役所周辺の施設へアクセスしやすくなる。</li> <li>・子どもたちの居場所を自分たちで管理することも良いのではないか。</li> <li>・自ら市政に関わりたい、一緒に取り組みたいと思っている中高生世代は結構いる。</li> </ul>	● ページ

- |  |   |  |
|--|---|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>• SNS は究極の口コミなので、SNS を用いて自分たちの視点で若い世代へ情報発信する。そのためのインセンティブを与えると良いのではないか。</li></ul> |  |
|--|---|--|

③当日の様子



## 《武蔵野市自治基本条例》

令和 2 年 3 月 24 日 条例第 2 号

武蔵野市自治基本条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 市民、議会及び市長等の役割等（第 4 条—第 8 条）

第 3 章 参加と協働

第 1 節 情報共有（第 9 条—第 13 条）

第 2 節 市民参加（第 14 条・第 15 条）

第 3 節 協働（第 16 条）

第 4 節 コミュニティ（第 17 条・第 18 条）

第 5 節 住民投票（第 19 条）

第 4 章 議会の会議（第 20 条）

第 5 章 議会と市長等との関係（第 21 条・第 22 条）

第 6 章 行政の政策活動の原則（第 23 条—第 29 条）

第 7 章 国及び東京都との関係（第 30 条）

第 8 章 広域的な連携及び協力（第 31 条）

第 9 章 平和及び国際交流（第 32 条）

付則

武蔵野市は、江戸時代に計画的な開拓が行われ、明治時代に交通網が発達してきたことなどにより、郊外の住宅都市として発展してきた。その歴史のなかで、第二次世界大戦時には、市内に開設された軍需工場が空襲の標的となり、大きな被害を受けた。このことは、今も平和を希求する様々な取組につながっている。

市政においては、「武蔵野市方式」と呼ばれる市民参加、議員参加、職員参加による基本構想・長期計画の策定をはじめとして、急速な宅地化から緑を守る取組としての武蔵野市民緑の憲章の策定、武蔵野市の市民参加の基盤となった自主参加、自主企画、自主運営のコミュニティづくり、住宅地におけるクリーンセンターの建設や運営など、市民参加のもと、市民、議会及び行政が一体となって様々な公共的課題の解決を図ってきた。

また、法令を補う独自の条例の制定や要綱による行政指導の展開、全国に先駆けてのコミュニティバスの導入など、常に市民の意思を施策に反映し、市民の人権を守る先駆的な取組を行ってきた。

今後も、地方分権改革の進展などに伴い、市民にとって最も身近な基礎自治体として、自主的かつ自立的に公共的課題を解決し、地域の実情に即して市政を推進していくことがより一層求められる。

このような現状に鑑み、恒久平和の実現を目指し、子どもをはじめ全ての年代の市民一人ひとりの人権を尊重するとともに、先人たちが築き上げてきた市民自治及び市民参加の取組を将来にわたって推進していくためには、市政運営のよりどころとなる「基本的な自治の原則」を明らかにする必要がある。

ここに、武蔵野市の市民自治及び市政運営についてその基本原則を明らかにするとともに、

これを総合的かつ一体的に推進するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、武蔵野市における市民自治及び市政運営に関する基本的な事項を定めるとともに、市民、市議会（以下「議会」という。）及び市長等の役割等を明らかにすることにより、市民自治の一層の推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 武蔵野市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する者、市内に存する学校に在籍する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市内に存する事務所又は事業所において事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。
- (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市 議会及び市長等をいう。

### (基本原則)

第3条 市民自治の推進は、市が、市政に関する情報（以下この条において「市政情報」という。）を適時に、かつ、適切な方法により、市民に対して分かりやすく提供するように努めることにより、市と市民とが市政情報を共有することができるようにすることを旨として行われるものとする。

- 2 市民自治の推進は、市が、市民の市政に参加する権利を保障するとともに、市政情報の共有を通じて、市民が市政に参加する機会を保障することを旨として行われるものとする。
- 3 市民自治の推進は、市民、市議会議員（以下「議員」という。）、市長等及び市職員（以下「職員」という。）のみならず武蔵野市に関わる様々な主体が、市政情報を共有して市政に参加し、協働して公共的課題の解決を図ることを旨として行われるものとする。
- 4 市長は、市民、議員及び職員の参加のもとに、市政に関する長期的かつ基本的な計画を策定することにより、武蔵野市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的に市政を運営するものとする。

## 第2章 市民、議会及び市長等の役割等

### (市民の役割)

第4条 市民は、自らが自治の主体であり、かつ、民主主義の担い手であることを自覚して行動するよう努めるものとする。

- 2 市民は、現在及び将来の市民に配慮するとともに、持続可能な社会の実現に向けて行動するよう努めるものとする。
- 3 市民は、互いにその自由、人権及び人格を尊重するものとする。

### (議会の責務)

第5条 議会は、武蔵野市における自治の発展に寄与するよう努めなければならない。

- 2 議会は、市民の意思を市政に反映させるよう努めるものとする。
- 3 議会は、総合的かつ計画的な市政運営が行われているかどうか及び市民の意思が市政に適切に反映されているかどうかについて、市長等の事務の執行状況の監視及び評価をするとと

もに、自らも政策の立案、提言等を行うものとする。

- 4 議会は、市民参加の前提となる情報共有を図るため、何人に対しても開かれた議会の運営に努めなければならない。

(議員の役割)

第6条 議員は、市民の意思を市政に反映させるため、公共的課題及び市民の意見の把握に努めるものとする。

- 2 議員は、一部の市民の利益ではなく、市民全体の利益を追求するものとする。

- 3 議員は、市民の多様な意見を代表して、その信託に応えるものとする。

(市長等の責務)

第7条 市長は、武蔵野市の代表者として、市政を総合的に調整し、公正かつ誠実に運営しなければならない。

- 2 市長等は、職員を育成し、及び職場環境を整備することにより市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上を図り、もって武蔵野市に対する市民の満足度を向上させるよう努めなければならない。

- 3 市長等は、その保有する情報を分かりやすく提供するように努めることにより、市民との情報共有を図らなければならない。

- 4 市長等は、市民の意見を把握し、市政に適切に反映させるよう努めるものとする。

(職員の責務)

第8条 職員は、市長、議長その他の任命権者の監督のもとに、法令を遵守し、誠実に、公正に及び能率的に職務を遂行しなければならない。

- 2 職員は、自らが自治の担い手であることを自覚するとともに、市民の信頼に応え、様々な公共的課題に対して、市民全体の利益を確保する観点から職務を遂行するよう努めなければならない。

- 3 職員は、災害等の緊急時においては、市民及び関係機関と協力して市民の安全確保に努めなければならない。

### 第3章 参加と協働

#### 第1節 情報共有

(知る権利の保障)

第9条 市は、市民の市政への参加を促進するため、市民の知る権利について保障するものとする。

(情報公開)

第10条 市は、市民の市政への参加を促進するため、市政に関する情報を適時に、かつ、適切な方法で公開するとともに、市民に対して分かりやすく提供するように努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、情報公開について必要な事項は、別に条例で定める。

(会議の公開)

第11条 市長等は、自らが主催する会議（当該会議における配布資料及び会議録を含む。）については、これを公開する。ただし、当該会議の性質上、非公開とすべき正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(説明責任)

第12条 市は、政策形成の過程を明らかにするとともに、政策、施策、事務事業等（以下「政策等」という。）の立案、決定、実施及び評価の各段階において、その内容について市民に



対して分かりやすく説明するよう努めなければならない。

(個人情報の保護)

第13条 市は、個人の権利及び利益を保護するため、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、個人情報の保護について必要な事項は、別に条例で定める。

第2節 市民参加

(市民参加の権利及び機会の保障)

第14条 市は、市民の市政に参加する権利及び市民が市政に参加する機会を保障するものとする。

(市民参加の手続等)

第15条 市長等は、政策等の立案及び決定の段階において、その内容及び性質に応じ、適時に、かつ、適切な方法（アンケートの実施、意見交換会、ワークショップ等の開催、検討委員会等における市民委員の公募、パブリックコメント手続（政策等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見の提出先及び意見の提出のための期間を定めて広く一般の意見を求めることをいう。以下同じ。）の実施その他の方法をいう。）により、市民参加の機会を設けるよう努めなければならない。

2 市長等は、次に掲げる場合においては、原則として、意見交換会を開催するとともに、パブリックコメント手続を実施するものとする。

(1) 第23条第1項の武蔵野市長期計画その他の武蔵野市の重要な計画を策定しようとする場合

(2) この条例その他の市政運営全般に関わる条例の制定又は改廃の議案を議会へ提出しようとする場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長等が認める政策等を決定しようとする場合

3 市長等は、前項各号に掲げる場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、意見交換会の開催及びパブリックコメント手続の実施をしないことができる。この場合において、市長等は、その理由を明らかにしなければならない。

(1) 緊急に政策等を行う必要があるとき。

(2) 金銭の徴収又は給付に関する政策等を行うとき。

(3) 法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整備その他軽微な変更を行うとき。

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による条例の制定又は改廃の請求があったとき。

4 前3項に定めるもののほか、意見交換会の開催及びパブリックコメント手続の実施について必要な事項は、別に規則で定める。

第3節 協働

第16条 市は、武蔵野市に関わる多様な主体が目的を共有し、適切な役割分担及び相互の協力のもと、それぞれの特性を最大限に発揮し、かつ、相乗効果を発揮しながら公共的課題の解決を図る取組である協働を推進するものとする。

2 前項の主体は、それぞれの自主性及び主体性を尊重するとともに、対等な立場にあることを自覚し、協働に取り組むものとする。

第4節 コミュニティ

(コミュニティの位置付け)

第17条 コミュニティとは、市民相互の対話、意見の交流及び連帯を生み出し、市民自治を築いていくための市民生活の基礎単位となるものをいう。

(コミュニティづくりの支援等)

第18条 市は、コミュニティづくりにおける市民の自主性及び主体性を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、コミュニティづくりにおける必要な支援を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、コミュニティについて必要な事項は、別に条例で定める。

#### 第5節 住民投票

第19条 市長は、地方自治法第7条第1項の規定による廃置分合又は境界変更の申請を行おうとするときは、住民投票を実施しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市長は、市政に関する重要事項(別に条例で定めるものを除く。)について、武蔵野市に住所を有する18歳以上の者のうち、別に条例で定めるものの一定数以上から請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

3 市は、別に条例で定めるところにより成立した住民投票の結果を尊重するものとする。

4 市長は、住民投票の成立又は不成立にかかわらず、その結果を公表するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。

#### 第4章 議会の会議

第20条 議会は地方自治法第102条の規定に基づき定例会及び臨時会とし、定例会の回数は毎年4回とする。

2 定例会の招集の時期は、別に規則で定める。

#### 第5章 議会と市長等との関係

(審議等の基本原則)

第21条 議会と市長等とは、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにし、合意形成に向けて審議を尽くすよう努めなければならない。

2 市長等は、市政運営について議会との情報共有を図るため、議会に対して、適切で分かりやすい資料を提供し、説明し、又は報告をするよう努めるものとする。

3 前項の場合において、市長等は、必要に応じて議会に行政報告(市長等が本会議又は常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会(次条において「委員会等」という。)において行う政策等の内容、進行状況等に関する報告をいう。)を行うよう努めるものとする。

(委員会等への市長等の出席)

第22条 市長、副市長、教育長その他関係職員は、委員会等における審査に際して議会から求めがあったときは、原則として出席するものとする。

#### 第6章 行政の政策活動の原則

(長期計画の策定等)

第23条 市長は、武蔵野市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的に市政を運営するため、武蔵野市長期計画(以下「長期計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、長期計画の策定又は見直しにあたっては、市民、議員及び職員の多様な参加の機会を確保しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、長期計画について必要な事項は、別に条例で定める。

(健全な市政運営等)

第24条 市は、市民の福祉の向上のため、市政の運営にあたっては、自らの責任において主体的に判断するとともに、行使できる権限を積極的に活用していくものとする。

2 市は、限られた財源を有効に活用し、効率的で、かつ、実効性の高い市政を運営するため、その財政の健全な運営に努めなければならない。

(行政手続)

第25条 市長等は、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市民の権利及び利益を保護するため、処分、行政指導等を行う場合には、適正な行政手続を経なければならない。

2 前項に定めるもののほか、行政手続について必要な事項は、別に条例で定める。

(文書管理)

第26条 市は、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明できるようにするため、文書(図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。次項において同じ。)を作成し、これを適正に管理しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、文書の管理について必要な事項は、別に条例又は規則で定める。

(政策法務の推進)

第27条 市は、法に基づいて行政を行うとともに、法を政策実現のための手段としてとらえ、主体的に法令を解釈し、若しくは運用し、又は武蔵野市の特性に応じた条例を制定することにより、公共的課題の有効かつ適切な解決を図るものとする。

(行政評価)

第28条 市長等は、持続可能な市政運営の実現に向けて、限られた政策資源を最大限に活用するため、政策等について、必要性、効率性又は有効性の観点から、適時に、かつ、合理的な手法により評価を行うとともに、その結果を政策等に適切に反映させるよう努めなければならない。

(財政援助出資団体)

第29条 市長等は、財政援助出資団体(武蔵野市が出資等を行い、その業務が市政と極めて密接な関連を有している団体及び武蔵野市が継続的に財政支出を行っている団体のうち特に指導監督等を要するものをいう。)の設立の趣旨を最大限に生かしていくため、当該財政援助出資団体への適切な指導及び監督を行うものとする。

第7章 国及び東京都との関係

第30条 市は、市民にとって最も身近な基礎自治体として、地域における行政を自主的かつ総合的に行う役割を広く担うものであることを自覚し、国及び東京都との関係において武蔵野市が分担すべき役割を明確化し、並びに国及び東京都と対等な立場で連携及び協力を図るものとする。

第8章 広域的な連携及び協力

第31条 市は、各地域が相互に補完し、及び発展することを目指し、友好都市及び近隣の市区町村等との連携及び協力をを行うものとする。

2 市は、災害が広域的に影響を及ぼすものであることに鑑み、災害時に友好都市及び近隣の市区町村等の地域間で相互に協力及び支援を行うよう努めるものとする。

第9章 平和及び国際交流

第32条 市は、世界連邦宣言及び非核都市宣言の理念に基づき、戦争の悲惨さ及び平和の尊さを次世代に語り継いでいくとともに、恒久平和の実現を目指した活動を展開することにより、国際社会との交流及び連携並びに世界の人々との相互理解を推進するよう努めなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第19条の規定は、別に条例で定める日から施行する。

(武蔵野市議会定例会の回数に関する条例の廃止)

2 武蔵野市議会定例会の回数に関する条例（昭和31年9月武蔵野市条例第14号）は、廃止する。

(武蔵野市長期計画条例の一部改正)

3 武蔵野市長期計画条例（平成23年12月武蔵野市条例第28号）の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)

### 参考資料 3

## 《武蔵野市長期計画条例》

平成23年12月13日条例第28号

### 武蔵野市長期計画条例

#### (目的)

**第1条** この条例は、武蔵野市（以下「市」という。）が市政に関する長期的かつ基本的な計画を策定することにより、市の目指すべき将来像を明らかにするとともに政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的な市政運営を推進することを目的とする。

#### (長期計画)

**第2条** 市長は、前条の目的を達成するため、武蔵野市長期計画（以下「長期計画」という。）を策定するものとする。

2 長期計画は、市政運営の基本理念、当該計画期間に実施すべき政策、財政の見通し等を定めるものとする。

3 長期計画は、10年を1期として定め、当該計画期間の前期5年を実行計画とし、後期5年を展望計画とする。

4 市が実施する政策は、すべて長期計画にその根拠がなければならない。ただし、速やかな対応が特に必要と認められるものは、この限りでない。

#### (実行計画の見直し)

**第3条** 市長は、市長選挙が行われたとき又は市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、実行計画の見直しを行い、新たな実行計画を策定するものとする。

#### (市民等の参加)

**第4条** 市長は、長期計画の策定又は前条の規定による策定（以下「長期計画等の策定」という。）を行うときは、市民、市議会議員及び市職員が参加する機会を確保しなければならない。

2 市長は、長期計画等の策定を行うときは、策定委員会を設置するものとする。

#### (議決)

**第5条** 市長は、長期計画の策定を行うときは、長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について、市議会の議決を経なければならない。

#### (市長の責務)

**第6条** 市長は、長期計画に定められた政策の着実な実施及びその状況の管理を行わなければならない。

#### (他の計画との関係)

**第7条** 市長その他の執行機関が分野別又は事業別の計画を策定し、又は変更しようとするときは、長期計画との整合性を保つよう努めなければならない。

#### (委任)

**第8条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の日を始期とする長期計画について適用する。

## 参考資料 4

### 各分野における個別計画

分野ごとに課題に応じて個別計画を策定し、計画に基づく行政運営を行っている。多くの計画では、策定にあたって専門的知見を有する学識経験者等や、関係団体に所属する市民、そして公募市民が関わり、またパブリックコメントを受け付けるなど多くの市民意見が反映されており、これらの計画により計画体系が構築されている。長期計画策定にあたっては、市民参加によって策定された個別計画（現在改定中の計画に寄せられた意見も含む）との整合を図っている。

#### 【個別計画一覧】

※令和5年（2023）年7月1日時点

<p><b>1 健康・福祉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 武蔵野市第3期健康福祉総合計画</li> <li>・ 武蔵野市地域医療構想（ビジョン）2017</li> <li>・ 武蔵野市第5期地域福祉計画</li> <li>・ 武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画</li> <li>・ 武蔵野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画</li> <li>・ 武蔵野市障害者計画・第6期障害福祉計画</li> <li>・ 武蔵野市第4期健康推進計画</li> <li>・ 武蔵野市食育推進計画</li> <li>・ 武蔵野市自殺総合対策計画</li> <li>・ 武蔵野市国民健康保険データヘルス計画・第3期武蔵野市特定健康診査等実施計画</li> </ul> <p><b>2 子ども・教育</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第五次子どもプラン武蔵野</li> <li>・ 第三期武蔵野市学校教育計画</li> <li>・ 武蔵野市学校施設整備基本計画</li> </ul> <p><b>3 平和・文化・市民生活</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第二期武蔵野市産業振興計画</li> <li>・ 第二期武蔵野市観光推進計画</li> <li>・ 武蔵野市農業振興基本計画&lt;令和3（2021）年度改定版&gt;</li> <li>・ 第二期武蔵野市市民活動促進基本計画</li> <li>・ 武蔵野市第四次男女平等推進計画</li> <li>・ 武蔵野市文化振興基本方針</li> <li>・ 武蔵野市コミュニティセンター整備計画</li> <li>・ 武蔵野市文化施設整備計画</li> <li>・ 武蔵野市多文化共生推進プラン</li> <li>・ 武蔵野市生活安全計画</li> <li>・ 武蔵野市国民保護計画</li> <li>・ 武蔵野市新型インフルエンザ等対策行動計画</li> <li>・ 武蔵野市地域防災計画（令和4年度修正）</li> <li>・ 武蔵野市耐震改修促進計画（第2回改定版）</li> <li>・ 第二期武蔵野市生涯学習計画</li> <li>・ 第二期武蔵野市スポーツ推進計画</li> <li>・ 第2期武蔵野市図書館基本計画</li> <li>・ 第2次武蔵野市子ども読書活動推進計画</li> </ul> <p><b>4 緑・環境</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第五期武蔵野市環境基本計画</li> <li>・ 武蔵野市地球温暖化対策実行計画 2021（事務事業編）2022 改定版</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 武蔵野市一般廃棄物処理基本計画</li> <li>・ 武蔵野市分別収集計画（第10期）</li> <li>・ 武蔵野市緑の基本計画 2019</li> <li>・ 仙川リメイク 武蔵野市仙川水辺環境整備基本計画</li> <li>・ 仙川水辺環境整備基本計画（仙川リメイク）の評価と今後の方向性について</li> <li>・ 千川上水整備基本計画</li> <li>・ 公園・緑地リニューアル計画 2020</li> </ul> <p><b>5 都市基盤</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 武蔵野市都市計画マスタープラン 2021</li> <li>・ 武蔵野市バリアフリー基本構想 2022</li> <li>・ 三鷹駅北口街づくりビジョン</li> <li>・ 武蔵野市景観ガイドライン</li> <li>・ 武蔵野市国土強靱化地域計画</li> <li>・ 吉祥寺グランドデザイン 2020</li> <li>・ N E X T 吉祥寺 2021</li> <li>・ 武蔵野市自転車等総合計画</li> <li>・ 第11次武蔵野市交通安全計画</li> <li>・ 武蔵野市地域公共交通網形成計画</li> <li>・ 武蔵野市自転車走行環境づくり推進計画</li> <li>・ 武蔵野市第四次住宅マスタープラン</li> <li>・ 武蔵野市公営住宅等長寿命化計画</li> <li>・ 武蔵野市道路総合管理計画</li> <li>・ 武蔵野市バリアフリー道路特定事業計画</li> <li>・ 景観道路計画</li> <li>・ 御殿山通り（武蔵野都市計画道路7・6・1号線）整備基本計画</li> <li>・ 武蔵野市下水道総合計画（2023）</li> <li>・ 武蔵野市下水道ストックマネジメント計画</li> <li>・ 武蔵野市下水道事業経営戦略（2023）</li> </ul> <p><b>6 行財政</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第六次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針</li> <li>・ 武蔵野市行財政改革アクションプラン（令和3～6年度）</li> <li>・ 第2期武蔵野市公共施設等総合管理計画</li> <li>・ 武蔵野市公共施設保全改修計画</li> <li>・ 武蔵野市人材育成基本方針</li> <li>・ 第8次職員定数適正化計画</li> <li>・ 武蔵野市特定事業主行動計画</li> </ul>
--	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>・武蔵野市地球温暖化対策実行計画 2021（区域施策編） 2022 改定版</li> <li>・武蔵野市生物多様性基本方針</li> <li>・武蔵野市エコプラザ（仮称）管理運営方針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修計画</li> <li>・第 1 期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画 （令和 3 年度改定版）</li> <li>・武蔵野市第七次総合情報化基本計画</li> <li>・武蔵野市自治体 DX に関する全体方針</li> </ul>
---	--

1